

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約

第一条 目的

この条約の目的は、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うための協力を促進することにある。

第二条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であつて、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。
- (b) 「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。
- (c) 「組織された集団」とは、犯罪の即時の実行のために偶然に形成されたものではない集団をいい、そ

の構成員について正式に定められた役割、その構成員の継続性又は発達した構造を有しなくてもよい。

- (d) 「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(e) 「犯罪収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(f) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(g) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剥奪をいう。

(h) 「前提犯罪」とは、その結果として第六条に規定する犯罪の対象となり得る収益が生じた犯罪をいう。

(i) 「監視付移転」とは、犯罪を捜査するため及び犯罪を実行し又はその実行に関与した者を特定するため、一又は二以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はそ

の疑いがある送り荷が当該一又は二以上の国の領域を出、これを通過し又はこれに入ることを認める」ととする方法をいう。

(j) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によつて構成される機関であつて、この条約が規律する事項に關しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。この条約において「締約国」についての規定は、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機関について適用する。

第三条 適用範囲

- 1 この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、次の犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集團が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。
 - (a) 第五条、第六条、第八条及び第二十二条の規定に従つて定められる犯罪
 - (b) 前条に定義する重大な犯罪
- 2 1の規定の適用上、次の場合には、犯罪は、性質上国際的である。
 - (a) 二以上の国において行われる場合

(b) 一の国において行われるものであるが、その準備、計画、指示又は統制の実質的な部分が他の国において行われる場合

(c) 一の国において行われるものであるが、二以上の国において犯罪活動を行う組織的な犯罪集団が関与する場合

(d) 一の国において行われるものであるが、他の国に実質的な影響を及ぼす場合

第四条 主権の保護

1 締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

2 この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の国の領域内において、当該他の国の当局がその国内法により専ら有する裁判権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第五条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

- (i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであつて、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの
- (ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

- a 組織的な犯罪集団の犯罪活動
- b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知つているときに限る。）
- (b) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。
- 2 1に規定する認識、故意、目的又は合意は、客観的な事実の状況により推認することができる。
- 3 1(a)(i)の規定に従つて定められる犯罪に関し自国の国内法上組織的な犯罪集団の関与が求められる締約国は、その国内法が組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保する。

当該締約国及び1(a)(i)の規定に従つて定められる犯罪に関し自國の国内法上合意の内容を推進するための行為が求められる締約国は、この条約の署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、国際連合事務総長にその旨を通報する。

第六条 犯罪収益の洗浄の犯罪化

1 締約国は、自國の国内法の基本原則に従い、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) (i) その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又は前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。
- (ii) その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し又は偽装すること。
- (b) 自國の法制の基本的な概念に従うことを条件として、
 - (i) その財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、犯罪収益である

財産を取得し、所持し又は使用すること。

(ii) この条の規定に従つて定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2 1の規定の実施上又は適用上、

- (a) 締約国は、最も広範囲の前提犯罪について1の規定を適用するよう努める。
- (b) 締約国は、第二条に定義するすべての重大な犯罪並びに前条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪を前提犯罪に含める。自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、その列記には、少なくとも、組織的な犯罪集団が関連する犯罪を包括的に含める。
- (c) (b)の規定の適用上、前提犯罪には、締約国の管轄の内外のいずれで行われた犯罪も含まれる。ただし、締約国の管轄外で行われた犯罪は、当該犯罪に係る行為がその行為の行われた国の国内法に基づく犯罪であり、かつ、この条の規定を実施し又は適用する締約国において当該行為が行われた場合にその行為が当該締約国の国内法に基づく犯罪となるときに限り、前提犯罪を構成する。
- (d) 締約国は、この条の規定を実施する自国の法律の写し及びその法律に変更があつた場合にはその変更

後の法律の写し又はこれらの説明を国際連合事務総長に提出する。

(e) 締約国は、自国の国内法の基本原則により必要とされる場合には、1に規定する犯罪についての規定を前提犯罪を行つた者について適用しないことを定めることができる。

(f) 1に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的は、客観的な事実の状況により推認することができる。

第七条 資金洗浄と戦うための措置

1 締約国は、次の措置をとる。

(a) すべての形態の資金洗浄を抑止し及び探知するため、その権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客の身元確認、記録保存及び疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする。

(b) 第十八条及び第二十七条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）が、自国の国

内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し及び情報を交換するための能力を有することを確保し、並びにそのために潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国の中心としての役割を果たす金融情報機関の設立を考慮すること。

2 締約国は、情報の適正な使用を確保するための保障を条件とし、かつ、合法的な資本の移動を何ら妨げることなく、現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越えた移動を探知し及び監視するための実行可能な措置をとることを考慮する。これらの措置には、相当な量の現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越える移送について報告することを個人及び企業に求めることを含めることができる。

3 締約国は、この条の規定に基づき国内の規制制度及び監督制度を設けるに当たり、他の条の規定の適用を妨げることなく、地域機関、地域間機関及び多数国間機関であつて資金洗浄と戦うためのものが行つた関係する提案を指針として使用するよう求められる。

4 締約国は、資金洗浄と戦うため、司法当局、法執行当局及び金融規制当局の間の世界的、地域的及び小地域的な協力並びに一国間の協力を発展させ及び促進するよう努める。

第八条 腐敗行為の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、

当該公務員自身、他の者又は団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出又は供与すること。

(b) 公務員が、自己の公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員

自身、他の者又は団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し又は受領すること。

2 締約国は、外国公務員又は国際公務員が関与するに規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他措置をとることを考慮する。締約国は、同様に、他の形態の腐敗行為を犯罪とすることを考慮する。

3 締約国は、また、この条の規定に従つて定められる犯罪に加担する行為を犯罪とするために必要な措置をとる。

4 1及び次条の規定の適用上、「公務員」とは、その者が職務を遂行する締約国の国内法において定義され、かつ、当該締約国の刑事法の適用を受ける公務員その他の公的役務を提供する者をいう。

第九条 腐敗行為に対する措置

1 締約国は、前条に規定する措置に加え、適當なかつ自國の法制に適合する範囲内で、公務員の誠実性を高め並びに公務員の腐敗行為を防止し、探知し及び処罰するため、立法上、行政上その他の効果的な措置をとる。

2 締約国は、公務員の腐敗行為の防止、探知及び処罰について、自國の当局による効果的な活動を確保するための措置（当該当局の活動に対し不適当な影響が及ぼされることを抑止するために当該当局に十分な独立性を与えることを含む。）をとる。

第十条 法人の責任

1 締約国は、自國の法的原則に従い、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪への参加並びに第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪について法人の責任を確立するためには必要な措置をとる。

2 法人の責任は、締約国の法的原則に従つて、刑事上、民事上又は行政上のものとすることができる。

3 法人の責任は、犯罪を行つた自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

4 締約国は、特に、この条の規定に従つて責任を負う法人に対し、効果的な、均衡のとれたかつ抑止力の

ある刑罰又は刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）が科されることを確保する。

第十一条 訴追、裁判及び制裁

1 締約国は、第五条、第六条、第八条及び第一二三条の規定に従つて定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪を行つた者の訴追に関する国内法における法律上の裁量的な権限が、これらの犯罪に関する法の執行が最大の効果を上げるように、かつ、これらの犯罪の実行を抑止することの必要性について妥当な考慮を払つて、行使されることを確保するよう努める。

3 締約国は、第五条、第六条、第八条及び第一二十三条の規定に従つて定められる犯罪については、自国の国内法に従い、かつ、防御の権利に妥当な考慮を払つて、裁判までの間又は上訴までの間に行われる釈放の決定に関連して課される条件においてその後の刑事手続への被告人の出頭を確保する必要性が考慮されることを確保するよう努めるため、適当な措置をとる。

4 締約国は、裁判所その他の権限のある当局が、この条約の対象となる犯罪について有罪とされた者の早期釈放又は仮釈放の可否を検討するに当たり、このような犯罪の重大性に留意することを確保する。

5 締約国は、適當な場合には、自国の国内法により、この条約の対象となる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の出訴期間を定めるものとし、また、容疑者が裁判を逃れていたときは、一層長期の期間を定める。

6 この条約のいかなる規定も、この条約に従つて定められる犯罪並びに適用可能な法律上の犯罪阻却事由及び行為の合法性を規律する他の法的原則は締約国の国内法により定められるという原則並びにこれらの犯罪は締約国の国内法に従つて訴追され及び処罰されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第十二条 没収及び押収

1 締約国は、次のものの没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。

- (a) この条約の対象となる犯罪により生じた犯罪収益又はその収益に相当する価値を有する財産
 - (b) この条約の対象となる犯罪において、用い又は用いることを予定していた財産、装置又は他の道具
- 2 締約国は、1に規定するものを最終的に没収するために特定し、追跡し及び凍結し又は押収することができるようにするため、必要な措置をとる。

- 3 犯罪収益の一部又は全部が他の財産に変形し又は転換した場合には、当該犯罪収益に代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとることができるものとする。
- 4 犯罪収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合には、凍結又は押収のいかなる権限も書き飛べることなく、混同した当該犯罪収益の評価価値を限度として、混同が生じた財産を没収することができるものとする。
- 5 犯罪収益、犯罪収益が変形し若しくは転換した財産又は犯罪収益が混同した財産から生じた収入その他の利益については、犯罪収益と同様の方法により及び同様の限度において、この条に規定する措置をとることができるものとする。
- 6 この条及び次条の規定の適用上、締約国は、自國の裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、財務又は商取引の記録の提出又は押収を命令する権限を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この6の規定に基づく行動をとることを拒否することができない。
- 7 締約国は、自國の国内法の原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で、犯人に対し、没収の対象となる疑いがある犯罪収益その他の財産の合法的な起源につき明らかにするよう要求することの可能

性を検討することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

9 この条のいかなる規定も、この条に規定する措置が締約国の国内法に従つて、かつ、これを条件として定められ及び実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第十三条 没収のための国際協力

1 締約国は、前条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具が自国の領域内にある場合において、この条約の対象となる犯罪についての裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、次のいずれかの措置をとる。

(a) 没収についての命令を得るため、当該要請を自国の権限のある当局に提出し、当該命令が出されたときは、これを執行すること。

(b) 当該要請を行つた締約国の領域内にある裁判所により出された前条1の規定に基づく没収についての命令が自国の領域内にある同条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具に関するものであるときは、要請される範囲内で当該命令を執行するため、自国の権限のある当局にこれを提出すること。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪についての裁判権を有する他の締約国による要請を受けた場合には、当該他の締約国又は1に規定する要請に従い自國が没収についての命令を最終的に出すために前条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具を特定し、追跡し及び凍結し又は押収することができるようにするための措置をとる。

3 第十八条の規定は、この条の規定を適用する場合について準用する。この条に規定する要請には、第十八条に規定する情報のほか、次の事項を含む。

- (a) 1(a)の規定に関する要請にあつては、没収されるべき財産についての記載及び当該要請を行つた締約国が基礎とする事実であつて、当該要請を受けた締約国がその国内法に従い命令を求めることが可能とするに足りるもの記述
- (b) 1(b)の規定に関する要請にあつては、当該要請を行つた締約国が出した当該要請に係る没収についての命令の法律上認められる謄本、事実の記述及び命令の執行が要請される範囲に関する情報
- (c) 2の規定に関する要請にあつては、当該要請を行つた締約国が基礎とする事実の記述及び要請する措置についての記載

4 1及び2に規定する処分又は行為は、要請を受けた締約国の国内法及び手続規則又は当該要請を受けた締約国を当該要請を行つた締約国との関係において拘束する一国間若しくは多数国間の条約、協定若しくは取極に従つて、かつ、これらを条件として行う。

5 締約国は、この条の規定を実施する旨の法令の写し及びその法令に変更があつた場合にはその変更後の法令の写し又はこれらの説明書を国際連合事務総長に提出する。

6 関連する条約の存在を1及び2の措置をとるための条件とする締約国は、この条約を必要かつ十分な根拠となる条約として取り扱う。

7 締約国は、要請に係る犯罪がこの条約の対象となる犯罪でない場合には、この条の規定に基づく協力を拒否することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

9 締約国は、この条の規定に基づく国際協力の実効性を高めるため、一国間又は多数国間の条約、協定又は取極を締結することを考慮する。

第十四条 没収した犯罪収益又は財産の処分

1 締約国が第十二条又は前条1の規定に基づいて没収した犯罪収益又は財産は、当該締約国の国内法及び行政手続に従つて処分する。

2 締約国は、前条の規定に基づく他の締約国の要請により行動する場合において、没収した犯罪収益又は財産を当該要請を行つた締約国に返還するよう求められたときは、当該要請を行つた締約国が犯罪の被害者に補償し又は当該犯罪収益若しくは財産をその正当な所有者に返還することができるようにするため、自国の国内法により認められる範囲内で、当該犯罪収益又は財産を当該要請を行つた締約国に返還することを優先的に考慮する。

3 締約国は、前二条に規定する他の締約国の要請により行動する場合には、次のことについての協定又は取極を締結することを特に考慮することができる。

- (a) 没収した犯罪収益若しくは財産の価値、没収した犯罪収益若しくは財産の売却により生じた資金又はこれらの価値若しくは資金の一部を、第三十条2(c)に規定する指定された口座に支払い、又は組織犯罪の防止に専ら取り組んでいる政府間機関に寄附すること。
- (b) 定期的に又は個々の場合に応じて、没収した犯罪収益若しくは財産又はこれらの売却により生じた資

金を自国の国内法又は行政手続に従い他の締約国との間で配分すること。

第十五条 裁判権

1 締約国は、次の場合において第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で行われる場合

(b) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合

2 締約国は、第四条の規定に従うことを条件として、次の場合において1に規定する犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。

(a) 犯罪が自国の国民に対して行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民又は自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(c) 次の場合

(i) 第五条1の規定に従つて定められる犯罪が、重大な犯罪を自国の領域内において行うために、自國

の領域外において行われる場合

(ii) 第六条1(b)(ii)の規定に従つて定められる犯罪が、同条1の(a)(i)若しくは(ii)又は(b)(i)の規定に従つて定められる犯罪を自国の領域内において行うために、自国の領域外において行われる場合

3 次条10の規定の適用上、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合においては、この条約の対象となる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、当該容疑者の引渡しを行わない場合においては、この条約の対象となる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

5 1又は2の規定に基づいて裁判権を行使する締約国が、一又は二以上の他の締約国が同一の行為に関して捜査、訴追又は司法手続を行つていることを通報され又はその他の方法で知つた場合には、これらの締約国の権限のある当局は、それぞれの行動を調整するため、相互に適宜協議する。

6 この条約は、一般国際法の規範が適用される場合を除くほか、締約国が自国の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

第十六条 犯罪人引渡し

- 1 この条の規定は、第三条1(a)又は(b)に規定する犯罪であつて組織的な犯罪集団が関与し、かつ、犯罪人引渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するもの及びこの条約の対象となる犯罪について適用する。ただし、当該請求に係る犯罪が当該請求を行つた締約国及び当該請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができる犯罪であることを条件とする。
- 2 犯罪人引渡しの請求が二以上の別個の重大な犯罪に係るものである場合において、これらの犯罪の一部についてこの条の規定が適用されないとときは、当該請求を受けた締約国は、そのような犯罪についてもこの条の規定を適用することができる。
- 3 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡し条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡し犯罪として含めることを約束する。
- 4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する

犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

5 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、次の措置をとる。

- (a) この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、国際連合事務総長に対し、この条約を他の締約国との間における犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠とするか否かを通報すること。
- (b) この条約を犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠としない場合において、適当なときは、この条の規定を実施するため、他の締約国と犯罪人引渡しに関する条約を締結するよう努めること。

6 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、この条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪と認める。

7 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の国内法に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡し条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑に関する条件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

8 締約国は、自国の国内法に従うことを条件として、この条の規定の適用を受ける犯罪につき、犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう

努める。

9 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行つた締約国の請求があるときは、自国の国内法及び犯罪人引渡し条約に従うことを条件として、その引渡しが求められている自国の領域内に所在する者を抑留することその他犯罪人引渡し手続へのその者の出頭を確保するための適当な措置をとることができる。

10 容疑者が自国の領域内において発見された締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき当該容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行つた締約国からの要請により、不當に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。当該権限のある当局は、自国の国内法に規定する重大性を有する他の犯罪の場合と同様の方法で決定を行い、及び手続を実施する。関係締約国は、このような訴追の効率性を確保するため、特に手続及び証拠に係る側面に關して相互に協力する。

11 締約国は、自国の国内法が、引渡しの請求に係る裁判又は手続の結果科された刑に服するために自国民が自國に送還されるとの条件下においてのみ当該自國の国民の引渡しを認める場合において、当該引

渡しの請求を行う締約国との間でそのような方法をとること及び他の適当と認める条件について合意するときは、そのような条件付の引渡しによって10に規定する義務を履行することができる。

12 請求を受けた締約国は、刑の執行を目的とする犯罪人引渡しをその引渡しの対象となる者が本国の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行つた締約国からの申出があるときは、本国の国内法が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行つた締約国の国内法に従つて言い渡された刑又はその残余の執行について考慮する。

13 いざれの者も、自己につきこの条の規定の適用を受ける犯罪のいざれかに関する訴訟手続がとられてい る場合には、そのすべての段階において公正な取扱い（当該者が領域内に所在する締約国の国内法に定められたすべての権利及び保障の享受を含む。）を保障される。

14 この条約のいかなる規定も、犯罪人の引渡しの請求を受けた締約国が、性、人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由として当該請求の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために当該請求が行われたと信じ又は当該請求に応ずることにより当該者の地位がこれらの理由によつて害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行う義務を課すものと解してはならない。

15 締約国は、犯罪が財政上の問題にも関連すると考えられることのみを理由として、犯罪人引渡しの請求を拒否することはできない。

16 犯罪人引渡しの請求を受けた締約国は、その引渡しを拒否する前に、適当な場合には、請求を行つた締約国がその意見を表明し及びその主張に関する情報を提出する機会を十分に与えるため、当該請求を行つた締約国と協議する。

17 締約国は、犯罪人引渡しを行い又はその実効性を高めるための一国間又は多数国間の協定又は取極を締結するよう努める。

第十七条 刑を言い渡された者の移送

締約国は、この条約の対象となる犯罪につき拘禁刑その他の形態の自由を剥奪する刑を言い渡された者が自國の領域においてその刑を終えることを可能とするため、これらの者の自國の領域への移送に関する一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮することができる。

第十八条 法律上の相互援助

1 締約国は、第三条に規定するこの条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最

大限の法律上の援助を相互に与え、また、同条1(a)又は(b)に規定する犯罪が性質上国際的であり（当該犯罪の被害者、証人、収益、道具又は証拠が要請を受けた締約国内に所在する場合を含む。）、かつ、当該犯罪に組織的な犯罪集團が関与していると要請を行う締約国が疑うに足りる合理的な理由がある場合には、同様の援助を相互に与える。

2 法律上の相互援助は、要請を行う締約国において第十条の規定に基づいて法人が責任を負う可能性のある犯罪に関して行われる捜査、訴追及び司法手続について、要請を受けた締約国の関連する法律、条約、協定及び取極の下で、最大限度可能な範囲で与えられる。

3 この条の規定に従つて与えられる法律上の相互援助については、次の事項のために要請することができる。

- (a) 供述の取得
- (b) 裁判上の文書の送達の実施
- (c) 捜索、押収及び凍結の実施
- (d) 物及び場所の見分

- (e) 情報、証拠物及び鑑定の提供
- (f) 関連する文書及び記録（政府、銀行、財務、法人又は業務の記録を含む。）の原本又は証明された謄本の提供

(g) 証拠のための犯罪収益、財産及び道具その他の物の特定又は追跡

(h) 要請を行つた締約国において人が任意に出頭することの促進

(i) その他の種類の援助であつて要請を受けた締約国の国内法に違反しないもの

4 締約国のある当局は、刑事問題に関する情報が、他の締約国のある当局が調査及び刑事手続を行い若しくはこれらを成功裡に完了させるための援助となり得るものであると信じ又は当該他の締約国がこの条約に基づいて援助の要請を行うことにつながり得るものであると信ずる場合には、事前の要請がないときでも、自国の国内法の範囲内で当該情報を当該他の締約国のある当局に送付することができる。

5 4の規定に基づく情報の送付は、当該情報を提供する権限のある当局の国における調査及び刑事手続を妨げるものではない。当該情報を受領した権限のある当局は、当該情報を秘密とすること（一時的に秘密

とすることを含む。) の要請又はその使用の制限に従う。ただし、このことは、情報を受領した締約国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような情報を開示することを妨げるものではない。この場合において、情報を受領した締約国は、情報を送付した締約国に対し、その開示に先立つて通報し、及び要請があつたときは当該情報を送付した締約国と協議する。例外的に事前の通報が不可能であつた場合には、情報を受領した締約国は、情報を送付した締約国に対し遅滞なくその開示について通報する。

6 この条の規定は、法律上の相互援助について全面的又は部分的に定める現行の又は将来締結される一国間又は多數国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

7・9から29までの規定は、関係締約国が法律上の相互援助に関する条約によつて拘束されていない場合は、この条の規定に従つて行われる要請について適用する。当該関係締約国がそのような条約によつて拘束されている場合には、そのような条約の対応する規定は、当該関係締約国がこれらの規定に代えて9から29までの規定を適用することに合意する場合を除くほか、適用する。締約国は、9から29までの規定が協力を促進する場合には、これらの規定を適用することを強く奨励される。

8 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条の規定に基づく法律上の相互援助を与えるこ

とを拒否することができない。

9 締約国は、双罰性が満たされないことを理由としてこの条の規定に基づく法律上の相互援助を与えることを拒否することができる。ただし、要請を受けた締約国は、適当と認める場合には、当該要請に係る行為が自国の国内法により犯罪を構成するか否かを問わず、その裁量により決定する範囲内で、援助を提供することができる。

10 一の締約国の領域内において拘禁され又は刑に服している者については、当該者が確認、証言その他援助であつてこの条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追又は司法手続のための証拠の収集に係るもののが提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、次の条件が満たされるとときは、移送することができる。

- (a) 当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与えること。
- (b) 双方の締約国の権限のある当局がこれらの締約国の適当と認める条件に従つて合意すること。

11 10の規定の適用上、

- (a) 10に規定する者が移送された締約国は、当該者を移送した締約国が別段の要請を行わず又は承認を与

えない限り、移送された当該者を抑留する権限を有し及び義務を負う。

(b) 10に規定する者が移送された締約国は、自国及び当該者を移送した締約国の双方の権限のある当局による事前又は別段の合意に従い、移送された当該者をその移送した締約国による抑留のために送還する義務を遅滞なく履行する。

(c) 10に規定する者が移送された締約国は、当該者を移送した締約国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要求してはならない。

(d) 移送された者が移送された締約国において抑留された期間は、当該者を移送した国における当該者の刑期に算入する。

12 移送された者は、10及び11の規定に従つて当該者を移送する締約国が同意しない限り、その国籍のいかんを問わず、当該者を移送した国の領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当該者が移送された国の領域内において、訴追されず、拘禁されず、処罰されず又は身体の自由についての他のいかなる制限も課されない。

13 締約国は、法律上の相互援助の要請を受領し及び当該要請を実施し又は当該要請をその実施のために権

限のある当局に送付する責任及び権限を有する中央当局を指定する。締約国は、法律上の相互援助につき別個の制度を有する特別の地域又は領域を有する場合には、当該特別の地域又は領域に關し同じ任務を有する別個の中央当局を指定することができる。中央当局は、受領した要請の迅速かつ適切な実施又は送付を確保する。中央当局は、受領した要請をその実施のために権限のある当局に送付する場合には、その要請が当該権限のある当局によつて迅速かつ適切に実施されるよう奨励する。締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、指定した中央当局を国際連合事務総長に通報する。法律上の相互援助の要請及びこれに関連する連絡は、締約国が指定した中央当局に対しても行う。この規定は、このような要請及び連絡が外交上の経路により又は緊急の状況において関係締約国が合意しかつ可能な場合には国際刑事警察機構を通じて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

14 要請は、当該要請を受けた締約国が受け入れることができるものによる言語による書面又は可能な場合には文書による記録を作成することができることにより、当該締約国がその真正を確認することができる条件の下で行う。締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、自國が受け入れることができる一又は二以上の言語を国際連合事務総長に通報する。緊急の状況において関係締約国が合意する

場合には、要請は、口頭によつて行うことができるが、直ちに書面によつて確認する。

15 法律上の相互援助の要請には、次の事項を含む。

- (a) 要請を行う当局の特定
- (b) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質並びにこれらの捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
- (c) 関連する事実の概要（裁判上の文書の送達のための要請の場合を除く。）
- (d) 要請する援助についての記載及び要請を行つた締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細
- (e) 可能な場合には、関係者の特定、居所及び国籍
- (f) 証拠、情報又は措置が求められる目的

16 要請を受けた締約国は、追加の情報が自国の国内法に従つて当該要請を実施するため必要と認める場合又は追加の情報が当該要請の実施を容易にできる場合には、当該追加の情報を求めることができる。

17 要請は、当該要請を受けた締約国の国内法に従つて実施し、並びに当該締約国の国内法に違反しない範

国内で及び可能な場合には当該要請において明示された手続に従つて実施する。

18

一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が当該一の締約国の領域に直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、当該個人がその領域内に所在する当該他の締約国は、当該一の締約国の要請により、可能な限り、かつ、自國の国内法の基本原則に従つて、ビデオ会議によつて尋問を行うことを認めることができる。締約国は、要請を行つた締約国の司法当局が尋問を実施し及び要請を受けた締約国の司法当局がこれに立ち会うことを合意することができる。

19

要請を行つた締約国は、当該要請を受けた締約国が提供した情報又は証拠を、当該要請を受けた締約国の事前の同意なしに、当該要請において明記された捜査、訴追又は司法手続以外のもののために送付してはならず、又は利用してはならない。この19の規定は、要請を行つた締約国が自國の手続において被告人の無罪の立証に資するような情報又は証拠を開示することを妨げるものではない。この場合において、要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国に対してその開示に先立つて通報し、及び要請があつたときは当該要請を受けた締約国と協議する。例外的に事前の通報が不可能であった場合には、要請を行つた締約

国は、要請を受けた締約国に対し遅滞なくその開示について通報する。

20 要請を行つた締約国は、当該要請を受けた締約国が当該要請の実施に必要な範囲を除くほか当該要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。当該要請を受けた締約国が秘密のものとして取り扱うことができない場合には、当該要請を受けた締約国は、速やかにその旨を当該要請を行つた締約国に通報する。

21 法律上の相互援助については、次の場合には、拒否することができる。

- (a) 要請がこの条の規定に従つて行われていない場合
- (b) 要請を受けた締約国が当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると認める場合
- (c) 要請を受けた締約国の当局が、当該要請に係る犯罪と同様の犯罪について捜査、訴追又は司法手続が当該当局の管轄内において行われているとした場合において、要請された措置をとることを自国の国内法により禁止されているとき。
- (d) 要請を受け入れることが当該要請を受けた締約国の法律上の相互援助に関する法制に違反すること

なる場合

22 締約国は、犯罪が財政上の問題にも関連すると考えられるのみを理由として、法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

23 法律上の相互援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならない。

24 法律上の相互援助の要請を受けた締約国は、当該要請を可能な限り速やかに実施し、及び要請を行つた締約国が理由を付して示す期限（その理由は当該要請において示されることが望ましい。）について、可能な限り十分に考慮する。要請を受けた締約国は、要請を行つた締約国による当該要請の取扱いの進展についての合理的な要望に応ずる。要請された援助が必要でなくなった場合には、要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国に速やかに通報する。

25 要請を受けた締約国は、進行中の捜査、訴追又は司法手続が法律上の相互援助により妨げられることを理由として、その援助を延期することができる。

26 要請を受けた締約国は、21の規定に基づいて要請を拒否し又は25の規定に基づいて要請の実施を延期する前に、自國が必要と認める条件に従つて援助を行うか否かについて検討するために当該要請を行つた締

約国と協議する。当該要請を行つた締約国は、当該条件に従つて援助を受ける場合には、その条件に従う。

27 12の規定の適用を妨げることなく、要請を行つた締約国の当該要請に基づき当該要請を行つた締約国の領域内で司法手続において証言を行い又は捜査、訴追若しくは司法手続に協力することに同意する証人、専門家その他の者は、当該要請を受けた締約国の領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当該要請を行つた締約国の領域において訴追されず、拘禁されず、処罰されず又は身体の自由についての他のいかなる制限も課されない。このような保証措置は、当該証人、専門家その他の者が、当該要請を行つた締約国の司法当局により出頭することを要求されなくなつたことを公式に伝えられた日から引き続く十五日の期間（当該両締約国が合意する期間がある場合には、その期間）内において当該要請を行つた締約国の領域から離れる機会を有していたにもかかわらず当該要請を行つた締約国の領域内に任意に滞在していたときには、当該期間が満了した時に又は当該領域から離れた後自己の自由意思で当該領域に戻ってきたときには、その時に、それ終了する。

28 要請の実施に要する通常の費用は、関係締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、当該要請

を受けた締約国が負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費が必要であり又は必要となる場合には、関係締約国は、当該要請を実施する条件及び費用の負担の方法を決定するために協議する。

29 要請を受けた締約国は、

(a) 自国が保有する政府の記録文書、文書又は情報であつて自国の国内法上公衆が入手することができるものの写しを要請を行つた締約国に提供する。

(b) 裁量により、自国が保有する政府の記録文書、文書又は情報であつて自国の国内法上公衆が入手することができないものの写しの全部又は一部を適当と認める条件に従い要請を行つた締約国に提供することができる。

30 締約国は、必要な場合には、この条の規定の目的に寄与し、この条の規定を実際に実施し又はこの条の規定の効果を高めるための一国間又は多数国間の協定又は取極の締結の可能性を考慮する。

第十九条 共同捜査

締約国は、一又は二以上の国において捜査、訴追又は司法手続の対象となる事項に関し、関係を有する権

限のある当局が共同捜査班を設けることができることを定める一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮する。このような協定又は取極がない場合には、共同捜査は、個々にその事例に応じて合意によつて行うことができる。関係締約国は、領域内において共同捜査が行われる締約国の主権が十分に尊重されることを確保する。

第二十条 特別な捜査方法

1 締約国は、自国の国内法制の基本原則によつて認められる場合には、組織犯罪と効果的に戦うために、自国の権限のある当局による自国の領域内における監視付移転の適当な利用及び適当と認める場合には電子的その他の形態の監視、潜入して行う捜査等の特別な捜査方法の利用ができるように、可能な範囲内で、かつ、自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとる。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪を捜査するため、必要な場合には、国際的な協力において1に規定する特別な捜査方法を利用するための適当な一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを奨励される。このような協定又は取極は、国の主権平等の原則を完全に遵守して締結され及び実施されなければならず、かつ、当該協定又は取極に定める条件に厳格に従つて実施されなければならない。

3 2に規定する協定又は取極がない場合には、1に規定する特別な捜査方法を国際的に利用することの決定は、個々にその事例に応じて行つものとし、また、必要な場合には、その決定に当たり、財政上の取極及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮することができる。

4 監視付移転を国際的に利用することの決定には、関係締約国の同意の下に、物品を差し止めた上で、当該物品をそのままにして又はその全部若しくは一部を抜き取つて若しくは差し換えて、当該物品が引き続
き送付されることを認めること等の方法を含めることができる。

第二十一条 刑事手続の移管

締約国は、裁判の正当な運當の利益になると認める場合、特に二以上の裁判権が関係している場合には、訴追を集中させるために、この条約の対象となる犯罪の訴追のための手続を相互に移管するとの可能性を考慮する。

第二十二条 犯罪記録の作成

締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において利用することを目的として、適当と認める条件の下でかつ適當と認める目的のため、他の国における容疑者の過去の有罪判決を考慮するための必要

な立法その他の措置をとることができる。

第一二三条 司法妨害の犯罪化

締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) この条約の対象となる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせるために、又は証言すること若しくは証拠を提出することを妨害するために、暴行を加え、脅迫し若しくは威嚇し又は不当な利益を約束し、申し出若しくは供与すること。

- (b) 裁判官又は法執行の職員によるこの条約の対象となる犯罪に関する公務の遂行を妨害するために、暴行を加え、脅迫し又は威嚇すること。前段の規定は、締約国が裁判官及び法執行の職員以外の公務員を保護する法律を定めることを妨げるものではない。

第一四四条 証人の保護

¹ 締約国は、その有する手段の範囲内で、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において証言する証人及び適当な場合にはその親族その他密接な関係を有する者について、生じ得る報復又は威嚇からその者を効果的に保護するため、適当な措置をとる。

2 1に規定する措置には、被告人の権利（適正な手続についての権利を含む。）に影響を及ぼすことなく、特に次のことを含めることができる。

(a) 1に規定する者の身体の保護のための手続を定めること。例えば、必要かつ実行可能な範囲内で、当該者の居所を移転し、又は適当な場合にはその身元及び所在に関する情報を開示せず若しくは開示を制限することを認めること。

(b) 証人の安全を確保する方法で証人が証言することを認めるための証拠に関する規則を定めること。例えば、ビデオリンク等の通信技術その他の適当な手段の利用を通じて証言することを認めること。

3 締約国は、1に規定する者の居所の移転に関し、他の国と協定又は取極を締結することを考慮する。

4 この条の規定は、被害者に対しても、当該者が証人である限りにおいて適用する。

第二十五条 被害者に対する援助及び保護の提供

1 締約国は、その有する手段の範囲内で、この条約の対象となる犯罪の被害者に対し、特に報復又は威嚇のおそれがある場合には、援助及び保護を与えるための適当な措置をとる。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪の被害者が損害賠償及び原状回復を受けられるよう適当な手続を

定める。

3 締約国は、自國の国内法に従うことの条件として、防衛の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され及び考慮されることを可能とする。

第二十六条 法執行当局との協力を促進するための措置

1 締約国は、組織的な犯罪集団に参加している者又は参加した者に対して次のことと奨励するための適当な措置をとる。

(a) 権限のある当局にとって捜査及び立証のために有用な情報で次のような事項に関するものを提供するこゝ。

- (i) 組織的な犯罪集団の特定、性格、構成、組織、所在地又は活動
- (ii) 他の組織的な犯罪集団との連携（国際的な連携を含む。）
- (iii) 組織的な犯罪集団が行つた又は行つ可能性のある犯罪

(b) 事実に基づく具体的な援助であつて組織的な犯罪集団から資源又は犯罪収益を剥奪することに貢献し得るものと権限のある当局に提供すること。

2 締約国は、適當な場合には、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において實質的に協力する被告人の処罰を輕減することを可能とすることについて考慮する。

3 締約国は、自國の国内法の基本原則に従い、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において實質的に協力する者の訴追を免除することを可能とすることについて考慮する。

4 2及び3に規定する者の保護については、第一十四条に定めるところに従う。

5 1に規定する者であつて一の締約国に所在するものが他の締約国の権限のある当局に實質的に協力することができる場合には、関係締約国は、自國の国内法に従い、当該他の締約国が当該者について2及び3に規定する取扱いを行うことの可能性に関する協定又は取極を締結することを考慮することができる。

第二十七条 法執行のための協力

1 締約国は、自國の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の対象となる犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に次のことのための効果的な措置をとる。

(a) この条約の対象となる犯罪のすべての部面（自國が適當と認める場合には、他の犯罪活動との関連を

含む。) に関する情報の確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある当局、機関及び部局の相互間の連絡の経路を強化し、並びに必要なときはこれを設けること。

(b) この条約の対象となる犯罪について次の事項に関する調査するに当たり、他の締約国と協力すること。

- (i) 当該犯罪にかかわっていると疑われる者の特定、所在及び活動又は他の関係者の所在
- (ii) 当該犯罪の実行により生じた犯罪収益又は財産の移動
- (iii) 当該犯罪の実行に用い又は用いようとした財産、装置又は他の道具の移動
- (c) 適当な場合には、分析又は捜査のために必要な物品又は必要な量の物質を提供すること。
- (d) 権限のある当局、機関及び部局の相互間の効果的な調整を促進し、並びに職員その他の専門家の交換(関係締約国間の一国間の協定又は取極に従うことを条件として、連絡員の配置を含む。)を推進すること。
- (e) 組織的な犯罪集団によつて使用される特定の手段及び方法(適当な場合には、虚偽の身元関係事項、変造され若しくは偽造された文書又は当該犯罪集団の活動を隠匿する他の手段の利用並びに経路及

び輸送手段を含む。)について他の締約国と情報を交換すること。

(f) この条約の対象となる犯罪の早期発見のために情報を交換し、及び適宜とられる行政上その他の措置について調整すること。

2 締約国は、この条約を実施するため、それぞれの法執行機関の間で直接協力することに関する一国間又は多数国間の協定又は取極の締結を考慮し、このような協定又は取極が既に存在する場合には、これらの改正を考慮する。締約国は、関係締約国間にこのような協定又は取極がない場合には、この条約の対象となる犯罪に關し、この条約を法執行に関する相互の協力の根拠とみなすことができる。締約国は、適当な場合には、それぞれの法執行機関の間の協力を促進するため、協定又は取極（国際機関又は地域機関を含む。）を十分に利用する。

3 締約国は、最新の技術を利用して行われる国際的な組織犯罪に対応するため、その有する手段の範囲内で協力するよう努める。

第二十八条 組織犯罪の性質に関する情報の収集、交換及び分析

1 締約国は、科学界及び学界の協力を得て、自国の領域内における組織犯罪の傾向、組織犯罪が行われる

事情並びに組織犯罪に関する専門的団体及び技術を分析することを考慮する。

2 締約国は、相互に又は国際機関及び地域機関を通じて、組織的な犯罪活動に関する分析についての専門知識を発展させかつ共有することを考慮する。この目的のために、共通の定義、基準及び方法を適宜定め及び適用すべきである。

3 締約国は、組織犯罪と戦うための自国の政策及び実際にとられる措置を監視し並びにこれらの政策及び措置の実効性及び効率性を評価することを考慮する。

第二十九条 訓練及び技術援助

1 締約国は、必要な範囲内で、自国の法執行の職員（検察官、捜査を行う治安判事及び税関職員を含む。）並びにこの条約の対象となる犯罪の防止、探知及び取締りの任務を課された他の職員のための特別な訓練計画を開始し、発展させ又は改善する。その訓練計画には、職員の派遣及び交流を含めることができる。その訓練計画には、国内法により認められる範囲内で特に次の事項を含む。

- (a) この条約の対象となる犯罪の防止、探知及び取締りに用いられる方法
- (b) この条約の対象となる犯罪にかかわっていると疑われる者が用いる経路及び技術（通過国におけるも

のを含む。）並びにこれらへの適当な対策

(c) 禁制品の移動の監視

(d) 犯罪収益、財産、装置又は他の道具の移動の探知及び監視、そのような収益、財産、装置又は他の道具の移転、隠匿又は偽装に用いられる方法並びに資金洗浄その他金融に係る犯罪と戦うために用いられる方法

(e) 証拠の収集

(f) 自由貿易地帯及び自由港における統制の技術

(g) 法執行の最新の装置及び技術（電子的な監視、監視付移転及び潜入して行う捜査を含む。）

(h) コンピュータ、電気通信網及びその他の形態の最新の技術を利用して行われる国際的な組織犯罪と戦うために用いられる方法

(i) 被害者及び証人を保護するために用いられる方法

2 締約国は、1に規定する分野における専門知識を共有するための調査計画及び訓練計画を作成し及び実施するため相互に援助し、このため、適当な場合には、協力を推進し及び相互に関心のある問題（通過国

にとつての特殊な問題及び必要な事項を含む。)についての討論を奨励するために地域的及び国際的な會議及びセミナーを利用する。

3 締約国は、犯罪人引渡し及び法律上の相互援助を促進する訓練及び技術援助を推進する。このような訓練及び技術援助には、語学訓練並びに中央当局又は関連する任務を有する機関の間での職員の派遣及び交流を含めることができる。

4 締約国は、一国間及び多数国間の協定又は取極が既に存在する場合には、必要な範囲内で、実務上及び訓練上の活動であつて、国際機関及び地域機関におけるもの並びに他の関連する一国間及び多数国間の協定又は取極に基づくものを最大限にするための努力を強化する。

第三十条 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）

- 1 締約国は、組織犯罪が社会一般、特に持続的な発展に及ぼす悪影響を考慮し、国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適当な実施に貢献する措置をとる。
- 2 締約国は、相互に並びに国際機関及び地域機関と調整の上、可能な範囲内で次の事項のために具体的な努力を払う。

(a) 國際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うための開発途上国的能力を強化するため、様々なレベルにおける開発途上国との間の協力を促進すること。

(b) 國際的な組織犯罪と効果的に戦うための開発途上国努力を支援し及び開発途上国がこの条約を成功裡に実施することを援助するため、財政的及び物質的な援助を促進すること。

(c) 開発途上国及び移行経済国がこの条約を実施する上で必要性を満たすことができるよう援助するため、これらの国に技術援助を与えること。このため、締約国は、国際連合の資金調達の仕組みにおけるこの目的のために特に指定された口座に十分かつ定期的に任意の拠出を行うよう努める。また、締約国は、自国の国内法及びこの条約に従い、この条約に従つて没収された金銭又は犯罪収益若しくは財産の価額の一定の割合を当該口座に拠出することを特に考慮することができる。

(d) 他の国及び金融機関に対し、締約国がこの条の規定の下で行う努力に参加すること（特に、開発途上国がこの条約の目的を達成することを援助するためにより多くの訓練計画及び最新の装置を開発途上国に提供すること）を適宜奨励し及び説得すること。

3 この条に規定する措置は、可能な限り、現行の対外援助の約束及びその他の資金協力に関する一国間

の、地域的な又は国際的な取極に影響を及ぼさないようなものとする。

4 締約国は、この条約に定める国際協力の手段を効果的なものとするため並びに国際的な組織犯罪の防止、探知及び取締りのため必要な財政上の取極を考慮に入れて、物的援助及び業務上の援助に関する二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することができる。

第三十一条 防止

1 締約国は、国際的な組織犯罪の防止のため、国内の事業計画を作成し及び評価し並びに最善の措置及び政策を策定し及び推進するよう努める。

2 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、適当な立法上、行政上その他の措置を通じて、組織的な犯罪集団が犯罪収益を用いて合法的な市場に参加する現在及び将来の機会を減少させるよう努める。これらの措置は、次のものに焦点を合わせるべきである。

- (a) 法執行機関又は検察官と関連する民間の団体（産業界を含む。）との間の協力の強化
- (b) 公的団体及び関連する民間の団体の誠実性を保障するための基準及び手続並びに関連する職業、特に、弁護士、公証人、税理士及び会計士のための行動規範の作成の促進

(c) 公の当局が行う入札手続並びに公の当局が商業活動のために交付する補助金及び免許を組織的な犯罪集団が悪用することの防止

(d) 組織的な犯罪集団による法人の悪用の防止。そのための措置には、次のものを含めることができる。

(i) 法人の設立、管理及び資金調達に関与する法人及び自然人についての公的な記録の作成

(ii) 裁判所の命令又は適当な手段により、この条約の対象となる犯罪について有罪とされた者から、自國の管轄内に設立された法人の役員として活動する資格を合理的な期間にわたって^{はく}剥奪^{はく}することを可能とすること。

(iii) 法人の役員として活動する資格を剥奪された者に関する国の記録の作成

(iv) 他の締約国のある当局との間における(i)及び(ii)に規定する記録に含まれる情報の交換

3 締約国は、この条約の対象となる犯罪について有罪とされた者の社会復帰を促進するよう努める。

4 締約国は、組織的な犯罪集団により悪用されやすい点を探知するため、現行の関連する法的文書及び行政措置を定期的に評価するよう努める。

5 締約国は、国際的な組織犯罪の存在、原因及び重大性並びに国際的な組織犯罪によつてもたらされる脅

威に関する啓発の促進に努める。締約国は、適当な場合には、マスメディアを通じて情報を普及させることができるものとし、当該情報には、国際的な組織犯罪の防止及びこれとの戦いへの公衆の参加を促進するための措置を含むものとする。

6 締約国は、他の締約国が国際的な組織犯罪を防止するための措置を開発するに当たり援助することができる旨の当局の名称及び所在地を国際連合事務総長に通報する。

7 締約国は、適当な場合には、相互に並びに関連する国際機関及び地域機関と協力して、この条に規定する措置を推進し及び開発する。この協力には、国際的な組織犯罪の防止（例えば、社会的に疎外された集団を国際的な組織犯罪の行為の害を受けやすいものとしている状況を改善することによるもの）を目的とする国際的な事業計画への参加を含む。

第三十二条 締約国会議

1 この条約により、国際的な組織犯罪と戦う締約国的能力を向上させるため並びにこの条約の実施を促進し及び検討するため締約国会議を設置する。

2 國際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。締約国会議は、手続

規則並びに3及び4に規定する活動を規律するための規則（これらの活動に要する経費の支払に関する規則を含む。）を採択する。

3 締約国会議は、1に規定する目的を達成するための仕組みについて合意する。この仕組みには、次のことを含む。

- (a) 第二十九条から前条までに規定する締約国の活動を促進すること（任意の拠出の調達を促進することによるものを含む。）。
- (b) 國際的な組織犯罪の形態及び傾向並びに国際的な組織犯罪との戦いにおいて成功した措置に関する締約国間の情報の交換を促進すること。
- (c) 関連する国際機関、地域機関及び非政府機関と協力すること。
- (d) この条約の実施状況を定期的に検討すること。
- (e) この条約及びその実施の改善のための勧告を行うこと。

4 3(d)及び(e)の規定の適用上、締約国会議は、締約国が提供する情報及び締約国会議が設ける補足的な検討の仕組みを通じて、この条約の実施に当たり締約国がとった措置及びその際に直面した困難に関する必

要な知識を得る。

5 締約国は、締約国会議から要請があつたときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を締約国会議に提供する。

第三十三条 事務局

1 國際連合事務総長は、締約国会議のために必要な事務局の役務を提供する。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議が前条に規定する活動を行うに当たり、締約国会議を補佐し、その会合を準備し、及びこれに必要な役務を提供すること。

(b) 締約国が前条5に規定する締約国会議への情報の提供を行う際に、要請により、当該締約国を補佐すること。

(c) 関連する国際機関及び地域機関の事務局と必要な調整を行うこと。

第三十四条 条約の実施

1 締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従つて、必要な措

置（立法上及び行政上の措置を含む。）をとる。

2 第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪については、各締約国の国内法において、第三条1に定める国際的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし、第五条の規定により組織的な犯罪集団の関与が要求される場合は、この限りでない。

3 締約国は、国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、この条約に定める措置よりも精細な又は厳しい措置をとることができる。

第三十五条 紛争の解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。
- 2 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 3 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束さ

れない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。

4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、二千零十一月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後は、二千一年十一月十一日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておぐ。

2 この条約は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国の中少なくとも一の国が1の規定に従つてこの条約に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておぐ。

3 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国の中少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することが

できる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この条約は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの条約の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第三十七條 議定書との関係

- 1 この条約は、一又は二以上の議定書により補足することができる。
- 2 国又は地域的な経済統合のための機関は、議定書の締約国となるためにこの条約の締約国でなければならぬ。
- 3 この条約の締約国は、議定書に従つてその締約国とならない限り、当該議定書によつて拘束されない。
- 4 この条約の議定書は、その目的を考慮しつつ、この条約とともに解釈される。

第三十八条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日以内に効力を生ずる。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この条約は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日以内に効力を生ずる。

第三十九条 改正

1 締約国は、この条約の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席しかつ投票する締約国の三分の一

以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利行使する。当該機関は、その構成国が由國の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従つて採択された改正は、締約国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならぬ。

4 1の規定に従つて採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの条約の規定（批准し、受諾し又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第四十条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対し書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することがで

かる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの条約を廃棄した場合には、この条約の締約国でなくなる。

3 1の規定に従つて行われたこの条約の廃棄は、この条約の議定書の廃棄を伴う。

第四十一条 寄託者及び言語

1 國際連合事務総長は、この条約の寄託者に指定される。

2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、國際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人
(特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するた
めの議定書

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、
抑止し及び処罰するための議定書

前文

この議定書の締約国は、

人（特に女性及び児童）の取引を防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、そのような取引を防止し、そのような取引を行う者を処罰し、及びそのような取引の被害者を保護するための措置（そのような被害者の国際的に認められた人権を保護することによるものを含む。）を含む包括的かつ国際的な取組を被害者が所在していた国、通過する国及び目的地である国において必要とすることを宣言し、

人、特に女性及び児童に対する搾取と戦うための規則及び実際的な措置を含む種々の国際文書が存在するにもかかわらず、人身取引のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

そのような文書が存在しない場合には、人身取引の被害を受けやすい者が十分に保護されないことを憂慮し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に女性及び児童の取引を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会（すべての国が参加することができるもの）を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百十一号（第五十三回会期）を想起し、

人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し、及び処罰するための国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、

次のとおり協定した。

I 一般規定

第一条 國際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

- 1 この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。
- 2 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3 第五条の規定に従つて定められる犯罪は、同条約に従つて定められる犯罪とみなす。

第二条 目的

この議定書は、次のことを目的とする。

- (a) 女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。
- (b) 人身取引の被害者の人権を十分に尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること。
- (c) (a)及び(b)に規定する目的を実現するため、締約国間の協力を促進すること。

第三条 用語

この議定書の適用上、

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は臓器の摘出を

含める。

- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

第四条 適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従つて定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。

第五条 犯罪化

- 1 締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従つて定められる犯罪の未遂
- (b) 1の規定に従つて定められる犯罪に加担する行為
- (c) 1の規定に従つて定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

II 人身取引の被害者の保護

第六条 人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供

1 締約国は、適當な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとすることを含む。

2 締約国は、適當な場合には、人身取引の被害者に対して次のものを提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。

- (a) 関連する訴訟上及び行政上の手続に関する情報
- (b) 防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適當な段階において表明され、及び考慮されることを可能にするための援助

3 締約国は、適當な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、特に、次のものの提供を含む措置をとることを考慮する。

(a) 適当な住居

(b) 人身取引の被害者が理解することができる言語によるカウンセリング及び情報（特にその者の法的な権利に関するもの）

(c) 医学的、心理的及び物的援助

(d) 雇用、教育及び訓練の機会

4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、人身取引の被害者の年齢、性別及び特別の必要性（適当な住居、教育及び保護を含む。）、特に児童の特別の必要性を考慮する。

5 締約国は、人身取引の被害者が当該締約国の領域内にいる間、その身体の安全を確保するよう努める。

6 締約国は、人身取引の被害者に対し、その者が被つた損害の賠償を受けることを可能とする措置を自国の国内法制に含めることを確保する。

第七条 受入国における人身取引の被害者の地位

- 1 締約国は、前条の規定に基づく措置をとることに加え、適當な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適當な措置をとることを考慮する。
- 2 締約国は、1に規定する措置を実施するに当たり、人道上の及び同情すべき要素に適當な考慮を払う。

第八条 人身取引の被害者の送還

- 1 締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であつて、自国民であるもの又は受入締約国の中に入つた時点で自國に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつけ、容易にし、及び受け入れる。
- 2 締約国が人身取引の被害者を他の締約国に送還する場合であつて、その者が当該他の締約国の国民であるとき、又はその者が受入締約国の中に入つた時点で当該他の締約国に永住する権利を有していたときは、その送還は、その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払いつつ行われるものとし、かつ、任意で行われることが望ましい。
- 3 受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害

者が自国民であるか否か又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたか否かを確認する。

4 締約国は、人身取引の被害者が自国民である場合又はその者が受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していた場合であつて、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくてもその送還を容易にするため、その者が自国の領域に渡航し、及び再入国することができるようにするために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に対し発給することに同意する。

5 この条の規定は、受入締約国の国内法により人身取引の被害者に与えられるいかなる権利も害するものではない。

6 この条の規定は、人身取引の被害者の送還を全面的又は部分的に定める適用可能な二国間又は多数国間のいかなる協定又は取極の適用も妨げるものではない。

III 防止、協力その他の措置

第九条 人身取引の防止

1 締約国は、次の事項についての包括的な政策、計画その他の措置を定める。

(a) 人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。

(b) 人身取引の被害者、特に女性及び児童が再び被害を受けることのないようにすること。

2 締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うため、調査、情報提供活動、マスメディアを通じての活動、社会上及び経済上の自発的活動等の措置をとるよう努める。

3 この条の規定に従つて定める政策、計画その他の措置には、適當な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団との協力を含む。

4 締約国は、人、特に女性及び児童が人身取引の被害を受けやすい要因（貧困、不十分な開発及び平等な機会の欠如を含む。）を軽減する措置（二国間又は多数国間の協力によるものを含む。）をとり、又は強化する。

5 締約国は、人、特に女性及び児童に対するあらゆる形態の搾取であつて人身取引の原因となるものを助長する需要を抑制するため、教育上、社会上又は文化上の立法その他の措置（二国間及び多数国間の協力によるものを含む。）をとり、又は強化する。

第十条 情報交換及び訓練

1 締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適當な場合には、次の事項を判断することを可能とするため、自国の国内法に従つて情報を交換することにより相互に協力する。

(a) 他人の旅行証明書を所持し、又は旅行証明書を所持することなく国境を越え、又は越えようとする者が人身取引の加害者又は被害者であるか否か。

(b) ある者が人身取引の目的で国境を越えるために使用し、又は使用しようとした旅行証明書の種類

(c) 人身取引の目的で組織的な犯罪集団が用いた手段及び方法（被害者の獲得及び輸送、経路並びに人身取引を行う個人及び集団の相互の関係を含む。）並びにこれらを探知するための可能な措置

2 締約国は、人身取引の防止に当たる法執行の職員、出入国管理の職員その他の関係職員を訓練し、又はその訓練を強化する。その訓練においては、人身取引の防止、人身取引を行う者の訴追及び被害者の権利の保護（人身取引を行つた者の保護を含む。）に用いられる方法に焦点を合わせるべきである。また、その訓練においては、人権並びに児童及び性に関する機微な問題に配慮する必要性を考慮すべきであり、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力することを奨励すべきである。

3 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその情報の使用について課した制限に係るいか

なる要請にも従う。

第十一條 国境措置

- 1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。
- 2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第五条の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。
- 3 2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者（あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。）がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。
- 4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定めるために必要な措置をとる。
- 5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従つて定められる犯罪の実行に關係した者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条 文書の安全及び管理

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

- (a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されることを確保すること。
- (b) 締約国により又は締約国に代わって発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条 文書の正当性及び有効性

締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であつて人身取引において使用されてゐる疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

IV 最終規定

第十四条 保留条項

1 この議定書のいかなる規定も、国際法（国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む。）の下における国家及び個人の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

2 この議定書に規定する措置は、人身取引の被害者であることを理由にその者を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。

第十五条 紛争の解決

1 締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。

2 この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁

の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

3 締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。

4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二千零十二年十二月十一日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後は、二千零二年十二月十一日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国の中少なくとも1の国が1の規定に従つてこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、國際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、國際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第十七条 効力発生

1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日日の日に効力

を生ずる。ただし、この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の中又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいづれか遅い日に効力を生ずる。

第十八条 改正

1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会

議の会合に出席し、かつ、投票する」の議定書の締約国の三分の一以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従つて採択された改正は、締約国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならぬ。

4 1の規定に従つて採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第十九条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することが

できる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合には、この議定書の締約国でなくなる。

第二十条 寄託者及び言語

- 1 國際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。
- 2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、國際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させるなどの防止に関する議定書

前文

この議定書の締約国は、

陸路、海路及び空路により移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、国内的、地域的及び国際的な協力、情報交換その他の適当な措置（社会経済上の措置を含む。）を含む包括的かつ国際的な取組を必要とすることを宣言し、

国際連合総会が、加盟国並びに国際連合及びその関連機関に対し、移住の根本的な原因、特に貧困に関連するものに対処するため国際的な移住及び開発の分野における国際協力を強化すること並びに関係者に対する国際的な移住の利益を最大にすることを要請し、並びに適当な場合には地域間、地域及び小地域の機構が移住及び開発の問題に引き続き対処することを奨励した千九百九十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百十二号（第五十四回国会期）を想起し、

移民を人道的に取り扱い、及び移民に対しその権利の十分な保護を与えることが必要であると確信し、他の国際的な場において作業が行われてきたにもかかわらず、移民を密入国させることその他の関連する問題のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

移民を密入国させることに係る組織的な犯罪集団の活動その他この議定書に規定する関連する犯罪活動であつて関係国に大きな害をもたらしているものの著しい増加を懸念し、

また、移民を密入国せることがその移民の生命及び安全を危うくすることがあることを懸念し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に移民の不法な取引及び輸送（海路によるものを含む。）を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会（すべての国が参加することができるもの）を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百十一号（第五十三回会期）を想起し、

陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、

次のとおり協定した。

I 一般規定

第一条 國際的な組織犯罪の防止に関する國際連合條約との関係

1 この議定書は、國際的な組織犯罪の防止に関する國際連合條約を補足するものであり、同條約とともに解釈される。

2 同條約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3 第六条の規定に従つて定められる犯罪は、同條約に従つて定められる犯罪とみなす。

第二条 目的

この議定書の目的は、密入国の対象となつた移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

第三条 用語

この議定書の適用上、

(a) 「移民を密入国させること」とは、金錢的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約

国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

(b) 「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。

(c) 「不正な旅行証明書又は身分証明書」とは、次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

(i) 国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えられた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの

(ii) 虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの

(iii) 正當な所持者以外の者によつて用いられているもの

(d) 「船舶」とは、軍艦、軍の支援船又は政府が所有し、若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的役務にのみ使用しているものを除くほか、水上輸送の用に供され、又は供することができるすべての型式の船舟類（無排水量船及び水上航空機を含む。）をいう。

第四条 適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従つて定められる犯罪であつて、性質

上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となつた者の権利の保護について適用する。

第五条 移民の刑事上の責任

移民は、次条に規定する行為の対象となつた事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

第六条 犯罪化

1 締約国は、故意に行われた行為であつて金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 移民を密入国させること。
- (b) 移民を密入国させることを可能にする目的で、
 - (i) 不正な旅行証明書又は身分証明書を製造すること。
 - (ii) 不正な旅行証明書又は身分証明書入手し、提供し、又は所持すること。
- (c) (b)に規定する手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自國に滞在することを可能にすること。

2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従つて定められる犯罪の未遂

(b) 1(a)、(b)(i)又は(c)の規定に従つて定められる犯罪に加担する行為及び自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として1(b)(ii)の規定に従つて定められる犯罪に加担する行為

(c) 1の規定に従つて定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

3 締約国は、1(a)、(b)(i)及び(c)の規定に従つて定められる犯罪について、並びに2(b)及び(c)の規定に従つて定められる犯罪については自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、次のことを刑を加重する情状とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 関係する移民の生命又は安全を脅かし、又は脅かすおそれがあること。

(b) 関係する移民に対する非人道的な又は品位を傷つける取扱い（搾取のためのものを含む。）を伴うこと。

4 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行つた者に対しても措置をとることを妨げるものではない。

II 海路により移民を密入国させること

第七条 協力

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力をを行う。

第八条 海路により移民を密入国させることを防止する措置

1 締約国は、自国の旗を掲げている船舶若しくは自國において登録されたと主張している船舶、国籍のない船舶又は外国の旗を掲げていてる船舶若しくは旗を示すことを拒否した船舶であつて実際には自國の国籍を有するものが、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられるなどを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その能力の範囲内で可能な限り援助を行う。

2 締約国は、国際法に基づく航行の自由行使する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認された

ときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。旗国は、その要請を行つた国に対し、特に、次のことについて許可を与えることができる。

- (a) 当該船舶に乗船すること。
- (b) 当該船舶を捜索すること。

(c) 当該船舶が海路により移民を密入国させることに関与していることの証拠が発見された場合には、旗国の許可により、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適当な措置をとること。

3 2の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。

4 締約国は、自国において登録されたと主張する船舶又は自国の旗を掲げる船舶が自国において登録されているか否か又は自国の旗を掲げることが許されているか否かを確定するための他の締約国からの要請及び2の規定に従つて与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。

5 旗国は、前条の規定に反することなく、2に規定する許可に自國と要請を行つた国との間において合意される条件（責任に関する条件及びとられる効果的な措置の範囲に関する条件を含む。）を付すことができる。締約国は、人の生命に対する急迫した危険を排除するために必要な措置又は関連する二国間若し

くは多数国間の協定に基づく措置を除くほか、旗国の明示の許可なしに追加の措置をとつてはならない。

6 締約国は、援助の要請、船舶の登録又は自國の旗を掲げる権利の確認の要請及び適当な措置をとることの許可の要請を受け、並びにこれらの要請に回答する一の当局又は必要な場合には二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。

7 締約国は、船舶が、海路により移民を密入国させており、かつ、国籍のない船舶又は国籍のない船舶とみなすことができる船舶と疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、当該船舶に乗船し、及びこれを捜索することができる。当該締約国は、疑いを裏付ける証拠が発見された場合には、関連する国内法及び国際法に従つて適当な措置をとる。

第九条 保障措置に関する条項

- 1 締約国は、前条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、次のことを行う。
 - (a) 乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保すること。
 - (b) 船舶又はその積荷の安全を危うくすることのないよう妥当な考慮を払うこと。
 - (c) 旗国その他の関係国の商取引上又は法律上の利益を害することのないよう妥当な考慮を払うこと。

(d) 利用可能な手段の範囲内で、船舶に関してとられるいかなる措置も環境上適正なものであることを確保すること。

2 船舶は、前条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行つていなかつた場合には、被つた損失又は損害に対する補償を受ける。

3 このIIの規定に基づき、措置がとられ、採用され、又は実施される場合には、次の事項を妨げること又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払う。

(a) 海洋に関する国際法に基づく沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使

(b) 船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について旗国が裁判権を行使し、及び規制を行う権限

4 このIIの規定に基づいて海上においてとられる措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることのできる船舶又は航空機であつてそのための権限を与えているものによつてのみとることができること。

III 防止、協力その他の措置

第十条 情報

1 締約国、特に、共通の国境を有し、又は移民を密入国させる経路上に位置する締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げることなく、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、次の事項に関する情報を締約国間で交換する。

- (a) 第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によつて利用されないと知られ、又は疑われている乗込地及び目的地並びに経路、運送人及び輸送手段
- (b) 第六条に規定する行為を行つていると知られ、又は疑われている組織又は組織的な犯罪集団の特定及び方法
- (c) 締約国が発給する旅行証明書の真正及び適正な様式並びに未記入の旅行証明書又は身分証明書の盗難又はこれに関連する悪用
- (d) 人を隠匿し、及び輸送するための手段及び方法、第六条に規定する行為において使用される旅行証明書又は身分証明書の不法な変造、複製、取得又は他の悪用並びにこれらを探知する方法
- (e) 第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うための立法上の経験並びに慣行及び措置

(f) 法の執行に有用な科学的及び技術的情報であつて第六条に規定する行為を防止し、探しし、及び捜査し、並びに関係者を訴追するための相互の能力を向上させるもの

2 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。

第十一條 国境措置

- 1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。
- 2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第六条1(a)の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。
- 3 2の措置には、適當な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者（あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。）がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。
- 4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定めるために

必要な措置をとる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従つて定められる犯罪の実行に關係した者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6 締約国は、國際的な組織犯罪の防止に関する國際連合條約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条 文書の安全及び管理

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

- (a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。
- (b) 締約国により又は締約国に代わつて発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条 文書の正当性及び有効性

締約国は、他の締約国から要請があつた場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であつて第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

第十四条 訓練及び技術協力

1 締約国は、第六条に規定する行為の防止及びその行為の対象となつた移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

2 締約国は、第六条に規定する行為を防止し、これと戦い、及びこれを根絶し、並びにその行為の対象となつた移民の権利を保護するためその職員に対して適切な訓練がその領域内で行われることを確保するよう、適当な場合には、相互に、又は権限のある国際機関、非政府機関その他の関連機関若しくは市民社会の他の集団と協力する。当該職員の訓練には、次のことを含む。

- (a) 旅行証明書の安全及び品質を向上させること。
- (b) 不正な旅行証明書又は身分証明書を識別し、及び探知すること。

(c) 犯罪に関する情報、特に、第六条に規定する行為を行っていることが知られ、又は疑われている組織的な犯罪集団の特定、密入国の対象となつた移民の輸送に用いられた方法、第六条に規定する行為を行うための旅行証明書又は身分証明書の悪用及び移民を密入国させることに用いられた隠匿の手段に関する情報を収集すること。

(d) 通常利用される出入国地点及び通常利用されない出入国地点において密入国の対象となつた者を探知するための手続を改善すること。

(e) この議定書に従い移民を人道的に取り扱い、及びその権利を保護すること。

3 関連の専門知識を有する締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者が所在し、又は通過するところが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。締約国は、第六条に規定する行為と戦うため、必要な物資（車両、コンピュータ・システム、文書読取装置等）を提供するためにあらゆる努力を払う。

第十五条 その他の防止措置

1 締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活

動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三十一条の規定に従い、移民となる可能性のある者が組織的な犯罪集団の被害者となることを防止するため広報の分野において協力する。

3 締約国は、適當な場合には、移民を密入国させることに係る社会経済上の根本的な原因（貧困、不十分な開発等）と戦うため、移住の社会経済上の現実を考慮し、並びに経済的及び社会的に低迷している地域に特別の注意を払い、国内的、地域的及び国際的な開発計画及び協力を促進し、又は強化する。

第十六条 保護及び援助に関する措置

1 締約国は、この議定書の実施に当たり、国際法に基づく義務に従い、第六条に規定する行為の対象となつた者の権利であつて適用可能な国際法に基づいて与えられるもの、特に、生命に対する権利及び拷問又は他の残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利を保全し、及び保護するため、すべての適當な措置（必要な場合には、立法を含む。）をとる。

2 締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由により個人又は集団が加えることのある暴力

から移民を適切に保護するため適当な措置をとる。

3 締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由によりその生命又は安全が脅かされている移民に適当な援助を与える。

4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、女性及び児童の特別の必要性を考慮する。

5 締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者を抑留する場合には、領事関係に関するウイーン条約に基づく義務（適用可能な場合には、領事官に対する通報及び領事官との通信に関する規定についてその者に遅滞なく告げる義務を含む。）を遵守する。

第十七条 協定及び取極

締約国は、次の事項を目的とする二国間の若しくは地域的な協定又は運用上の取極若しくは了解を締結することを考慮する。

- (a) 第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うために最も適当かつ効果的な措置を定めること。
- (b) 締約国間でこの議定書の規定の効果を高めること。

第十八条 密入国の対象となつた移民の送還

1 締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となつた者であつて、自国民であるもの又は送還する時点で自國に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。

2 締約国は、自國の国内法に従い、第六条に規定する行為の対象となつた者であつて受入国の領域に入つた時点で自國に永住する権利を有していたものの送還を容易にし、及び受け入れる可能性を考慮する。

3 受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となつた者が自国民であるか否か又は自國に永住する権利を有するか否かを確認する。

4 締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者が自国民である場合又は自國に永住する権利を有する場合であつて、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくともその送還を容易にするため、その者が自國の領域に渡航し、及び再入国することができるようにするために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に対し発給することに同意する。

5 第六条に規定する行為の対象となつた者の送還に關係する締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。

6 締約国は、この条の規定の実施に当たり、関連する国際機関と協力することができる。

7 この条の規定は、受入締約国の国内法により第六条に規定する行為の対象となつた者に与えられるいかなる権利も害するものではない。

8 この条の規定は、第六条に規定する行為の対象となつた者の送還について全面的又は部分的に定める他の適用可能な二国間若しくは多数国間の条約又は運用上の協定若しくは取極に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

IV 最終規定

第十九条 保留条項

1 この議定書のいかなる規定も、国際法（国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む。）の下における国家及び個人の他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

2 この議定書に規定する措置は、第六条に規定する行為の対象であることを理由に人を差別的に取り扱う

」がないように解釈され、かつ、適用される。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。

第二十条 紛争の解決

- 1 締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。
- 2 この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 3 締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。
- 4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十一条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二千零年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後は、二千零一年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国の中少なくとも一の国が1の規定に従つてこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国の中少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国の中少なくとも一

の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第二十二条 効力発生

1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の日又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいざれか遅い日に効力を生ずる。

第二十三条 改正

- 1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票するこの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。
- 3 1の規定に従つて採択された改正は、締約国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならぬ。
- 4 1の規定に従つて採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認

書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第二十四条 廃棄

- 1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合には、この議定書の締約国でなくなる。

第二十五条 寄託者及び言語

- 1 国際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。
- 2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

腐敗の防止に関する国際連合条約

腐敗の防止に関する国際連合条約

前文

この条約の締約国は、

腐敗が社会の安定及び安全に対してもたらす問題及び脅威が、民主主義の制度及び価値、倫理上の価値並びに正義を害すること並びに持続的な発展及び法の支配を危うくすることの重大性を憂慮し、

また、腐敗行為とその他の形態の犯罪、特に組織犯罪及び経済犯罪（資金洗浄を含む。）との結び付きを憂慮し、

さらに、国の資源の相当の部分を構成する巨額の財産に関連し、その国の政治的安定及び持続的な発展を脅かす腐敗行為の事案について憂慮し、

腐敗がもはや地域的な問題ではなく、すべての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象であり、腐敗行為を防止し、及び規制するための国際協力が不可欠であることを確信し、

また、効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うために包括的かつ総合的な取組が必要であることを確

信し、

さらに、効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための国的能力の向上（人的能力の強化及び制度の確立によるものを含む。）に当たり、技術援助の利用が重要な役割を果たすことができるることを確信し、

個人的な富を不正に取得することが、特に民主主義の制度、国の経済及び法の支配を損なう可能性があることを確信し、

不正に取得された財産の国際的な移転を一層効果的な方法によって防止し、探しし、及び抑止すること並びに財産の回復における国際協力を強化することを決意し、

刑事手続及び財産権について裁判する民事上又は行政上の手続における正当な法の手続の基本原則を確認し、

腐敗行為の防止及び撲滅はすべての国の責任であること並びにこの分野における各国の努力を効果的なものとするためには、市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の支援及び参加を得て、すべての国が相互に協力しなければならないことに留意し、

また、公の事務及び財産の適切な管理、公平性、責任並びに法の下の平等の諸原則並びに誠実性を保障す

る必要性及び腐敗を拒絶する文化を育成する必要性に留意し、

腐敗行為の防止及びこれとの戦いにおいて犯罪防止刑事司法委員会及び国際連合薬物犯罪事務所が遂行している業務を称賛し、

この分野において他の国際機関及び地域機関が遂行している業務（アフリカ連合、歐州評議会、関税協力理事会（世界税関機構と称することもある。）、歐州連合、アラブ連盟、經濟協力開発機構及び米州機構の活動を含む。）を想起し、

特に、千九百九十六年三月二十九日に米州機構が採択した腐敗の防止に関する米州条約、千九百九十七年五月二十六日に歐州連合理事会が採択した歐州共同体の職員又は歐州連合加盟国の公務員に係る腐敗の防止に関する条約、千九百九十七年十一月二十一日に經濟協力開発機構が採択した國際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、千九百九十九年一月二十七日に歐州評議会閩僚委員会が採択した腐敗に関する刑事法条約、千九百九十九年十一月四日に同委員会が採択した腐敗に関する民事法条約、二千三年七月十二日にアフリカ連合の加盟国の元首又は政府の長が採択した腐敗の防止及び腐敗との戦いに関するアフリカ連合条約等の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための多数国間の文書を評価しつつ、これらの文書

に留意し、

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が一千三年九月二十九日に効力を生じたことを歓迎して、次とのおり協定した。

第一章 一般規定

第一条 目的

この条約は、次のことを目的とする。

(a) 一層効率的かつ効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置を促進し、及び強化すること。

(b) 腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについての国際協力及び技術援助（財産の回復についての協力及び援助を含む。）を促進し、容易にし、及び支援すること。

(c) 誠実性を高め、説明責任を果たすことを促進し、並びに公の事務及び財産の適切な管理を促進すること。

第二条 用語

」の条約の適用上、

- (a) 「公務員」とは、(i) 締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているか否か、また、序列のいかんを問わない。）、(ii) 締約国の国内法において公的なものとされる任務（公的機関又は公的企業のための任務を含む。）又は役務であつて、当該締約国の関連する分野の法の適用を受けるものを遂行し、又は提供するその他の者、及び(iii) 締約国の国内法において公務員とされるその他の者をいう。ただし、第二章に定める特定の措置の適用上、「公務員」とは、締約国の国内法において公的なものとされる任務又は役務であつて、当該締約国の関連する分野の法の適用を受けるものを遂行し、又は提供する者をいうものとすることができる。
- (b) 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない。）及び外国のために公的な任務（当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。）を遂行する者をいう。
- (c) 「公的国際機関の職員」とは、国際公務員又は公的国際機関に代わって行動することを当該公的国際

機関から委任された者をいう。

- (d) 「財産」とは、あらゆる種類の財産（有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わない。）及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。
- (e) 「犯罪収益」とは、犯罪の実行により生じ、又は直接若しくは間接に入手された財産をいう。
- (f) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。
- (g) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的なはく奪をいう。
- (h) 「前提犯罪」とは、その結果として第二十三条に定める犯罪の対象となり得る収益が生じた犯罪をいう。
- (i) 「監視付移転」とは、犯罪を捜査するため、及び当該犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一又は二以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正

な又はその疑いがある送り荷が当該一又は二以上の国の領域を出ること、これを通過すること又はこれに入ることを認める」ととする方法をいう。

第三条 適用範囲

- 1 この条約は、この条約に定めるところにより、腐敗行為の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従つて定められる犯罪の収益の凍結、押収、没収及び返還について適用する。
- 2 この条約を実施するためには、別段の定めがある場合を除くほか、この条約に定める犯罪により国の財産に対する損害又は侵害が生ずることを要しない。

第四条 主権の保護

- 1 締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに他の国の国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。
- 2 この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の国の領域内において、当該他の国の当局がその国内法により専ら有する裁判権行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第二章 防止措置

第五条 腐敗行為の防止に関する政策及び慣行

1 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、社会の参加を促進し、かつ、法の支配、公の事務及び財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任の諸原則を反映する効果的で調整された腐敗行為の防止に関する政策を策定し、及び実施し、又は維持する。

2 締約国は、腐敗行為の防止を目的とする効果的な慣行を確立し、及び促進するよう努める。

3 締約国は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦う上で妥当なものであるか否かについて判断することを目的として、関連する法的文書及び行政上の措置を定期的に評価するよう努める。

4 締約国は、適當な場合には、自国の法制の基本原則に従い、この条に定める措置を促進し、及び発展させることについて、相互に並びに関連する国際機関及び地域機関と協力する。この協力には、腐敗行為の防止を目的とする国際的な計画及び事業への参加を含めることができる。

第六条 腐敗行為の防止のための機関

1 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、次の方針により腐敗行為を防止する機関を適宜一又は二以上設ける。

(a) 前条に定める政策を実施し、並びに適当な場合にはこれらの政策の実施について監督し、及び調整すること。

(b) 腐敗行為の防止に関する知識を増進させ、及び普及させること。

2 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、1の機関に対し、その任務を効果的に、かつ、いかなる不当な影響も受けることなく遂行することができるよう必要な独立性を付与する。必要な物的資源及び専門職員並びにこれらの専門職員が任務の遂行のために必要とする訓練は、提供されるべきである。

3 締約国は、国際連合事務総長に対し、腐敗行為の防止に関する具体的な措置の策定及び実施について他の締約国を援助することができる一又は二以上の当局の名称及び所在地を通報する。

第七条 公的部門

1 締約国は、適當な場合には、自国の法制の基本原則に従い、行政官及び適當な場合には選出によらないその他の公務員の募集、採用、雇用、昇進及び退職に関する次の制度を採用し、維持し、及び強化するよう努める。

(a) 効率性及び透明性の原則並びに能力、公平、適性等の客観的な基準の原則に基づく制度

- (b) 特に腐敗行為が発生しやすいとされる公的な地位に就く者の選定及び訓練並びに適当な場合にはそのような者の他の地位への交代のための適切な手続を有する制度
- (c) 自国の経済発展の水準を考慮しつつ、適正な報酬及び公平な俸給表の設定を促進する制度
- (d) 公的な任務を正確に、廉潔に及び適正に遂行するとの要求をこれらの公務員が満たすことができるようにするための教育及び訓練の計画を促進し、並びにその任務の遂行に固有の腐敗行為の危険性についての意識を高めるための専門的かつ適切な訓練を提供する制度。これらの計画においては、適用可能な分野における行動の規範又は基準を参考することができる。
- 2 締約国は、公職への立候補及び選出に関する基準を定めるため、この条約の目的及び自国の国内法の基本原則に従い、適当な立法上及び行政上の措置をとることを考慮する。
- 3 締約国は、選出される公職への立候補に係る資金及び適当な場合には政党の資金についての透明性を高めるため、この条約の目的及び自国の国内法の基本原則に従い、適当な立法上及び行政上の措置をとることを考慮する。
- 4 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、透明性を高め、及び利益相反を防止する制度を採用し、維

持し、及び強化するよう努める。

第八条 公務員の行動規範

- 1 締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の法制の基本原則に従い、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。
- 2 締約国は、特に、自国の組織及び法制の枠内で、公的な任務を正確に、廉潔に及び適正に遂行するための行動の規範又は基準を適用するよう努める。
- 3 この条の規定を実施するため、締約国は、適當な場合には、自国の法制の基本原則に従い、千九百九十六年十二月十二日の国際連合総会決議第五十九号（第五十一回会期）の附屬書に定める「公務員の国際的行動規範」等の地域機関、地域間機関及び多數国間機関による関連の提案に留意する。
- 4 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、公務員がその任務の遂行に当たり腐敗行為の存在を知るに至った場合には、当該腐敗行為について適當な当局に報告することを促進するための措置及び制度を定めることを考慮する。
- 5 締約国は、適當な場合には、自国の国内法の基本原則に従い、特に、公的な任務以外の活動、就職、投

資、財産及び相当な価額の贈与された金品又は実質的な利益であつて、公務員としての自己の任務との関係において利益相反が生じ得るものに關し、適當な當局に対して申告を行うことを公務員に求める措置及び制度を定めるよう努める。

6 締約国は、自國の国内法の基本原則に従い、この条の規定に従つて定められる規範又は基準に違反する公務員に対し、懲戒上その他の措置をとることを検討する。

第九条 公的調達及び財政の管理

1 締約国は、自國の法制の基本原則に従い、透明性、競争及び意思決定における客観的な基準に基づく適當な調達の制度であつて特に腐敗行為の防止に効果的なものを設けるため、必要な措置をとる。これらの制度については、その適用に当たり適當な基準額を考慮することができるものとし、特に次のことができ るようなものとする。

- (a) 潜在的な入札者が十分な時間的余裕をもつて入札書を作成し、及び提出することができるようになるため、調達の手続及び契約に関する情報（入札への招請に関する情報及び落札に関する関連情報を含む。）を公に配布すること。

- (b) 参加の条件（選択及び落札の基準並びに入札の規則を含む。）を事前に定め、及び公表すること。
- (c) 規則又は手続の正確な適用についての事後の確認を容易にするため、公的調達に係る決定のための客観的な、かつ、あらかじめ定められた基準を用いること。
- (d) この1の規定に従つて定められる規則又は手続が遵守されない場合に法的な請求を行い、及び法的な救済を受けることができるようとするため、国内における見直しのための効果的な制度（不服申立てについての効果的な制度を含む。）を設けること。
- (e) 適当な場合には、調達について責任を有する職員に関する事項（特定の公的調達における利害関係についての申告、職員選定の手続、必要な訓練等をいう。）を規律するための措置をとること。
- 2 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、財政の管理において透明性を高め、及び説明責任を果たすことを促進するため、適当な措置をとる。これらの措置には、特に次の事項を含める。
- (a) 国の予算の採択に関する手続
- (b) 収入及び支出に関する時宜を得た報告
- (c) 会計及び監査の基準並びに関連の監督に関する制度

(d) 危険の管理及び内部の統制に関する効果的かつ効率的な制度

(e) 適当な場合には、この2に定める要件に適合していない際の是正措置

3 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、公の支出及び収入に関する会計帳簿、記録、会計報告その他の文書の完全性を維持するため、並びにこれらの文書における虚偽の記載を防止するため、必要な民事上及び行政上の措置をとる。

第十条 公衆への報告

締約国は、腐敗行為と戦う必要性を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、公共行政における透明性を高めるため、必要な措置（適当な場合には、公共行政に係る組織、活動及び意思決定手続に関するものを含む。）をとる。これらの措置には、特に次の事項を含めることができる。

- (a) 自国の公共行政に係る組織、活動及び意思決定手続に関する情報並びに公衆に關係のある決定及び法的行為に関する情報であつて私生活及び個人情報の保護に妥当な考慮を払つたものを公衆が適当な場合に入手することを認めるための手続又は規則を定めること。
- (b) 意思決定を行う権限のある当局から公衆が情報を入手することを容易にするため、適当な場合には、

行政上の手続を簡素化する」と。

(c) 情報を公表すること。この情報には、自国の公共行政における腐敗行為の危険性に関する定期的な報告を含める」とができる。

第十一條 司法機関及び訴追部門に関する措置

1 締約国は、司法機関の独立性及び腐敗行為との戦いにおける司法機関の重要な役割に留意して、自国の法制の基本原則に従い、かつ、司法の独立性を妨げることなく、司法機関の職員について誠実性を強化し、及び腐敗行為を行い得る機会を防止するための措置をとる。これらの措置には、司法機関の職員の行動に関する規則を含めることができる。

2 訴追部門が司法機関の一部を成していないが司法部門の独立性と同様の独立性を付与されている締約国においては、1の規定に従つてとられる措置と同等の効果を有する措置を訴追部門内に導入し、及び適用することができる。

第十二条 民間部門

1 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門におけ

る会計及び監査の基準を強化するための措置をとるものとし、適當な場合には、これらの措置に従わないことについて、効果的な、均衡のとれた、かつ、抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。

2 1の目的を達成するための措置には、特に次の事項を含めることができる。

- (a) 法執行機関と関連の民間の主体との間の協力を促進すること。
- (b) 関連の民間の主体の誠実性を保障するための基準及び手続（事業活動及びすべての関連する職業上の活動を正確に、廉潔に及び適正に遂行し、並びに利益相反を防止するための行動規範並びに事業相互の間における及び国との事業に係る契約上の関係における適切な商慣行の利用を促進するための行動規範を含む。）の策定を促進すること。
- (c) 民間の主体について透明性を高めること（適當な場合には、企業の設立及び運営に関する法人及び自然人の特定に関する措置を含む。）。
- (d) 民間の主体を規律する手続（公の当局により商業活動のために与えられる補助金及び免許に関する手続を含む。）の濫用を防止すること。

(e) 公務員であつた者の職業上の活動又は民間部門による辞職後若しくは退職後の公務員の雇用がこれらの公務員がその任期中に遂行し、又は監督していた任務に直接関係する場合において、適当なときは、そのような活動又は雇用を行うことに対し合理的な期間制限を課すことにより、利益相反を防止すること。

(f) 民間企業が、その構成及び規模を考慮して、腐敗行為を防止し、及び探知することに資する内部の監査について十分な管理を行うことを確保し、並びに民間企業の勘定書及び必要とされる財務諸表が適当な監査及び証明の手続に従うことを確保すること。

3 締約国は、腐敗行為を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令に従い、この条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的とする次の行為を禁止するためには必要な措置をとる。

- (a) 帳簿外勘定を設定すること。
- (b) 帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を行うこと。
- (c) 架空の支出を記載すること。

(d) 目的が不正確に識別された負債を記入すること。

(e) 虚偽の書類を使用すること。

(f) 法律に定める日前に帳簿書類を故意に廃棄すること。

4 締約国は、第十五条及び第十六条の規定に従つて定められる犯罪を構成する要素の一つである賄賂わろとなる支出並びに適当な場合には、腐敗行為を助長するために要したその他の支出について、税の控除を認めなければならない。

第十三条 社会の参加

1 締約国は、自國が有する手段の範囲内で、かつ、自國の国内法の基本原則に従い、腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。このような参加は、次の措置によって強化されべきである。

(a) 意思決定手続の透明性を高め、及び意思決定手続についての公衆の参加を促進すること。

(b) 公衆が情報を効果的に利用することができるようになると。

(c) 腐敗行為を許容しないことに資する広報活動及び公共教育計画（学校及び大学の教育課程を含む。）を実施すること。

(d) 腐敗行為に関する情報を求め、受領し、公表し、及び提供する自由を尊重し、促進し、及び保護するに努める。これらの自由については、一定の制限を課すことができる。ただし、そのような制限は、法律によって定められ、かつ、次のいずれかの目的のために必要とされるものに限る。

(i) 他の者の権利又は信用を尊重すること。

(ii) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳を保護すること。

2 締約国は、この条約に定める関連の腐敗行為の防止のための機関を公衆に周知させるために適当な措置をとるものとし、また、適当な場合には、この条約に従つて定められる犯罪を構成すると認められる事件に関する報告（匿名によるものを含む。）を行うためにそのような機関を利用することができるようになる。

1 締約国は、次の措置をとる。

(a) すべての形態の資金洗浄を抑止し、及び探知するため、自国の権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関（金銭又は金銭的価値を有するものの移転のための公式又は非公式の役務を提供する自然人又は法人を含む。）並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客及び適当な場合には受益者の身元確認、記録保存並びに疑わしい取引の報告を求める」とに重点を置くものとする。

(b) 第四十六条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）が、自国の国内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し、及び情報を交換するための能力を有することを確保し、並びにそのために潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国を中心としての役割を果たす金融情報機関の設立を考慮すること。

2 締約国は、情報の適正な使用を確保するための保障を条件とし、かつ、合法的な資本の移動を何ら妨げることなく、現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越える移動を探知し、及び監視するための実行可能

な措置をとることを考慮する。これらの措置には、相当な量の現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越える移転について報告することを個人及び企業に求めることを含める」ことができる。

3 締約国は、金融機関（送金を行う業者を含む。）に次のことを求めるための適当かつ実行可能な措置をとることを考慮する。

(a) 送金元に関する正確かつ有意義な情報を資金の電子的送金のための様式及び関連する通信に含めること。

(b) 一連の支払全体にわたって(a)の情報を維持すること。

(c) 送金元に関する完全な情報を伴わない資金の移転に対し厳格な審査を適用すること。

4 締約国は、この条の規定に基づき国内の規制制度及び監督制度を設けるに当たり、他の条の規定の適用を妨げることなく、地域機関、地域間機関及び多数国間機関による関連の提案であつて資金洗浄と戦うためのものを指針として使用するよう求められる。

5 締約国は、資金洗浄と戦うため、司法当局、法執行当局及び金融規制当局の間の世界的、地域的及び小地域的な協力並びに二国間の協力を発展させ、及び促進するよう努める。

第三章 犯罪化及び法執行

第十五条 自国の公務員に係る贈収賄

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たつて行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

- (b) 公務員が、自己の公務の遂行に当たつて行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

第十六条 外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄

- 1 締約国は、国際商取引に関する商取引上の利益又はその他の不当な利益を取得し、又は維持するためには、外国公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に当たつて行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与することを

故意に行うことを行ふことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、外国公務員又は公的国際機関の職員が故意に、自己の公務の遂行に当たつて行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第十七条 公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用

締約国は、公務員が故意に、自己又は他の者若しくは団体の利益のために、その地位に基づき当該公務員に委託された財産、公的若しくは私的な資金又は証券その他の価値を有する物につき、横領、不正使用その他目的外使用を行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第十八条 影響力に係る取引

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

- (a) 公務員その他の者に対し、行為を働きかけた者その他の者のために当該締約国の行政機関又は公の当局から不当な利益を取得するため当該公務員その他の者が現実又は想像上の影響力を不当に行使するこ

とを目的として、不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(b) 公務員その他の者が、当該締約国の行政機関又は公の当局から不当な利益を取得するため自己の現実又は想像上の影響力を不当に行使することを目的として、当該公務員その他の者自身又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

第十九条 職権の濫用

締約国は、公務員が故意に、自己又は他の者若しくは団体のために不当な利益を取得するため、自己の任務の遂行に当たり、職権又は地位を濫用すること（法令に違反して特定の行為を行うこと又は行わないことをいう。）を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二十条 不正な蓄財

締約国は、自國の憲法及び法制の基本原則に従い、不正な蓄財（自己の合法的な収入との関係において合理的に説明することができない公務員の財産の著しい増加をいう。）が故意に行われることを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二十一条 民間部門における贈収賄

締約国は、経済上、金融上又は商業上の活動において故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

- (a) 民間部門の主体を運営し、又は、これに勤務する者（資格のいかんを問わない。）に対し、その者が自己の任務に反して行動し、又は行動を差し控えることを目的として、その者自身又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。
- (b) 民間部門の主体を運営し、又は、これに勤務する者（資格のいかんを問わない。）が、自己の任務に反して行動し、又は行動を差し控えることを目的として、その者自身又は他の者のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

第二十二条 民間部門における財産の横領

締約国は、民間部門の主体を運営し、又は、これに勤務する者（資格のいかんを問わない。）が故意に、經濟上、金融上又は商業上の活動において、その地位に基づき自己に委託された財産、私的な資金又は証券その他の価値を有する物を横領することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二十三条 犯罪収益の洗浄

1 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) (i) その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又は前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し、又は移転すること。

(ii) その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し、又は偽装すること。

(b) 自国の法制の基本的な概念に従い、

(i) その財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、犯罪収益である財産を取得し、所持し、又は使用すること。

(ii) この条の規定に従つて定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し、又はこれについて相談すること。

2 1の規定の実施上又は適用上、

- (a) 締約国は、最も広範囲の前提犯罪について1の規定を適用するよう努める。
- (b) 締約国は、少なくとも、この条約に従つて定められる犯罪を包括的に前提犯罪に含める。
- (c) (b)の規定の適用上、前提犯罪には、締約国の管轄の内外のいずれで行われた犯罪も含める。ただし、締約国の管轄外で行われた犯罪は、当該犯罪に係る行為がその行為の行われた国の国内法に基づく犯罪であり、かつ、この条の規定を実施し、又は適用する締約国において当該行為が行われた場合にその行為が当該締約国の国内法に基づく犯罪となるときに限り、前提犯罪を構成する。
- (d) 締約国は、この条の規定を実施する自国の法律の写し及びその法律に変更があった場合にはその変更後の法律の写し又はこれらの説明を国際連合事務総長に提出する。
- (e) 締約国は、自国の国内法の基本原則により必要とされる場合には、1に規定する犯罪についての規定を前提犯罪を行つた者について適用しないことを定めることができる。

第二十四条 隠匿

前条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、この条約に従つて定められる犯罪に参加することなく、当該犯罪が行われた後に、当該犯罪の結果生じた財産であることを認識しながら当該財産の隠匿又は継続的

な保有を故意に行う」とを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二十五条 司法妨害

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) この条約に従つて定められる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせるために、又は証言することで若しくは証拠を提出することを妨害するために、暴行を加え、脅迫し若しくは威嚇し、又は不当な利益を約束し、申し出若しくは供与すること。

- (b) 裁判官又は法執行の職員によるこの条約に従つて定められる犯罪に関する公務の遂行を妨害するためには、暴行を加え、脅迫し、又は威嚇すること。この(b)の規定は、締約国が裁判官及び法執行の職員以外の公務員を保護する法律を定めることを妨げるものではない。

第二十六条 法人の責任

- 1 締約国は、自國の法的原則に従い、この条約に従つて定められる犯罪への参加について法人の責任を確立するため、必要な措置をとる。
- 2 法人の責任は、締約国の法的原則に従い、刑事上、民事上又は行政上のものとすることができる。

3 法人の責任は、犯罪を行つた自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

4 締約国は、特に、この条の規定に従つて責任を負う法人に対し、効果的な、均衡のとれた、かつ、抑止力のある刑罰又は刑罰以外の制裁（金錢的制裁を含む。）が科されることを確保する。

第二十七条 参加及び未遂

1 締約国は、自国の国内法に従い、共犯者、ほう助者、教唆者等立場のいかんを問わず、この条約に従つて定められる犯罪に参加することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、自国の国内法に従い、この条約に従つて定められる犯罪の未遂を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、自国の国内法に従い、この条約に従つて定められる犯罪の予備を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることができる。

第二十八条 犯罪の要件としての認識、故意及び目的

この条約に従つて定められる犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的は、客観的な事実の状況により推認することができる。

第二十九条 出訴期間

締約国は、適當な場合には、自国の国内法により、この条約に従つて定められる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の出訴期間を定める。また、締約国は、容疑者が裁判を逃れている場合について、一層長期の出訴期間又は出訴期間の進行の停止を定める。

第三十条 訴追、裁判及び制裁

1 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

2 締約国は、自国の法制及び憲法上の原則に従い、自国の公務員に対しその任務の遂行のために与える免除又は司法上の特権と、この条約に従つて定められる犯罪につき必要な場合には効果的に捜査、訴追及び裁判を行う可能性との間に適當な均衡を確立し、又は維持するため、必要な措置をとる。

3 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪を行つた者の訴追に関する国内法における法律上の裁量的な権限が、これらの犯罪に関する法の執行が最大の効果を上げるように、かつ、これらの犯罪の実行を抑止することの必要性について妥当な考慮を払つて、行使されることを確保するよう努める。

4 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪について、自国の国内法に従い、かつ、防衛の権利に妥当な考慮を払つて、裁判までの間又は上訴までの間に行われる釈放の決定に関連して課される条件においてその後の刑事手続への被告人の出頭を確保する必要性が考慮されることを確保するよう努めるため、適当な措置をとる。

5 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪について有罪とされた者の早期釈放又は仮釈放の可否を検討するに当たり、このような犯罪の重大性を考慮する。

6 締約国は、自国の法制の基本原則に適合する範囲内で、適当な当局がこの条約に従つて定められる犯罪について訴追された公務員を、無罪の推定の原則の尊重に留意しつゝ、適当な場合には罷免し、停職にして、又は配置換えする」とできる手続を定める」とを考慮する。

7 締約国は、犯罪の重大性により正当と認められる場合には、自国の法制の基本原則に適合する範囲内で、この条約に従つて定められる犯罪について有罪とされた者に関する、裁判所の命令その他の適当な方法により、自国の国内法が定める期間、次の「ことについて資格を有しないものとする手続を定める」とを考慮する。

(a) 公職に就任し、又は在任すること。

(b) 自国がその全部又は一部を所有する企業に就職し、又は在職すること。

8 1の規定は、権限のある当局が行政官に対して懲戒上の権限を行使することを妨げるものではない。

9 この条約のいかなる規定も、この条約に従つて定められる犯罪並びに適用可能な法律上の犯罪阻却事由及び行為の合法性を規律する他の法的原則は締約国の国内法により定められるという原則並びにこれらの犯罪は締約国の国内法に従つて訴追され、及び処罰されるという原則に影響を及ぼすものではない。

10 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪について有罪とされた者の社会復帰を促進するよう努める。

第三十一条 凍結、押収及び没収

1 締約国は、次のものの没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。

(a) この条約に従つて定められる犯罪により生じた犯罪収益又は当該犯罪収益に相当する価値を有する財

(b) この条約に従つて定められる犯罪において、用い、又は用いることを予定していた財産、装置又は他の道具

2 締約国は、1に規定するものを最終的に没収するために特定し、追跡し、及び凍結し、又は押収することができるようとするため、必要な措置をとる。

3 締約国は、自国の国内法に従い、権限のある当局が1及び2に規定する財産であつて、凍結し、押収し、又は没収したものを管理する」とを規律するため、必要な立法その他の措置をとる。

4 犯罪収益の一部又は全部が他の財産に変わり、又は転換した場合には、当該犯罪収益に代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとる」ことができるようとするものとする。

5 犯罪収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合には、凍結又は押収のいかなる権限も害されることなく、混同した当該犯罪収益の評価価値を限度として、混同が生じた財産を没収することができるようにするものとする。

6 犯罪収益、犯罪収益が変わり若しくは転換した財産又は犯罪収益が混同した財産から生じた収入その他の利益についても、犯罪収益と同様の方法により及び同様の限度において、この条に規定する措置をとる

「」ができるようにするものとする。

7 この条及び第五十五条の規定の適用上、締約国は、自国の裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、財務又は商取引の記録の提出又は押収を命令する権限を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この7の規定に基づく行動をとることを拒否することができない。

8 締約国は、自国の国内法の基本原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で、犯人に対し、没収の対象となる疑いがある犯罪収益その他の財産の合法的な起源につき明らかにするよう要求することの可能性を検討することができる。

9 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

10 この条のいかなる規定も、この条に規定する措置が締約国の国内法に従つて、かつ、これを条件として定められ、及び実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 証人、専門家及び被害者の保護

1 締約国は、自国の国内法制に従い、かつ、自国有する手段の範囲内で、この条約に従つて定められる犯罪に関して証言する証人及び専門家並びに適当な場合にはそれらの親族その他密接な関係を有する者に

ついて、生じ得る報復又は威嚇からそれらの者を効果的に保護するため、適当な措置をとる。

2 1に規定する措置には、被告人の権利（適正な手続についての権利を含む。）を害することなく、特に次の事項を含めることができる。

(a) 1に規定する者の身体の保護のための手続を定めること。例えば、必要かつ実行可能な範囲内で、その者の居所を移転すること又は適当な場合にはその身元及び所在に関する情報の不開示若しくは当該情報の開示の制限を認めること。

(b) 証人及び専門家の安全を確保する方法で証人及び専門家が証言することを認めるための証拠に関する規則を定めること。例えば、ビデオリンク等の通信技術その他の適当な手段の利用を通じて「証言すること」を認めること。

3 締約国は、1に規定する者の居所の移転に関し、他の国と協定又は取極を締結することを考慮する。

4 この条の規定は、被害者に対しても、当該被害者が証人である限りにおいて適用する。

5 締約国は、自国の国内法に従うことを条件として、防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され、及び考慮されることを可能とする。

第二十三条 報告者の保護

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪に関する事実につき、誠実に、かつ、十分な根拠に基づき権限のある当局に報告する者を不当な待遇から保護するための適当な措置を自国の国内法制に取り入れることを考慮する。

第三十四条 腐敗行為により生じた結果

締約国は、善意に取得された第三者の権利に妥当な考慮を払いつつ、自国の国内法の基本原則に従い、腐敗行為により生じた結果に対処するための措置をとる。このため、締約国は、契約を取り消し若しくは解除し、免許その他これに類する文書を撤回し、又は他の是正措置をとるための法的手続において、腐敗行為を関連する要因として考慮することができる。

第三十五条 損害の賠償

締約国は、自国の国内法の原則に従い、腐敗行為の結果として損害を被つた団体又は個人が、賠償を受けるために当該損害について責任を有する者に対し法的手続を開始することができるようになるとを確保するため、必要な措置をとる。

第三十六条 専門の当局

締約国は、自国の法制の基本原則に従い、法の執行を通じて腐敗行為と戦うための一若しくは一以上の専門の機関又は者が存在することを確保する。これらの機関又は者は、自国の法制の基本原則に従い、その任務を効果的に、かつ、いかなる不当な影響も受けることなく遂行することができるよう必要な独立性を付与される。これらの者又はこれらの機関の職員は、その業務を実施するための適当な訓練及び資源を有すべきである。

第三十七条 法執行当局との協力

- 1 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の実行に参加している者又は参加した者に対し、権限のある当局にとって捜査及び立証のために有用な情報を提供すること並びに事実に基づく具体的な援助であつて犯人から犯罪収益をはく奪し、及び回収することに貢献し得るものを権限のある当局に提供することを奨励するため、適当な措置をとる。
- 2 締約国は、適當な場合には、この条約に従つて定められる犯罪の捜査又は訴追において実質的に協力する被告人の処罰を軽減することを可能とする」とについて考慮する。

3 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、この条約に従つて定められる犯罪の捜査又は訴追において実質的に協力する者の訴追を免除することを可能とすることについて考慮する。

4 2及び3に規定する者の保護については、第三十二条の規定を準用する。

5 1に規定する者であつて一の締約国に所在するものが他の締約国の権限のある当局に実質的に協力することができる場合には、関係締約国は、自国の国内法に従い、当該他の締約国がその者について2及び3に規定する取扱いを行うことの可能性に関する協定又は取極を締結することを考慮することができる。

第三十八条 自国の当局間の協力

締約国は、自国の国内法に従い、自国の公の当局及び自国の公務員と犯罪の捜査及び訴追について責任を有する自国の当局との間の協力を奨励するため、必要な措置をとる。これらの協力には、次の(a)又は(b)のいずれかを含めることができる。

(a) 第十五条、第二十一条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪のいずれかが行われたと信ずるに足りる十分な根拠がある場合には、公の当局及び公務員が、自己の発意により、犯罪の捜査及び訴追について責任を有する当局に通報すること。

(b) 公の当局及び公務員が、犯罪の捜査及び訴追について責任を有する当局の要請に基づき、当該当局に對しそすべての必要な情報を提供すること。

第三十九条 自国の当局と民間部門との間の協力

1 締約国は、自国の国内法に従い、この条約に従つて定められる犯罪の実行に関連する事項に關し、自国の捜査當局及び訴追當局と民間部門の主体（特に金融機関）との間の協力を奨励するため、必要な措置をとる。

2 締約国は、自国の国民及び自国の領域内に常居所を有するその他の者に対し、この条約に従つて定められる犯罪の実行について自国の捜査當局及び訴追當局に報告するよう奨励することを考慮する。

第四十条 銀行による秘密の保持

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の国内における捜査に關し、銀行による秘密の保持に關する法律の適用により生じ得る障害を克服するため、自国の法制において利用可能な適當な仕組みを設ける。

第四十一条 犯罪記録

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪に関する刑事手続において利用することを目的として、適當

と認める条件の下で、かつ、適当と認める目的のため、容疑者の他の国における過去の有罪判決を考慮するための必要な立法その他の措置をとることができる。

第四十二条 裁判権

1 締約国は、次の場合においてこの条約に従つて定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で行われる場合

(b) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合

2 締約国は、第四条の規定に従うこととを条件として、次の場合には、1に規定する犯罪について自国の裁判権を設定することができる。

(a) 犯罪が自国の国民に対して行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民又は自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(c) 第二十三条1(b)(ii)の規定に従つて定められる犯罪が、同条1の(a)(i)若しくは(ii)又は(b)(i)の規定に従つ

て定められる犯罪を自国の領域内において行うために、自国の領域外において行われる場合

(d) 犯罪が自国に對して行われる場合

3 第四十四条の規定の適用上、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約に従つて定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約に従つて定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

5 1又は2の規定に基づいて自国の裁判権を使用する締約国が、他の締約国が同一の行為に関する検査、訴追又は司法手続を行っていることを通報され、又はその他の方法で知った場合には、これらの締約国の権限のある当局は、それぞれの行動を調整するため、相互に適宜協議する。

6 この条約は、一般国際法の規範が適用される場合を除くほか、締約国が自国の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

第四十三条 国際協力

1 締約国は、次条から第五十条までの規定に従い、刑事上の問題について協力する。締約国は、適当な場合には、自国の国内法制に従い、腐敗行為に関する民事上及び行政上の問題における調査及び手続について相互に援助することを考慮する。

2 國際協力に係る事項に關し、双罰性を条件とする場合において、援助が求められている犯罪の基礎を成す行為が双方の締約国の法律によつて犯罪とされているものであるときは、当該援助が求められている犯罪が、要請を受けた締約国の法律により、要請を行つた締約国における犯罪類型と同一の犯罪類型に含まれるか否か又は同一の用語で定められているか否かにかかわらず、この条件は満たされているものとみなす。

第四十四条 犯罪人引渡し

1 この条の規定は、この条約に従つて定められる犯罪であつて、犯罪人引渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するものについて適用する。ただし、当該請求に係る犯罪が、当該請求を行つた締約国及び当該請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができる犯罪

であることを条件とする。

- 2 締約国は、1の規定にかかわらず、自国の法律が認めるときは、この条約の対象となる犯罪であつて自國の国内法に基づいて刑を科すことができないものについて、犯罪人引渡しを行うことができる。
- 3 犯罪人引渡しの請求が一以上の別個の犯罪に係るものである場合において、これらの犯罪の少なくとも一がこの条の規定に基づいて引渡しが可能なものであり、かつ、これらの犯罪の一部がその拘禁刑の期間を理由として引渡し不可能であるがこの条約に従つて定められる犯罪に関連するものであるときは、当該請求を受けた締約国は、そのような犯罪についても、この条の規定を適用することができる。
- 4 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡し条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡し犯罪として含めることを約束する。締約国は、自國がこの条約を引渡しの根拠とする場合において、自國の法律が認めるときは、この条約に従つて定められる犯罪を政治犯罪とみなさない。
- 5 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する

犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

6 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、次の措置をとる。

(a) この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、国際連合事務総長に対し、この条約を他の締約国との間における犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠とするか否かを通報すること。

(b) この条約を犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠としない場合において、適當なときは、この条の規定を実施するため、他の締約国と犯罪人引渡しに関する条約を締結するよう努めること。

7 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、この条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪と認める。

8 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の国内法に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡し条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑に関する条件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

9 締約国は、自国の国内法に従うことの条件として、この条の規定の適用を受ける犯罪につき、犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう

努める。

10 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行つた締約国の請求があるときは、自国の国内法及び犯罪人引渡し条約に従うことを条件として、その引渡しが求められている自国の領域内に所在する者を抑留することその他犯罪人引渡し手続へのその者の出頭を確保するための適当な措置をとることができる。

11 容疑者が自国の領域内において発見された締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき当該容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行つた締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。当該権限のある当局は、自国の国内法に規定する重大性を有する他の犯罪の場合と同様の方法で決定を行い、及び手続を実施する。関係締約国は、このような訴追の効率性を確保するため、特に手続及び証拠に係る側面に関する協力する。

12 締約国は、自国の国内法が、引渡しの請求に係る裁判又は手続の結果科された刑に服するために自国民が自國に送還されるとの条件下においてのみ当該自國の国民の引渡しを認める場合において、当該引

渡しの請求を行う締約国との間でそのような方法をとること及び他の適当と認める条件について合意するときは、そのような条件付の引渡しによって11に規定する義務を履行することができる。

13 請求を受けた締約国は、刑の執行を目的とする犯罪人引渡しをその引渡しの対象となる者が自国の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行つた締約国からの申出があるときは、自国の国内法が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行つた締約国の国内法に従つて言い渡された刑又はその残余の執行について考慮する。

14 いづれの者も、自己につきこの条の規定の適用を受ける犯罪のいづれかに関して訴訟手続がとられてゐる場合には、そのすべての段階において公正な取扱い（その者が領域内に所在する締約国の国内法に定められたすべての権利及び保障の享受を含む。）を保障される。

15 この条約のいかなる規定も、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国が、性、人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由として当該請求の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために当該請求が行われたと信じ、又は当該請求に応ずるとによりその者の地位がこれらの理由によつて害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行う義務を課すものと解してはならない。

16 締約国は、犯罪が財政上の問題にも関連すると考えられることのみを理由として、犯罪人引渡しの請求を拒否することはできない。

17 犯罪人引渡しの請求を受けた締約国は、その引渡しを拒否する前に、適当な場合には、請求を行つた締約国がその意見を表明し、及びその主張に関する情報を提供する機会を十分に与えるため、当該請求を行つた締約国と協議する。

18 締約国は、犯罪人引渡しを行い、又はその実効性を高めるための二国間又は多数国間の協定又は取極を締結するよう努める。

第四十五条 刑を言い渡された者の移送

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪につき拘禁刑その他の形態の自由をはく奪する刑を言い渡された者が自国の領域においてその刑を終えることを可能とするため、これらの者の自国の領域への移送に関する二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮することができる。

第四十六条 法律上の相互援助

1 締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援

助を相互に与える。

2 法律上の相互援助は、要請を行う締約国において第二十六条の規定に基づいて法人が責任を負う可能性のある犯罪に関して行われる捜査、訴追及び司法手続について、要請を受けた締約国の関連する法律、条約、協定及び取極の下で、最大限度可能な範囲で与える。

3 この条の規定に従つて与えられる法律上の相互援助については、次の事項のために要請することができる。

- (a) 供述の取得
- (b) 裁判上の文書の送達の実施
- (c) 捜索、押収及び凍結の実施
- (d) 物及び場所の見分
- (e) 情報、証拠物及び鑑定の提供
- (f) 関連する文書及び記録（政府、銀行、財務、法人又は業務の記録を含む。）の原本又は証明された謄本の提供

(g) 証拠のための犯罪収益、財産及び道具その他の物の特定又は追跡

(h) 要請を行つた締約国において人が任意に出頭することの促進

(i) その他の種類の援助であつて要請を受けた締約国の国内法に違反しないもの

(j) 第五章の規定に基づく犯罪収益の特定、凍結及び追跡

(k) 第五章の規定に基づく財産の回復

4 締約国のある当局は、刑事問題に関する情報が、他の締約国のある当局が調査及び刑事手続きを行い若しくはこれらを成功裡に完了させるための援助となり得るものであると信じ、又は当該他の締約国がこの条約に基づいて援助の要請を行うことにつながり得るものであると信ずる場合には、事前の要請がないときでも、自國の国内法の範囲内では該情報を当該他の締約国のある当局に送付することができる。

5 4の規定に基づく情報の送付は、当該情報を提供する権限のある当局の属する国における調査及び刑事手続きを妨げるものではない。当該情報を受領した権限のある当局は、当該情報を秘密とすること（一時的に秘密とすることを含む。）の要請又は当該情報の使用に係る制限に従う。ただし、このことは、情報を

受領した締約国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような情報を開示することを妨げるものではない。この場合において、情報を受領した締約国は、情報を送付した締約国に対してその開示に先立つて通報し、及び要請があったときは当該情報を送付した締約国と協議する。例外的に事前の通報が不可能であった場合には、情報を受領した締約国は、情報を送付した締約国に対し遅滞なくその開示について通報する。

6 この条の規定は、法律上の相互援助について全面的又は部分的に定める現行の又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

7 9から29までの規定は、関係締約国が法律上の相互援助に関する条約によって拘束されていない場合には、この条の規定に従つて行われる要請について適用する。当該関係締約国がそのような条約によって拘束されている場合には、そのような条約の対応する規定は、当該関係締約国がこれらの規定に代えて9から29までの規定を適用することに合意する場合を除くほか、適用する。締約国は、9から29までの規定が協力を促進する場合には、これらの規定を適用することを強く奨励される。

8 締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条の規定に基づく法律上の相互援助を与えること

とを拒否する」ことができない。

9 (a) 要請を受けた締約国は、双罰性が満たされない場合において、「この条の規定に基づく援助の要請に対応するに当たり、第一条に規定する」の条約の目的に留意する。

(b) 締約国は、双罰性が満たされない」とを理由として、「この条の規定に基づく援助を与える」とを拒否することができる。ただし、要請を受けた締約国は、自国の法制の基本的な概念に反するものでない場合には、強制的な措置を伴わない援助を与える。そのような援助については、その要請が軽微な事項に関するものであるとき、又は協力若しくは援助が求められている事項がこの条約の他の規定に基づいて実現可能なものであるときは、拒否することができる。

(c) 締約国は、双罰性が満たされない場合において、「この条の規定に基づく一層広範な援助を与える」とを可能とするため、必要な措置をとることを考慮することができます。

10 一の締約国の領域内において拘禁され、又は刑に服している者については、当該者が確認、証言その他援助であつてこの条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追又は司法手続のための証拠の収集に係るもののが提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、次の条件が満たされるとき

は、移送することができる。

(a) 当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与えること。

(b) 双方の締約国の権限のある当局がこれらの締約国の適当と認める条件に従つて合意すること。

11 10の規定の適用上、

(a) 10に規定する者が移送された締約国は、当該者を移送した締約国が別段の要請を行わず、又は承認を与えない限り、移送された当該者を抑留する権限を有し、及び義務を負う。

(b) 10に規定する者が移送された締約国は、自国及び当該者を移送した締約国の双方の権限のある当局による事前又は別段の合意に従い、移送された当該者をその移送した締約国による抑留のために送還する義務を遅滞なく履行する。

(c) 10に規定する者が移送された締約国は、当該者を移送した締約国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要求してはならない。

(d) 移送された者が移送された締約国において抑留された期間は、当該者を移送した国における当該者の刑期に算入する。

12 移送された者は、10及び11の規定に従つて当該者を移送する締約国が同意しない限り、その国籍のいかんを問わず、当該者を移送した国の領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当該者が移送された国の領域内において、訴追されず、拘禁されず、処罰されず、又は身体の自由についての他のいかなる制限も課せられない。

13 締約国は、法律上の相互援助の要請を受領し、及び当該要請を実施し、又は当該要請をその実施のために権限のある当局に送付する責任及び権限を有する中央当局を指定する。締約国は、法律上の相互援助につき別個の制度を有する特別の地域又は領域を有する場合には、当該特別の地域又は領域に関し同じ任務を有する別個の中央当局を指定することができる。中央当局は、受領した要請の迅速かつ適切な実施又は送付を確保する。中央当局は、受領した要請をその実施のために権限のある当局に送付する場合には、その要請が当該権限のある当局によつて迅速かつ適切に実施されるよう奨励する。締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、指定した中央当局を国際連合事務総長に通報する。法律上の相互援助の要請及びこれに関連する連絡は、締約国が指定した中央当局に対して行う。この規定は、このような要請及び連絡が、外交上の経路により又は緊急の状況において関係締約国が合意し、か

つ、可能な場合には国際刑事警察機構を通じて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

14 要請は、当該要請を受ける締約国が受け入れることができる言語による書面又は可能な場合には文書による記録を作成することができる手段により、当該締約国がその真正を確認することができる条件の下で行う。締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、自国が受け入れることができると又は二以上の言語を国際連合事務総長に通報する。緊急の状況において関係締約国が合意する場合には、要請は、口頭によつて行なうことができるが、直ちに書面によつて確認する。

15 法律上の相互援助の要請には、次の事項を含める。

- (a) 要請を行う当局の特定
- (b) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質並びにこれらの捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
- (c) 関連する事実の概要（裁判上の文書の送達のための要請の場合を除く。）
- (d) 要請する援助についての記載及び要請を行つた締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細

(e) 可能な場合には、関係者の身元、居所及び国籍

(f) 証拠、情報又は措置が求められる目的

16 要請を受けた締約国は、追加の情報が自国の国内法に従つて当該要請を実施するため必要と認める場合又は追加の情報が当該要請の実施を容易にすることができる場合には、当該追加の情報を求めることができる。

17 要請は、当該要請を受けた締約国の国内法に従つて実施し、並びに当該締約国の国内法に違反しない範囲内で及び可能な場合には、当該要請において明示された手続に従つて実施する。

18 一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が当該一の締約国の領域に直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、当該個人がその領域内に所在する当該他の締約国は、当該一の締約国の要請により、可能な限り、かつ、自國の国内法の基本原則に従つて、ビデオ会議によつて尋問を行うことを認める」とができる。締約国は、要請を行つた締約国の司法当局が尋問を実施し、及び要請を受けた締約国の司法当局がこれに立ち会う」とを含意する」とができる。

19

要請を行つた締約国は、当該要請を受けた締約国が提供した情報又は証拠を、当該要請を受けた締約国の事前の同意なしに、当該要請において明記された捜査、訴追又は司法手続以外のもののために送付してはならず、また、利用してはならない。この19の規定は、要請を行つた締約国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような情報又は証拠を開示することを妨げるものではない。この場合において、要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国に対してその開示に先立つて通報し、及び要請があつたときは当該要請を受けた締約国と協議する。例外的に事前の通報が不可能であつた場合には、要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国に対し遅滞なくその開示について通報する。

20

要請を行つた締約国は、当該要請を受けた締約国が当該要請の実施に必要な範囲を除くほか当該要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。当該要請を受けた締約国が秘密のものとして取り扱うことができない場合には、当該要請を受けた締約国は、速やかにその旨を当該要請を行つた締約国に通報する。

21 法律上の相互援助については、次の場合には、拒否することができる。

(a) 要請がこの条の規定に従つて行われていない場合

(b) 要請を受けた締約国が、当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他重要な利益を害されるおそれがあると認める場合

(c) 要請を受けた締約国の当局が、当該要請に係る犯罪と同様の犯罪について捜査、訴追又は司法手続が当該当局の管轄内において行われているとした場合において、要請された措置をとることを自国の国内法により禁止されているとき。

(d) 要請を受け入れることが当該要請を受けた締約国の法律上の相互援助に関する法制に違反することとなる場合

22 締約国は、犯罪が財政上の問題にも関連すると考えられることのみを理由として、法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

23 法律上の相互援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならない。

24 法律上の相互援助の要請を受けた締約国は、当該要請を可能な限り速やかに実施し、及び要請を行つた締約国が理由を付して示す期限（その理由は当該要請において示されることが望ましい。）を可能な限り考慮する。要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国が当該要請に応ずるためにとつた措置の状況及び

進展に関する情報の提供について、合理的な要望を表明することができる。要請を受けた締約国は、当該要請の取扱い及びその取扱いにおける進展について、要請を行つた締約国の合理的な要望に応ずる。要請された援助が必要でなくなった場合には、要請を行つた締約国は、要請を受けた締約国に速やかに通報する。

25 要請を受けた締約国は、進行中の捜査、訴追又は司法手続が法律上の相互援助により妨げられることを理由として、その援助を延期することができる。

26 要請を受けた締約国は、21の規定に基づいて当該要請を拒否し、又は25の規定に基づいて当該要請の実施を延期する前に、自國が必要と認める条件に従つて援助を行うか否かについて検討するために当該要請を行つた締約国と協議する。当該要請を行つた締約国は、当該条件に従つて援助を受ける場合には、その条件に従う。

27 12の規定の適用を妨げることなく、要請を行つた締約国求めに応じて当該要請を行つた締約国領域内で司法手続において証言を行い、又は捜査、訴追若しくは司法手続に協力することに同意する証人、専門家その他の者は、当該要請を受けた締約国領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当

該要請を行つた締約国の領域において訴追されず、拘禁されず、処罰されず、又は身体の自由についての他のいかなる制限も課せられない。このような保証措置は、当該証人、専門家その他の者が、当該要請を行つた締約国の司法当局により出頭することを要求されなくなつたことを公式に伝えられた日から引き続く十五日の期間（当該両締約国が合意する期間がある場合には、その期間）内において当該要請を行つた締約国の領域から離れる機会を有していたにもかかわらず当該領域内に任意に滞在していたときには、当該期間が満了した時に又は当該領域から離れた後自己の自由意思で当該領域に戻ってきたときにあつてはその時に、それぞれ終了する。

28 要請の実施に要する通常の費用は、関係締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、当該要請を受けた締約国が負担する。要請を実施するために高額の経費又は特別な性質の経費が必要であり、又は必要となる場合には、関係締約国は、当該要請を実施する条件及び費用の負担の方法を決定するために協議する。

29 要請を受けた締約国は、

(a) 自国が保有する政府の記録文書、文書又は情報であつて自国の国内法上公衆が入手することができる

ものの写しを要請を行つた締約国に提供する。

- (b) 裁量により、自國が保有する政府の記録文書、文書又は情報であつて自國の国内法上公衆が入手することができないものの写しの全部又は一部を、適當と認める条件に従い、要請を行つた締約国に提供することができる。

30 締約国は、必要な場合には、この条の規定の目的に寄与し、この条の規定を効果的に実施し、又はこの条の規定を拡充するための一国間又は多数国間の協定又は取極の締結の可能性を考慮する。

第四十七条 刑事手続の移管

締約国は、裁判の正当な運営の利益になると認める場合、特に二以上の裁判権が関係している場合には、訴追を集中させるために、この条約に従つて定められる犯罪の訴追のための手続を相互に移管することの可能性を考慮する。

第四十八条 法執行のための協力

1 締約国は、自國の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の対象となる犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に次の事項のための効果的な措置を

とる。

(a) この条約の対象となる犯罪のすべての側面（自国が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含む。）に関する情報の確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある当局、機関及び部局の相互間の連絡の経路を強化し、並びに必要なときはこれを設けること。

(b) この条約の対象となる犯罪について次の事項に関する調査するに当たり、他の締約国と協力すること。

- (i) 当該犯罪にかかわっていると疑われる者の身元、所在及び活動又は他の関係者の所在
- (ii) 当該犯罪の実行により生じた犯罪収益又は財産の移動
- (iii) 当該犯罪の実行に用い、又は用いることを予定していた財産、装置又は他の道具の移動
- (c) 適当な場合には、分析又は捜査のために必要な物品又は必要な量の物質を提供すること。
- (d) 適当な場合には、この条約の対象となる犯罪の実行に使用される特定の手段及び方法（虚偽の身元関係事項、偽造され若しくは変造された文書又は虚偽の文書及び犯罪活動を隠匿する他の手段の利用を含む。）について、他の締約国と情報を交換すること。

(e) 権限のある当局、機関及び部局の相互間の効果的な調整を促進し、並びに職員その他の専門家の交流（関係締約国間の一国間の協定又は取極に従うことの条件として連絡員を配置することを含む。）を推進すること。

(f) この条約の対象となる犯罪の早期発見のため、情報を交換し、及び適宜とられる行政上その他の措置について調整すること。

2 締約国は、この条約を実施するため、それぞれの法執行機関の間で直接協力することに関する一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮し、及びこのような協定又は取極が既に存在する場合には、これらを改正することを考慮する。締約国は、関係締約国間にこのような協定又は取極がない場合には、この条約の対象となる犯罪に関し、この条約を法執行に関する相互の協力の根拠とみなすことができる。締約国は、適当な場合には、それぞれの法執行機関の間の協力を促進するため、協定又は取極（国際機関又は地域機関を含む。）を十分に利用する。

3 締約国は、最新の技術を利用して行われるこの条約の対象となる犯罪に対応するため、自国の有する手段の範囲内で協力するよう努める。

第四十九条 共同捜査

締約国は、一又は二以上の国において捜査、訴追又は司法手続の対象となる事項に關し、関係を有する権限のある当局が共同捜査班を設けることができる」とを定める一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮する。このような協定又は取極がない場合には、共同捜査は、個々にその事例に応じて合意によつて行うことができる。関係締約国は、領域内において共同捜査が行われる締約国の主権が十分に尊重されることを確保する。

第五十条 特別な捜査方法

- 1 締約国は、腐敗行為と効果的に戦うため、自国の国内法制の基本原則によつて認められる限り、かつ、自国の国内法によつて定められる条件に従い、自国の権限のある当局が自国の領域内において監視付移転及び適當と認める場合にはその他の特別な捜査方法（電子的その他の形態による監視、潜入して行う捜査等をいう。）を適宜利用することができるようにするため、並びにこれらの特別な捜査方法から得られた証拠の裁判における使用を可能とするため、自国の有する手段の範囲内で必要な措置をとる。
- 2 締約国は、この条約の対象となる犯罪を捜査するため、必要な場合には、国際的な協力において1に規

定する特別な捜査方法を利用するための適当な一国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを奨励される。このような協定又は取極は、国の主権平等の原則を完全に遵守して締結され、及び実施されなければならない。かつ、当該協定又は取極に定める条件に厳格に従つて実施されなければならない。

3 2に規定する協定又は取極がない場合には、1に規定する特別な捜査方法を国際的に利用することとの決定は、個々にその事例に応じて行うものとし、また、必要な場合には、その決定に当たり、財政上の取極及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮に入れることができる。

4 監視付移転を国際的に利用することとの決定には、関係締約国の同意の下に、物品又は資金を差し止めた上で、当該物品若しくは資金をそのままにして又はそれらの全部若しくは一部を抜き取つて若しくは差し替えて、当該物品又は資金が引き続き送付されることを認める等の方法を含めることができる。

第五章 財産の回復

第五十一条 一般規定

この章の規定に基づく財産の返還は、この条約の基本原則を成すものであり、締約国は、これについて最大限の協力及び援助を相互に行う。

第五十二条 犯罪収益の移転の防止及び探知

1 第十四条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、自国の管轄内にある金融機関に対し、顧客の身元を確認することと、高額の預金を有する口座にある資金の受益者の身元を確定するための妥当な措置をとること並びに重要な公的任務を与えられている若しくは与えられていた者、その者の家族及びその者と密接な関係を有する者によつて又はこれらの者に代わつて開設される又は維持されている口座について厳格な審査を行う」とを求めるため、自国の国内法に従つて必要な措置をとる。この厳格な審査は、権限のある当局への報告のため、疑わしい取引を探知することを目的として妥当に行われるものとし、金融機関が正当な権利を有する顧客と取引を行うことを抑制し、又は禁止するものと解するべきではない。

2 締約国は、1に規定する措置の実施を容易にするため、自国の国内法に従い、かつ、地域機関、地域間機関及び多数国間機関による関連の提案であつて資金洗浄と戦うためのものを参考しつつ、次の「」を行ふ。

- (a) 自国の管轄内にある金融機関により厳格な審査を適用することが求められる口座を有する自然人又は法人の類型、特別の注意を払うべき口座及び取引の類型並びにこれらの口座の開設、維持及び記録保持

についての適当な措置に関する勧告を発出すること。

(b) 適当な場合には、他の締約国の要請又は自国の発意により、自国の管轄内にある金融機関に対し、これらの金融機関が別途身元を確認することができる者以外の自然人又は法人であつて厳格な審査を適用することが求められる口座を有する特定のものの身元関係事項について通報すること。

3 締約国は、2(a)の規定の実施に当たり、自国の金融機関が1に規定する者に係る口座及び取引の適当な記録（これらの記録には、少なくとも、顧客及び知り得る限りの受益者の身元に関する情報を含めるべきである。）を適当な期間保持することを確保するための措置をとる。

4 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の収益の移転を防止し、及び探知するため、自国の規制機関及び監督機関の支援を得て、実体がなく、かつ、規制されている金融上の集団に加入していない銀行の設立を防止するための適当かつ効果的な措置をとる。また、締約国は、自国の金融機関に対し、これらの銀行との取引関係の確立又は継続を拒否すること及びこれらの銀行による口座の利用を認める外国の金融機関との関係の確立を防止することを求めることができる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、適当な公務員について金融上の情報開示に関する効果的な制度を設け

ることを考慮し、及びそのような情報開示の不履行に対する適当な制裁について定める。また、締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の収益について捜査し、及び請求を行い、並びに当該収益を回収するためには、自国の権限のある当局が他の締約国の権限のある当局と情報を共有することを認めるため、必要な措置をとることを考慮する。

6 締約国は、外国にある金融機関の口座について権益又は署名その他の権限を有する適当な公務員に対し、適当な当局にそのような関係について報告し、及びこれらの口座に関する適当な記録を保持する」ととを求めるため、自国の国内法に従つて必要な措置をとることを考慮する。この措置には、不履行に対する適當な制裁について定める」とも含める。

第五十三条 財産の直接的な回復のための措置

締約国は、自国の国内法に従い、次のことを行う。

- (a) 自国の裁判所において、他の締約国がこの条約に従つて定められる犯罪の実行によつて取得された財産に関する権原又は所有権を確定するために民事訴訟を提起することを認めるため、必要な措置をとる

こと。

(b) 自国の裁判所がこの条約に従つて定められる犯罪により損害を被つた他の締約国に対する賠償の支払を当該犯罪を実行した者に対しても命じることを認めるため、必要な措置をとること。

(c) 自国の裁判所又は権限のある当局がこの条約に従つて定められる犯罪の実行によって取得された財産を没収することを決定する場合において、当該裁判所又は当該当局が当該財産の正当な所有者としての他の締約国の請求を認めることを可能とするため、必要な措置をとること。

第五十四条 没収についての国際協力による財産の回復のための仕組み

1 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の実行によつて取得された財産又は当該犯罪の実行に関する財産に関し、次条の規定に基づく法律上の相互援助を提供するため、自国の国内法に従つて次のことをを行う。

(a) 自国の権限のある当局が他の締約国の裁判所の出した没収についての命令を執行することを認めるため、必要な措置をとること。

(b) 自国の権限のある当局が管轄権を有する場合において、資金洗浄その他自國が裁判権を有する犯罪についての裁判又は自國の国内法が認めるその他の手続により、外国に起源を有する財産の没収を当該當

局が命じることを認めるため、必要な措置をとること。

(c) 死亡、逃亡又は不在を理由として犯人を訴追することができない場合その他適当な場合において、有罪判決なしにこれらの財産を没収することを認めるため、必要な措置をとることを考慮すること。

2 締約国は、次条2に規定する要請に基づき法律上の相互援助を提供するため、自国の国内法に従つて次のことを行う。

- (a) 要請を行つた締約国の裁判所又は権限のある当局が出した凍結又は押収についての命令であつて、凍結又は押収を行う十分な理由があり、かつ、財産が最終的に1(a)に規定する没収についての命令の対象となると信ずるに足りる妥当な根拠を与えるものに基づき、自国の権限のある当局が当該財産を凍結し、又は押収することを認めるため、必要な措置をとること。
- (b) 凍結又は押収を行う十分な理由があり、かつ、財産が最終的に1(a)に規定する没収についての命令の対象となると信ずるに足りる妥当な根拠を与える要請に基づき、自国の権限のある当局が当該財産を凍結し、又は押収することを認めるため、必要な措置をとること。
- (c) 自国の権限のある当局が、財産の取得に係る外国での逮捕、刑事訴追等を理由として、没収に備えて

当該財産を保全することを認めるため、追加的な措置をとることを考慮すること。

第五十五条 没収のための国際協力

1 締約国は、第三十一条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具が自国の領域内にある場合において、この条約に従つて定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、次のいずれかの措置をとる。

(a) 没収についての命令を得るため、当該要請を自国の権限のある当局に提出し、当該命令が出されたときは、これを執行すること。

(b) 当該要請を行つた締約国の領域内にある裁判所により出された第三十一条1及び前条1(a)の規定に基づく没収についての命令が、自国の領域内にある第三十一条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具に関するものであるときは、要請される範囲内で当該命令を執行するため、自国の権限のある当局にこれを提出すること。

2 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国による要請を受けた場合には、当該他の締約国又は1に規定する要請に従い自國が没収についての命令を最終的に出すために第

三十一条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具を特定し、追跡し、及び凍結し、又は押収することができるようにするための措置をとる。

3 第四十六条の規定は、この条の規定を適用する場合について準用する。この条に規定する要請には、第四十六条15に規定する情報のほか、次の事項を含める。

- (a) 1(a)の規定に関する要請にあつては、没収されるべき財産についての記載（可能な限り、当該財産の所在地及び適当な場合にはその見積価額を含める。）及び当該要請を行つた締約国が基礎とする事実であつて、当該要請を受けた締約国がその国内法に従い命令を求めることが可能とするに足りるもの記述
- (b) 1(b)の規定に関する要請にあつては、当該要請を行つた締約国が出した当該要請に係る没収についての命令の法律上認められる謄本、事実の記述及び命令の執行が要請される範囲に関する情報、善意の第三者に対し適切な通報を行い、かつ、適正な手続を確保するために当該要請を行つた締約国がとった措置の記述並びに当該没収についての命令が最終的なものである旨の記述
- (c) 2の規定に関する要請にあつては、当該要請を行つた締約国が基礎とする事実の記述及び要請する措

置についての記載並びに可能な場合には当該要請に係る命令の法律上認められる謄本

4 1及び2に規定する処分又は行為は、要請を受けた締約国の国内法及び手続規則又は当該要請を受けた締約国を当該要請を行った締約国との関係において拘束する一国間若しくは多数国間の協定若しくは取極に従つて、かつ、これらを条件として行う。

5 締約国は、この条の規定を実施する自国の法令の写し及びその法令に変更があつた場合にはその変更後の法令の写し又はこれらの説明を国際連合事務総長に提出する。

6 関連する条約の存在を1及び2の措置をとるための条件とする締約国は、この条約を必要かつ十分な根拠となる条約として取り扱う。

7 要請を受けた締約国は、十分かつ適時に証拠を受領していない場合又は当該財産の価値がわざかなものである場合には、この条の規定に基づく協力を拒否することができ、また、暫定措置を解除することができると。

8 要請を受けた締約国は、この条の規定に基づく暫定措置を解除する前に、可能な限り、要請を行つた締約国に対し、当該暫定措置の継続を希望する理由を提示する機会を与える。

9 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

第五十六条 特別な協力

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の収益に関する情報の開示が他の締約国による捜査、訴追若しくは司法手続の開始若しくは実施に役立ち、又は他の締約国がこの章の規定に基づく要請を行うことにつながり得ると認める場合には、自国の国内法の適用を妨げることなく、かつ、自国の捜査、訴追又は司法手続に影響を及ぼすことなく、当該他の締約国に対して事前の要請なしにこれら的情報を送付することを可能とするための措置をとるよう努める。

第五十七条 財産の返還及び処分

1 締約国が第三十一条又は第五十五条の規定により没収した財産は、当該締約国がこの条約及び自国の国内法に従つて処分する。この処分には、3の規定に従い当該財産を正当な権利を有する従前の所有者へ返還することを含む。

2 締約国は、自国の権限のある当局が、他の締約国の要請に応じて行動する場合において、善意の第三者の権利を考慮しつつ、没収された財産をこの条約に従つて返還することができるようするため、自国の

国内法の基本原則に従つて必要な立法その他の措置をとる。

3 要請を受けた締約国は、第四十六条、第五十五条並びにこの条の1及び2の規定に従つて、次のことを行う。

(a) 第十七条及び第二十三条に規定する公的資金の横領又は横領された公的資金の洗浄の場合については、没収が第五十五条の規定に従つて、かつ、当該要請を行つた締約国における確定判決に基づいて行われたときは、当該要請を行つた締約国に対し、没収された財産を返還すること。もつとも、当該要請を受けた締約国は、確定判決に基づくという要件を放棄することができる。

(b) この条約の対象となる他の犯罪の収益については、没収が第五十五条の規定に従つて、かつ、当該要請を行つた締約国における確定判決に基づいて行われた場合において、当該要請を行つた締約国が当該要請を受けた締約国に対し没収された財産の従前の所有権を合理的な程度に立証するとき、又は当該要請を受けた締約国が没収された財産の返還の根拠として当該要請を行つた締約国に損害が生じていることを認めるときは、当該要請を行つた締約国に対し、没収された財産を返還すること。もつとも、当該要請を受けた締約国は、確定判決に基づくという要件を放棄することができる。

(c) その他のすべての場合については、当該要請を行つた締約国若しくは正当な権利を有する従前の所有者に対し没収された財産を返還し、又は犯罪の被害者に対し補償を行うことを優先的に考慮すること。

4 要請を受けた締約国は、要請を行つた締約国との間で別段の決定を行わない限り、没収された財産をこの条の規定に従つて返還し、又は処分する場合において適当なときは、捜査、訴追又は司法手続において生じた相当の経費を差し引くことができる。

5 締約国は、適當な場合には、没収された財産の最終的な処分のため、個々にその事例に応じて協定又は相互に受諾し得る取極を締結することにつき、特別な考慮を払うことができる。

第五十八条 金融情報機関

締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の収益の移転を防止し、及びこれと戦うこと並びに当該収益を回収する方法及び手段の発展を促進することを目的として相互に協力するものとし、このため、疑わしい金融取引に関する報告を受領し、分析し、及び権限のある当局に送付することについて責任を有する金融情報機関の設置を考慮する。

第五十九条 二国間及び多数国間の協定及び取極

締約国は、この章の規定に基づく国際協力の実効性を高めるため、二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを考慮する。

第六章 技術援助及び情報交換

第六十条 訓練及び技術援助

1 締約国は、必要な範囲内で、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについて責任を有する自国の職員のための特別な訓練計画を開発し、発展させ、又は改善する。その訓練計画には、特に次の事項を含めることができる。

- (a) 腐敗行為の防止、探知、捜査、処罰及び取締りのための効果的な措置（各種の証拠収集の方法及び検査方法の利用を含む。）
- (b) 戰略的な腐敗行為の防止に関する政策の策定及び立案についての能力を構築すること。
- (c) この条約の要件を満たす法律上の相互援助の要請に備えて権限のある当局を訓練すること。
- (d) 制度、公的役務及び財政（公的調達を含む。）の管理並びに民間部門の管理の評価及び強化
- (e) この条約に従つて定められる犯罪の収益の移転を防止し、及びこれと戦い、並びに当該収益を回収す

ること。

(f) この条約に従つて定められる犯罪の収益の移転を探知し、及び凍結すること。

(g) この条約に従つて定められる犯罪の収益の移動を監視し、及び当該収益の移転、隠匿又は偽装に用いられる方法について監視すること。

(h) この条約に従つて定められる犯罪の収益の返還を容易にするための適當かつ効果的な法律上及び行政上の仕組み及び方法

(i) 司法当局に協力する被害者及び証人を保護するために用いられる方法

(j) 国内法令及び国際的な規則並びに語学に関する訓練

2 締約国は、自國の能力に応じ、特に開発途上国の利益のため、腐敗行為と戦うための自國の計画において最大限の技術援助（1に規定する事項に関する物的援助及び訓練、並びに犯人引渡し及び法律上の相互援助の分野における締約国間の国際協力を容易にするような訓練、援助並びに関連の経験及び専門知識の交流を含む。）を相互に与えることを考慮する。

3 締約国は、必要な範囲内で、実務上及び訓練上の活動であつて、国際機関及び地域機関におけるもの並

びに関連する一国間及び多数国間の協定又は取極に基づく枠組みにおけるものを最大限に活用するための努力を強化する。

4 締約国は、権限のある当局及び社会の参加を得つつ、腐敗行為と戦うための戦略及び行動計画を作成するため、自國における腐敗行為の類型、原因及び影響並びに腐敗行為による損失に関する評価、研究及び調査を行うに当たり、要請に応じて相互に援助することを考慮する。

5 締約国は、この条約に従つて定められる犯罪の収益の回収を容易にすることを目的として、その目的の達成を援助することができる専門家の氏名を相互に提供することについて協力することができる。

6 締約国は、協力及び技術援助を促進し、並びに相互に関心のある問題（開発途上国及び移行経済国に特有の問題及び必要性を含む。）についての討論を奨励するために、小地域的、地域的及び国際的な会議及びセミナーを利用するなどを考慮する。

7 締約国は、技術援助の計画及び事業を通じ、この条約を適用するための開発途上国及び移行経済国の方に対し資金面において貢献するため、任意の仕組みを確立することを考慮する。

8 締約国は、この条約の実施に当たり、国際連合薬物犯罪事務所を通じて開発途上国における計画及び事

業を促進するため、同事務所に対しても任意の拠出を行うことを考慮する。

第六十一条 腐敗行為に関する情報の収集、交換及び分析

1 締約国は、専門家の協力を得て、自国の領域内における腐敗行為の傾向及び腐敗行為に関する犯罪が行われる事情を分析することを考慮する。

2 締約国は、相互に並びに国際機関及び地域機関を通じて、共通の定義、基準及び方法を可能な限り定めるため統計を作成し、腐敗行為に関する分析についての専門知識を発展させ、及び資料を作成し、並びに腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための最良の慣行に関する資料を作成し、並びにこれらを共有することを考慮する。

3 締約国は、腐敗行為と戦うための自国の政策及び実際の措置を監視し、並びにこれらの政策及び措置の実効性及び効率性を評価することを考慮する。

第六十二条 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）

1 締約国は、腐敗が社会一般、特に持続的な発展に及ぼす悪影響を考慮して、国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適切な実施に貢献する措置をとる。

2 締約国は、相互に並びに国際機関及び地域機関と調整の上、可能な範囲内で、次の事項のために具体的な努力を払う。

- (a) 腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための開発途上国の能力を強化するため、様々なレベルにおける開発途上国との間の協力を促進すること。
- (b) 効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための開発途上国の努力を支援するため並びに開発途上国がこの条約を成功裡に実施することを援助するため、財政的及び物的な援助を促進すること。
- (c) 開発途上国及び移行経済国がこの条約を実施する上での必要性を満たすことができるよう援助するため、これらの国に技術援助を与えること。このため、締約国は、国際連合の資金調達の仕組みにおけるこの目的のために特に指定された口座に十分かつ定期的に任意の拠出を行うよう努める。また、締約国は、自国の国内法及びこの条約に従い、この条約に従つて没収された金銭又は犯罪収益若しくは財産の価額の一定の割合を当該口座に拠出することを特に考慮することができます。
- (d) 他の国及び金融機関に対し、締約国がこの条の規定の下で行う努力に参加すること（特に、開発途上国がこの条約の目的を達成すること）を援助するためにより多くの訓練計画及び最新の装置を開発途上国

に提供すること）を適宜奨励し、及び説得すること。

3 この条に規定する措置は、可能な限り、現行の対外援助の約束及びその他の資金協力に関する二国間の、地域的な又は国際的な取極に影響を及ぼさないようなものとする。

4 締約国は、この条約に定める国際協力の手段を効果的なものとするため並びに腐敗行為の防止、探知及び取締りのために必要な財政上の取極を考慮に入れて、物的援助及び業務上の援助に関する二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することができる。

第七章 条約の実施のための仕組み

第六十三条 締約国会議

1 この条約の目的を達成するために締約国的能力を向上させ、及び締約国間の協力を促進するため、並びにこの条約の実施を促進し、及び検討するため、この条約により締約国会議を設置する。

2 國際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。その後は、締約国会議が採択する手続規則に従つて、締約国会議の通常会合を開催する。

3 締約国会議は、手続規則及びこの条に規定する活動の運営を規律するための規則（オブザーバーの出席

及び参加に関する規則並びに当該活動に要する経費の支払に関する規則を含む。）を採択する。

4 締約国会議は、1に規定する目的を達成するための活動、手続及び作業方法について合意する。これらの活動等には、次のことを含める。

- (a) 第六十条及び前条並びに第二章から第五章までの規定に基づく締約国の活動を促進すること（任意の拠出の調達を促進することによるものを含む。）。
- (b) 腐敗行為の形態及び傾向に関する情報並びに腐敗行為の防止及びこれとの戦い並びに犯罪収益の返還において成功した措置に関する情報の交換を、特にこの条に規定する関連情報の公表を通じ、締約国間で促進すること。
- (c) 関連する国際的及び地域的な機関及び仕組み並びに非政府機関と協力すること。
- (d) 作業の不必要的重複を避けるため、腐敗行為と戦い、及びこれを防止するための他の国際的及び地域的な仕組みにより提供される関連情報を適宜利用すること。
- (e) 締約国によるこの条約の実施状況を定期的に検討すること。
- (f) この条約及びその実施の改善のための勧告を行うこと。

(g) この条約の実施に関する締約国の技術援助の必要性に留意すること及びこれについて必要と認める措置を勧告すること。

5 4の規定の適用上、締約国会議は、締約国が提供する情報及び締約国会議が設ける補足的な検討の仕組みを通じて、この条約の実施に当たり締約国がとった措置及びその際に直面した困難に関する必要な知識を入手するものとする。

6 締約国は、締約国会議から要請があったときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を締約国会議に提供する。締約国会議は、情報（特に、締約国及び権限のある国際機関からの情報を含む。）を受領し、及び当該情報に基づいて行動するための最も効果的な方法について検討する。締約国会議は、締約国会議が決定する手続に従つて認定された関連の非政府機関から受領する情報についても、考慮することができる。

7 締約国会議は、必要と認める場合には、4から6までの規定により、この条約の効果的な実施を援助するための適切な仕組み又は機関を設置する。

1 国際連合事務総長は、締約国会議のために必要な事務局の役務を提供する。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議が前条に規定する活動を行うに当たり、締約国会議を補佐し、その会合を準備し、及びこれに必要な役務を提供すること。

(b) 締約国が前条5及び6に規定する締約国会議への情報の提供を行うに当たり、要請に応じて、当該締約国を補佐すること。

(c) 関連する国際機関及び地域機関の事務局と必要な調整を行うこと。

第八章 最終規定

第六十五条 条約の実施

1 締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置（立法上及び行政上の措置を含む。）をとる。

2 締約国は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、この条約に定める措置よりも厳しい措置をとることができること。

第六十六条 紛争の解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。
- 2 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 3 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。
- 4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第六十七条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- 1 この条約は、二千三年十一月九日から十一日まではメキシコのメリダにおいて、その後は、一千五百十

一月九日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国の中少なくとも一の国が一の規定に従つてこの条約に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国の中少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4 この条約は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国の中少なくとも一の国がこの条約の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第六十八条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目のに効力を生ずる。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この条約は、当該国若しくは地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の中又は1の規定によりこの条約が効力を生ずる日のうちいづれか遅い日に効力を生ずる。

第六十九条 改正

1 締約国は、この条約の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案

は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の一三分の一以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従つて採択された改正は、締約国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならぬ。

4 1の規定に従つて採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの条約の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第七十条 廃棄

- 1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの条約を廃棄した場合には、この条約の締約国でなくなる。

第七十一条 寄託者及び言語

- 1 国際連合事務総長は、この条約の寄託者に指定される。
- 2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

である。それはあくまで「事実」に即した判断であって、正面から「規範性」をもぢだすのとは違っている。相当因果関係の予測可能性という概念に代えて「規範的」に判断されなければならないといふとき、理論的・実質的に何が意味されているのか、多くの場合明らかではないのであり、ただ何となく处罚したくないという感覚以上のものが示されているわけではない。

以上のことから、本稿は結論として、相当因果関係論の「予測可能性」という判断枠組みを維持するべきだと考える。

(注45) 前掲理論刑法学の最前線10頁(佐伯)。

(注46) 曾根・前掲司法研修所論集6頁。なお、曾根・前掲4頁は、因果関係は未遂と既遂とを区別することに意味があるといふが、そうではない。未遂犯においても、因果関係は意味があることについて、林・総論138頁。

(注47) 高山佳奈子・前掲成城法学186頁、同「相当因果関係」前掲クローズアップ刑法総論26頁。

(注48) なお、筆者はこれがいわゆる条件関係の本体と考えている。林・総論121頁以下。

(注49) 前掲理論刑法学の最前線16頁(佐伯)、井田前掲理論構造62頁。

(注50) 参照、東京地判平成13・3・28判時1763・17、林・総論35頁以下。

(上智大学法学院教授)

「刑法等の一部を改正する法律」について

久木元 伸
島戸 純
谷 滋 行

第1はじめに

平成17年6月16日、第162回国会において、「刑法等の一部を改正する法律」(以下「本法」という。)が成立し、同月22日法律第66号として公布され、一部の規定を除き、公布後20日を経過した同年7月12日から施行された。本稿では、本法のうち、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の改正部分を除く部分について、制定経緯、概要等を紹介しつつ、これを見解説する。なお、文中意見にわたる部分は筆者らの私見である。

第2 法律案提出の経緯

1 背景

(1) 人身の自由を侵害する行為の典型的である人取引(トライ・キング)とも略称される。)については、国連において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人取引議定書」という。)が採択され、平成15(2003)年12月25日に発効しているが、近年、我が国でも、人身取引やこれに関連する反社会的行為が発生していることがうかがわれる。

我が国は、人身取引^(注4)が人道上に深刻な問題であり、その撲滅に向けての対策が急務であるとの認識に基づき、平成15年12月に全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「犯罪に強い・社会の実現のための行動計画」において、人身取引議定書の締結に向け、人身取引^(注3)の処罰を確保できるよう、必要な法整備の検討を進める旨を盛り込んだ。

そして、平成16年4月には、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同連絡会議では、同年12月7日、人身取引対策として総合的・包括的な見地から早急に講ずるべき施策を盛り込んだ「人身取引対策行動計画」を取りまとめた。同行動計画は、同月14日に犯罪対策閣僚会議に報告され、同行動計画に盛り込まれた対策を政府全体として着実に実施していくことが確認された。同行動計画には、人身取引議定書について、平成17年の通常国会で締結の承認を求めるなどを目指し、同議定書を実施するための国内法整備についての検討を進めるべきことが盛り込まれた。

(2) 加えて、人身の自由を侵害する行為としては、長期間の監禁事案や悪質な幼児略取誘拐事案、国境を越えた略取誘拐事案など、現行の罰則では適正な処罰が困難な事案もみられるところであって、これらの犯罪の実情に即した罰則の構成要件及び法定刑の見直しを行いう必要が生じていた。

(3) 以上のとおり、人身取引議定書の早期締結の必要性や、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情にかんがみ、今回の法案提出に至ったものである。

2 法制審議会における審議

(1) 今回の刑法等の一部を改正する法律案のうち、刑法及び組織的犯罪处罚法の主要な改正部分については、上記の経緯の中で、昨年(平成16年)9月8日に、法務大臣から法制審議会に対し、以下のとおりの諮問(諮問第71号)がなされた。

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取り引きを防止し、抑止し及び処罰するための議定書(仮称)」を締結するとともに、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪等の実情にかんがみ、この種の犯罪に對処するため、早急に、罰則を整備する必要があると思われるので、別紙要綱(骨子)について御意見を承りたい。

別 紙 要綱(骨子)

第一 違捕及び監禁の罪等の法定刑の改正

一 違捕及び監禁の罪(刑法第二百二十条)の法定刑を三月以上七年以下とすること。
二 組織的な逮捕及び監禁の罪(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項中第一項第四号の罪に關係する部分)の法定刑を三月以上十年以下とすること。

第二 人身買受けの罪の新設

人を買い受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処するものとすること。
第三 未成年者略取及び誘拐の罪(刑法第二百二十四条)の改正
未成年者を略取し、誘拐し、又は買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処するものとすること。

第四 営利目的等略取及び誘拐の罪(刑法第二百二十五条)の改正

營利^(注5)、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、又は買い受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処するものとすること。人を売り渡した者も、同様とすること。

第五 国外移送目的略取等の罪(刑法第二百二十六条)の改正

一 所在国外に移送する目的で、人を略取し、誘拐し、又は売買した者は、二年以上の有期懲役に処するものとすること。
二 略取され、誘拐され、又は売買された者を、その所在国外に移送した者も、一と同様とすること。

第六 被略取者收受等の罪(刑法第二百二十七条)の改正

一 第二から第五までの罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐さ

れ、又は売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三年以上五年以下の懲役に処するものとすること。

二 身の代金目的略取等の罪（刑法第二百二十五条の二第二項）を犯した者を帮助する目的で、略取され、又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処するものとすること。

三 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は隠匿した者は、六年以上七年以下の懲役に処するものとすること。
(原文は綴書き)

(2) そして、同日開催された法制審議会第143回会議では、専門の刑事法（人身の自由を侵害する犯罪關係）部会を設置して審議すべきものとされ、同年10月4日、18日、11月22日及び12月20日の4回にわたり、同部会（部会長・人谷實学校法人同志社総長）での審議が重ねられた。

その中で、逮捕・監禁罪、組織的な逮捕・監禁罪及び未成年者略取・誘拐罪の法定刑の引上げについては、一部の委員から十分な根拠がないなどとする反対意見が出され、また、「売買」等の用語に関する修文案が出されたが、12月20日開催の第4回部会において、これら修文案はいずれも否決され、最終的には、法定刑の引上げの点については賛成多数で、またその余については全会一致で、諮問どおりの案を答申案とすることが決定された。

そして、この部会からの報告を受け、本年2月9日に開催された法制審議会第144回会議において審議がなされ、諮問どおりの案を答申することについて、出席委員19名中、賛成18名、反対0名により決定され、同日、同審議会から法務大臣に対し、諮問どおりの法改正を行うべきである旨の答申がなされた。

3 國会における審議
法務省は、上記の答申を受けて所要の立案作業を行い、本年2月25日、第

162回通常国会に「刑法等の一部を改正する法律」を提出了。

同法律案は、まず参議院において審議すべきものとされ、4月8日の本会議における趣旨説明及び質疑を経て、法務委員会に付託され、同委員会において、同月12日に提案理由説明がされた後、同月14日及び21日に質疑がされた。また、同月19日には、参考人（明治大学大学院法務研究科・法学部教授川端尊氏、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）共同代表護士吉田容子氏、特定非営利活動法人女性の家サーラー理事武藤かおり氏、国際移住機関（IOM）東京事務所長中山咲雄氏）からの意見聴取がなされた。これらの審議を踏まえ、(注6) 同月21日、法務委員会において全会一致をもって可決すべきものと決し、翌22日、参議院本会議において、全会一致をもって可決された。

衆議院においては、法務委員会において、6月8日に提案理由説明がされた後、同日、10日及び14日に質疑がされた。また、同月10日には、参考人（慶應義塾大学大学院法務研究科教授井田良氏、日本弁護士連合会副会長出口治氏、日本キリスト教福音女性の家HELPディレクター大津恵子氏、アジア財团日本事務所人身売買問題担当玉井桂子氏）からの意見聴取がなされた。これらの審議を踏まえ、(注7) 同月14日、法務委員会において全会一致をもって可決すべきものと決し、同月16日、衆議院本会議において、全会一致をもって可決され、(注8) 成立した。

(注1) 平成17年10月5日までに93か国が締結した。我が国は、平成17年11月1日現在未締結であるが、平成17年6月8日、締結について国会の承認がされた。

(注2) 我が國の人身取引防止に対する取組に關し、これまで國際的には、例えば以下のような指摘がなされてきた。

国連の女子差別撤廃委員会が行う女子差別撤廃条約の履行状況に関する報告書が、平成15年7月に国連本部において行われたが、これを踏まえた同委員会からの最終コメントにおいて、我が国に対し、刑事罰の関係では、加害者の

处罚が寛大すぎることに懸念が示されるなど、女性・女児のトラフィッキングと闘うための取組を強化すべきことが勧告された。

米国国务院は、世界各国の人身取引に関する社会実態、法整備・法執行状況について、これを3段階に分類するなどして、毎年6月に報告している（米国自身については分類の対象をしていない）。ところ、平成17年6月に公表した報告書においては、G8諸国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア及び英國）については、第1分類（基準を満たしている国）とし、我が国については、第2分類（基準を満たしていないが努力をしている国）とし、ロシアについては第2分類の中で「特別監視リスト」に掲げている。

（注3）「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日 犯罪対策閣僚会議）の全文は、首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.html>）で閲覧可能である。

第3 国境を越える脅への対応

2 不法入国・不法滞在対策等の推進

（16）人身取引等に係る行為を処罰するための法整備に関する検討
国際組織犯罪防止条約人取引補足議定書及び同条約密入出国補足議定書の締結に向け、同条約で定める人身取引（トラフィッキング）及び密入出国させること（スマグリング）等の処罰を確保できるよう、必要な検討を進めよう。

（注4）「人身取引対策行動計画」（平成16年12月7日 人取引対策に関する関係省庁連絡会議）の全文は、内閣官房ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html>）で閲覧可能である。本法の刑事罰則に関する部分は以下の通り。

- Ⅲ・総合的・包括的な人取引対策
- 3. 人身取引を撲滅するための対策の推進

（1）刑事法制の整備

- 人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備
人取引議定書の早川綱結を目指すとともに、近年における人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、現在、法制審議会において

- 1) 人身の売渡行為及び買受行為を犯罪とすること

2) 「生命・身体ヲ加害目的」による略取行為等を犯罪とすること

3) 被略取者等の「輸送」、「引渡し」、「藏匿」行為を犯罪とすること

4) 国外移送目的略取等の構成要件を「日本国外」から「所在国外」に拡大すること

5) 運捕・監禁及び未成年略取・誘拐罪の法定刑を引き上げることなどを内容とする、人身の自由を侵害する行為に関する罰則の整備について審議中であり、その答申を受けた後、次期通常国会を目途に刑法等の一部を改正する法律案（仮称）を提出する方針である。

（注5）議論の詳細については、法務省ホームページに議事録が公開されている

（<http://www.moj.go.jp/>）。また、この議論において必要に応じて引用しているものほか、久木元伸「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備についての要綱（骨子）」（ジユリスト1286号2頁）をも参照されたい。

（注6）採決に際しては、全会一致で附帯決議が付されている。末尾に掲げる。

（注7）採決に際しては、全会一致で附帯決議が付されている。末尾に掲げる。

第3 我が国における人身売買の実態及び従前の法制度

1 実態

我が国における、人身取引、人身売買の実態は、必ずしも明らかではないが、以下のとおり、各機関において調査等した結果によれば、人身取引、人身売買に該当すると思われる事例がみられる。

- （1）各都道府県警察から警察庁に対し、女性又は児童に対する人身取引等の事案であるとして報告がされた事案の検挙件数、検挙人員は、最近3年間では以下のとおりであった。

	平成14年 検挙件数	44件 検挙人員	28名
平成15年	51件	41名	
平成16年	79件	58名	

そして、これらの検舉人員のうち、起訴されたもの及び有罪となったもののうち懲役刑の実刑の判決を受けたものの数は、それぞれ以下のとおりである。

平成14年検举分	起訴人員	26名	有罪人員	26名(4名)
平成15年検举分		37名	(4名)	37名(4名)
平成16年検举分		48名	(10名)	48名(10名)

(2) また、全国の地方入国管理官署において平成16年2月1日から同月29日までの間に行った入国警備官による違反調査に当たり、容疑者から人身取引被害の有無等を聽取し、その結果を法務省入国管理局において集計・分析したところ、調査対象者3517名のうち人身取引の被害者に該当する可能性が高いと認められた者の数は、53名であった。さらに、平成16年7月から8月にかけて実施した同様の調査では、調査対象者2708名のうち、人身取引の被害者に該当する可能性が高いと認められた者の数は、32名であった。^(注10)

(3) 法務省刑事局において把握している事例としては、例えば以下のようなものがある(かっこ内は判決において認定された罪名)。

ア 日本人のスナック経営者が、東南アジアに出向いて、プローカーから外国人女性2名を1名当たり300万円で買い受けることとして、日本の空港で同女らの引渡しを受けた後、バースポートを取り上げ、プローカーへの支払分や自己の利得分等として1名につき800万円という理由のない高額な借金を課すとともに、居住場所や外出等の日常生活を制限したり、壳春をしない場合等にペナルティーを課すなどして、同女らを支配下に置き、1年数か月にわたって壳春をさせていたという事案(壳春防止法違反(管理壳春))

イ 日本人男性とアジア人女性のスナックの共同経営者2名が、東南アジアに出向くなどし、プローカーから外国人女性3名を1名当たり200万円で買い受けることとして、日本の空港等で同女らの引渡しを受けた後、バースポートを取り上げ、居住場所を指定し常時監視するなどして行

3239 「刑法等の一部を改正する法律」について (31)
動を制約し、1名当たり500万円の虚偽の借金を課して一切給与を与える、さらには、逃走を図った女性に対し、他の女性の面前で執拗で手ひどい暴行を加えるなどして、同女らを支配下に置き、約6か月にわたって壳春させたという事案(壳春防止法違反(管理壳春))

ウ 日本国内で活動する日本人プローカーが、1年余りの間に、東南アジアから女性を連れてきたプローカーから外国人女性6名を1名当たり200万円前後で買い受けた後、バースポートを取り上げ、買受金額に自己や背後にある暴力団組織の利得分二百数十万円を上乗せした額の借金を課した上で、壳春クラブ等に紹介して雇用させ、その壳春代金を雇用先から直接回収していたという事案(職業安定法違反(有害職業紹介)及び入管法違反(不法就労助長))

2 徒前の罰則

(1) 刑 法

人身取引は、人の身体の自由を侵害する行為の典型ともいべきものであるが、本法による改正前の刑法では、主として以下の犯罪類型が、人の身体の自由を侵害する罪として、人身取引に直接関連していた。

ア 人をその生活環境から不法に離脱させ、自己又は第三者の事実的支配の下に置くことを内容とする略取・誘拐の罪(刑法224条以下)、具体的には

- ・ 未成年者略取・誘拐罪(刑法224条)
- ・ 営利目的略取・誘拐罪(刑法225条)
- ・ 国外移送目的略取・誘拐罪等(刑法226条)
- ・ 被拐取者収受罪(刑法227条)

イ 不法に人を逮捕し、又は監禁する逮捕・監禁罪(刑法220条)

(2) 特別法

刑法以外に定められている人身取引に関する罰則としては、例えば、以下の規定が挙げられる。

ア 職業安定法63条の、暴行・脅迫など自由を拘束する手段による職業紹

イ 勝利賛美法 5条、117条の並制労働を処罰する規定、同法17条、119条
の、前款金によつて賃金を相殺する行為を処罰する規定

ウ 買春防止法 6条の売春を周旋する行為を処罰する規定、同法12条の管
理売春を処罰する規定

エ 入管法73条の2の、不法入国者などを倒かせた者を処罰する不法就労
助長の罪に関する規定

オ 児童福祉法34条1項7号、9号、60条2項の、児童に淫行など有害な行
為をするおそれのある者に対して、児童を引き渡す行為や、有害な行
為をさせる目的で支配下に置く行為を処罰する規定
カ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する
法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）8条の、児童を児童
買春等の目的で売買することを処罰する規定
(3) 新立法の必要性
上記(1)及び(2)の罰則の適用により、これまで处罚が課られてきたところで
あるが、これらは対価の授受を伴つて人身を引き渡す行為を直接处罚する構
造になつておらず、次に説明する人身取引議定書の犯罪化義務を担保するに
は必ずしも十分とはいへなかつたため、新たなる立法措置が必要であった。

(注8) ただし、東京入国管理局においては、同年1月29日から同年2月29日ま
での間ににおけるものである。
(注9) 内訳は、タイ人34名、フィリピン人16名、韓国人1名、インドネシア人
1名及びコロンビア人1名となっている。

(注10) 内訳は、タイ人14名、フィリピン人8名、インドネシア人及びコロンビ
ア人各3名、ペルー人、ミャンマー人、ロシア人及び中国人各1名となつてい
る。

第4 人身取引議定書

1 採扱の経緯及び概要

国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化に効果的に対処するためには、各国が
自国の刑事司法制度を整備し、強化するのみならず、国際社会全体が協力し
て取り組むことが不可欠であるとの認識が高まり、平成10（1998）年12月に
開催された第53回国際連合総会において、国際的な組織犯罪の防止に関する
国際連合条約（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）及び同条約を補足する
3つの議定書（人身取引、密入国、銃器）の政府間特別委員会（アドホック委
員会）の設置が決定された。同委員会は、平成11（1999）年1月に審議を開
始し、案文の検討を経て、人身取引議定書については、平成12（2000）年10
月の第11回アドホック委員会において合意に達し、同年11月15日、ニューヨ
ークで開催された国際連合総会において、国際組織犯罪防止条約及びいわゆる
密入国議定書と同時に案文が承認された。^(注11)

人身取引議定書は、人身取引を防止し、これと戦うための国際的な協力を
促進するため、共通の法的枠組みを構築することを目的としており、人身取
引行為を犯罪とすることを締約国に義務付けた上で、人身取引の被害者の保
護、援助措置等に関する努力義務を規定している。^(注12)

2 犯罪化義務

人身取引議定書のうち、「人身取引」の犯罪化に直接関係する3条及び5
条は以下のとおりである。

第3条 用語

この議定書の適用上、
(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による
脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい
弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で
行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送

し、引き渡し、譲り渡し、又は収受することをいう。擯取には、少なくとも、他の者を売春させて擯取することその他の形態の性的擯取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は職器の输出を含める。

(b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する擯取について同意しているか否かを問わない。

(c) 摯取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は收受することとは、(a)に規定するいざれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

(d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。

第五条 犯罪化

1. 締約国は、故意に行われた第3条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2. 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 自国の法制の基本的な概念に従うこととして、1の規定に従つて定められる犯罪の未遂

(b) 1の規定に従つて定められる犯罪に加担する行為

(c) 1の規定に従つて定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

第三 国際組織犯罪防止条約との関係

人身取引議定書は、国際組織犯罪防止条約を補足するものであり、同議定書の締約国となるためには、同条約の締約国となることが必要である(同条約37条2)。

また、人身取引議定書は、その目的を考慮しつつ、国際組織犯罪防止条約とともに解釈されることとされており(同条約37条4、同議定書1条1)、同

条約の規定は、人身取引議定書に別段の定めがある場合を除くほか、同議定書の規定は、人身取引議定書にいつて「他の者を売春させて擯取すること」とは、

書にも準用することとされている(同議定書1条2)。さらに、人身取引議定書5条によって犯罪化が義務付けられる人身取引については、国際組織犯罪防止条約に従つて定められる犯罪とみなされ(同議定書1条3)、その結果、人身取引による収益の洗浄行為等の犯罪化の義務が生じることになる(同条約6条1)ほか、人身取引犯罪につき国民の国外犯を処罰することが要求される(同条約15条、16条)。

4 本法との関係

(1) 上記2のように定義された「人身取引」の概念は、従前の我が国の刑法第33章の略取・誘拐の罪にかなり近い部分がある。
すなわち、まず、人身取引議定書にいう「擯取の目的」の大部分は、刑法の営利又はわいせつのために含まれ、また、暴力、脅迫、欺もう等の手段は、刑法の略取・誘拐の手段に含まれることから、人身取引議定書において犯罪化が義務付けられているものの相当部分については、従前の刑法によつて処罰が可能である。

ただし、「目的」の点では、同議定書にいう職器の摘出目的に係る行為が、「手段」の点では、他人を支配下に置く者への金銭の授受等を手段とする行為が、また、「行為」の点では、輸送・引渡し・藏匿行為が、従前の刑法の規定では対応しきれない面があつた。

このため、新たに人の売渡罪、買受罪や、被略取者等の輸送・引渡し・藏匿の罪を設けるとともに、略取・誘拐・売買等の罪の目的要件として「生命・身体加害目的」を追加することとしたものである。

このように人身取引議定書が定義する「目的」「手段」「行為」の3つの要素に係る文言と我が国刑法との対応(担保)関係を詳細に述べれば、以下のとおりである。

ア 目 的

(ア) 人身取引議定書にいう「他の者を売春させて擯取すること」とその他の形態の性的擯取」の目的のうち、「他の者を売春させて擯取すること」とは、

他人を売春（対價を受け、又は受け約束で、不特定の相手方と性交すること）させることにより自己又は第三者に財産上の利益を得させることを指し、「その他の形態の性的搾取」とは、売春以外の性交等（性交、性交類似行為、性器を触り又は触らせること）をさせるることにより自己又は第三者に財産上の利益を得させ、又は自己若しくは第三者において当該対象者に対し性交等を行うことを指すと解されるので、従前の刑法225条、227条3項（及び新設の226条の2第3項）の「營利の目的」（財産上の利益を得又は第三者に得させる目的をいい、その利益は、必ずしも被略取者等自身の負担によって得られるものに限らない。）、「わいせつの目的」（略取、誘拐された者をわいせつ行為の主体又は客体とする目的）に含まれる。

(イ) 人身取引議定書にいう「強制的な労働若しくは役務の提供」とは、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段により、その者の意思に反し、社会通念上一般に對価の支払いが要求される労働をさせ、又はこのような役務を提供させることを指し、また、「奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属」については、これらを合わせた全体として、他の者に完全に従属し当該他の者の意のまま、社会通念上一般に対価の支払いが要求される労役その他の役務を提供させることを指すものであり、これらの目的は、上記の「營利の目的」に含まれる。

(ウ) 人身取引議定書にいう「臓器の摘出」の目的については、心臓、肺等の内臓や眼瞼を摘出す目的をいうが、通常は、摘出された臓器の閑ルートでの売買を想定したものであって、「營利の目的」に該当するとはいひ難い。そこで本法において、刑法225条、227条3項（及び新設の226条の2第3項）の要件としての「目的」に、臓器摘出目的を含む概念として、「生命若しくは身体に対する加害の目的」（人に対して不法に有形力を行使し、生命又は身体に危害を及ぼすこと）を追加することとした。

手段

(ア) 人身取引議定書にいう「暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使」とは、暴力（他人の身体に対する物理力の行使）若しくは強制力（他人の身體に対する物理力の行使によらずにその者の意思を制圧する一切の行為）を相手方に及ぼす旨を告知し、又はこれを実行することをいふと解されるので、この手段については、刑法の略取罪の手段である暴行、脅迫等に含まれる。

(イ) 人身取引議定書にいう「誘拐、詐欺、欺もう」とは、嘘をついて相手方を錯認に陥らせること、又は甘言を用いて相手の正当な判断を誤らせることが指し、刑法の誘拐罪の手段である欺もう、誘惑等に含まれる。

(ウ) 人身取引議定書にいう「暴力の濫用若しくはせし弱な立場に乗ずること」とは、これらを合わせた全体として、自己の法的若しくは事実上の地位又は被害者との地位の差を利用して、不法に有形力を行使し、又は害悪を告知するなどしながら、従う以外に途のない同人を意のままにするこを指し、刑法の略取罪の手段である暴行、脅迫等に含まれる。

(エ) 人身取引議定書にいう「他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受」は、刑法の略取・誘拐の手段とは類型を異にするものである。そこで本法において、買受罪（対価を支払って現実に人身に対する不法な支配の引渡しを受けることをいう。）及び売渡罪（対価を受領して現実に人身に対する不法な支配を引き渡すことをいう。）を新設することとした。

行為

(ア) 人身取引議定書にいう「獲得」は、人を自己又は第三者の事實的支配の下に置くことを指し、従前の刑法の略取・誘拐罪及び新設する人身売買罪の行為である「自己又は第三者の事實的支配の下に置くこと」に一致する。

(イ) 人身取引議定書にいう「輸送」は、支配状態に置いた他人を一の場所から他の場所へ移転させることを指し、本法で刑法に新設した輸送罪（27条）の行為（当該対象者を一の場所から他の場所に移転させることをいう。）に一

(イ) 人身取引譲定書にいう「引渡し」は、人の支配を他の者に移転させることを指し、本法により刑法に新設することとした引渡罪（227条3項）の行為に一致する。

(ア) 人身取引譲定書にいう「藏匿」は、対象者にその発見を妨げる場所を提供して自己の支配下に置くことを指し、從来から227条1項・2項に規定され、また、本法で同条3項に新設した藏匿罪の行為に含まれる。

(イ) 人身取引譲定書にいう「收受」は、現に人の支配を有する者から、その対象者の交付を受けて自己の支配下に置くことを指し、從前から規定のある刑法の收受罪（227条）の行為（有償・無償を問わず、略取・誘拐され又は売買された者の交付を受けて自己の実力支配下に置くこと）に一致する。

(2) また、上記3のように、国民の国外犯処罰が要求されていることを受け、今回新設に係る人身売買等の罪もすべて刑法3条に列挙して、国民の国外犯を処罰することとしている。さらに、刑法3条の2にも列挙し、国民が被害者となつた場合の国外犯をも処罰可能としている。

(3) そして、やはり上記3のように人身取引によって生じるなどした収益の洗浄行為の犯罪化が義務付けられていることを受け、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）を改正し、人身取引に係る行為を犯罪収益等の規制の前提犯罪としている。

5 児童の取引

上記2のとおり、人身取引譲定書では、児童を対象とする人取引について、搾取の目的で、児童を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し又は收受する行為を犯罪化することとし、その手段は問わないとされている。

この点については、児童福祉法34条1項7号、9号において、児童に淫行など有害な行為をする者に児童を引き渡す行為や、有害な行為をさせせる目的で児童を自己の支配下に置く行為を禁止し、同法60条2項が、その違反についての罰則を定め、更に同条6項において、刑法4条の2の例

に従うこととされているので、人身取引譲定書の要請は担保されている。

具体的には、人身取引譲定書にいう「搾取の目的」については、児童福祉法34条1項7号では目的が要件とされておらず、同項9号によって担保されることになる。また、これらの規定では手段の限定はされていないことから、「手段」の点において、人身取引譲定書の要請を充たしている。さらに、人身取引譲定書にいう「獲得、輸送、藏匿、收受」については、児童福祉法34条1項9号の「（児童を）自己の支配下に置く行為」の処罰で、また人身取引譲定書にいう「引渡し」については、同号の「支配下に置く行為」及び同項7号の「児童を引き渡す行為」の処罰で担保されることになる。^(注13)

(注11) いわゆる密入国譲定書の正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する譲定書」である。

(注12) 国際組織犯罪防止条約、人身取引譲定書及び密入国譲定書とともに、その訳文は外務省ホームページから入手可能である（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.html>）。また、これらの原文（英語）は、国連棄権犯事務所のホームページ（http://www.unodc.org/unode/en/crime_crime_cp_signatures.html）から入手可能である。

(注13) なお、児童の取引については、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択譲定書」（平成17年条約第2号）によれば、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのようないかんを問わぬ」いても犯罪化義務が規定されている。すなわち、同譲定書は、「児童の売買」を「報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのようないかんを問わぬ」いる取引をいう。」と定義した上（2条(a)）、「児童の売買に関し、児童を次の目的のため提供し、移送し又は收受すること（手段のいかんを問わない。）。 a 児童を性的に搾取すること。 b 営利の目的で児童の臓器を引き渡すこと。 c 児童を強制労働に従事させること。」について、自國の刑法又は刑罰

法規の適用を完全に受けることを確保する義務が規定されている（3条1(a)）。

第5 刑法についての逐条解説

1 違捕・監禁罪（220条）の法定刑の引き上げ

（逮捕及び監禁）

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

（1）趣旨

逮捕・監禁罪は、不法に、人の身体に対して直接的な拘束を加えてその行動の自由を奪い、又は人が一定の区域から出ることを不可能若しくは著しく困難にしてその行動の自由を奪う罪であり、その保護法益については、人の身体・行動の自由であると解されているが、近年、いわゆる新潟女性監禁事件のように、長期間にわたる監禁事案が発生するなど、現行の逮捕・監禁罪では適正に処罰することが困難な重大事案がみられるところである。

また、逮捕・監禁罪の認知件数は、近年増加を続けており、平成7年が357件であったところ、平成16年には約1.8倍の639件にまで増加しており、これらに対する第一審判刑状況をみても、法定刑の上限である5年に近い量刑のなされた事案がみられるところである。

一方、人身の自由に関する問題としては、刑法の制定当初よりも格段に重視されるに至り、その侵害行為の悪性に対する非難も高まっており、逮捕・監禁罪の3月以上5年以下という法定刑の在り方が現在の国民の規範意識に合致しているのか、という問題が、かねてから指摘されていたところでもある。

そこで、逮捕・監禁罪に対し、近時の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向を踏まえた上で、事案の実態に即した対処が可能になるよう、法定刑を引き

上げたものである。
（註17）（註18）
（註19）（註20）
3月以上5年以下の懲役から、3月以上7年以下の懲役に引き上げる
こととした。

（2）法定刑

3月以上5年以下の懲役から、3月以上7年以下の懲役に処する。

2 未成年者略取・誘拐罪（224条）の法定刑の引き上げ

（未成年者略取及び誘拐）

第224条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

（下線部分は改正部分）

（1）趣旨
未成年者略取・誘拐罪は、暴行、脅迫、欺もう又は誘惑を用い、満20歳未満の者を、保護されている状態から引き離して自己又は第三者の事実的支配の下に置く罪であり、その保護法益については、略取・誘拐された者の自由又は保護監督者の監護権などと解されている。
（註21）

ところで、略取・誘拐罪全体の認知件数は、平成7年（240件）と平成16年（320件）との比較で約1.3倍となるなど、その増加傾向が明らかであるところ、そのうち、被害者が13歳未満である事案が全体の約4、5割を占め、被害者が20歳未満の事案まで含めると全体の約7、8割に及ぶなど、未成年者がその対象とされる傾向は顕著である。

また、近時、低年齢の児童を対象とする「連去り」、「連回し」と呼ばれる事件が頻発し、中には長期間にわたって未検挙の事案も存するることは、周知のとおりである。こうした被害を受けた児童やその親族の精神的苦痛が甚大なものであることはもとより、かかる事案の発生自体が社会不安を増長させていることについても多言を要さない。

さらに、このように未成年者を対象とする略取・誘拐事案については、當

利やわいせつの目的が認められない場合、例えば、「ただ、かわいいので一緒にいたかった。」などというような場合であっても、被害者は身体的・精神的に弱者であることが多く、その後の重大かつ悲惨な結果に結びつく危険性が大きい。

したがって、未成年者略取・誘拐罪に対し、近時の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向を踏まえた上で、事案の実態に即した対処が可能になるよう、その法定刑を引き上げることとしたものである。
(平成23)

(2) 法定期

3年以上5年以下の懲役から3年以上7年以下の懲役に引き上げることとした。
(平成24)

3 刑法225条

(當利目的等略取及び誘拐)

第225条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

(下線部分は改正部分)

(1) 趣旨

営利目的等略取・誘拐罪は、営利、わいせつ又は結婚の目的で、暴行、脅迫、欺もう、誘惑等を用いて、人を支配下に置く行為を処罰するものであるところ、今回の改正は、目的要件として、「生命若しくは身体に対する加害の目的」を追加したものである。

前記第4、2及び4で述べたとおり、人身取引議定書3条は、「人身取引」を、搾取の目的で、暴行・脅迫等の手段を用いて、獲得、輸送等の行為を行った場合と定義し、ここにいう「搾取」には、「少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは服務の

提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、諱屈又は臓器の摘出を含める。」とした上で、5条がそのような人身取引行為を犯罪として処罰することを義務付けているが、この「搾取の目的」の大部分は、現行刑法の営利又はわいせつの目的に含まれるもの、臓器の摘出を目的とする行為については、営利の目的を伴わない場合には、従前の刑法では処罰できなかつた。

また、略取・誘拐等に際し身体に対する不法な有形力の行使の目的がある場合には、対象者の人身の自由に対して、より深刻かつ重大な危害が生ずるおそれが大きく、実際問題としても、例えば、暴力団関係者等が、暴行を加える目的で略取・誘拐に及ぶような例も少なくないところであり、このような行為を処罰する必要性は大きい。

そこで、「生命・身体加害目的」を、「営利、わいせつ又は結婚の目的」による場合と同様に、略取・誘拐行為の可罰性を基礎付けるものとして扱い、現行の刑法225条の営利目的等略取及び誘拐の罪の目的要件に、人身取引議定書が犯罪化を求める臓器摘出等の目的を含むものとして、「生命若しくは身体に対する加害の目的」を加え、このような目的で行う略取及び誘拐行為を新たに処罰の対象としたものである。
(平成25)

(2) 構成要件

ア 目 的

(ア) 「営利、わいせつ、結婚」の目的については、従前の解釈に変更はない。
(イ) 「生命又は(若しくは)身体に対する加害の目的」とは、自己又は第三者者が対象者を殺害し、傷害し、又はこれに暴行を加える目的をいう。

イ 行 為

「略取」又は「誘拐」の行為である。「略取」「誘拐」とは、人を保護されている状態から引き離して自己又は第三者の事実的支配の下に置くことをいい、暴行・脅迫を手段とする場合を「略取」、欺もう・誘惑を手段とする場合を「誘拐」というものと説明されるのが一般的である。
(平成26)

（3）法定刑

常利、わいせつ等の目的がある場合と同様、1年以上10年以下の懲役としている。

(4) 罪 数

ア 他の目的に係る略取・誘拐罪との関係

常利、わいせつの目的と今回新設に係る生命・身体に対する加害の目的など、複数の目的が競合する場合には、225条の罪の一罪が成立することになる。

常利、わいせつ、結婚又は生命・身体に対する加害の目的と身の代金取得目的又は所在国外に移送する目的とが併存する場合は、それぞれ、身の代金取得目的略取・誘拐罪又は所在国外移送目的略取・誘拐罪のみが成立すると解される。

イ 略取・誘拐罪以外の他罪との関係

生命・身体加害目的による略取・誘拐の罪と、それらの罪に当たる行為の終了後に行われた暴行・傷害・殺人罪とは、その保護法益が異なるので、基本的には併合罪の関係に立つものと解される。なお、略取等の行為が、暴行・傷害・殺人罪の行為と重なる場合には、両者は観念的競合の関係に立つものと考えられる。

人を殺害する目的でその者を略取し又は誘拐した場合、その者を支配下に置くことによって、被害者が加害行為から逃れたり、第三者に救出を求めることが困難になることにより、殺害が容易になることも少なくないと考えられ、このような場合には、略取・誘拐行為が殺人予備罪の構成要件に該当することもあり得る。この場合、生命加害目的による略取・誘拐罪と殺人予備罪とが成立し、両者は観念的競合の関係に立つと考えられる。

4 刑法226条

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第226条 所在外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、

2年以上の有期懲役に処する。

(従前の第2項については削除)

(下線部分は改正部分)

(1) 趣 旨

本条は、従前、日本国外に移送する目的による略取、誘拐行為（1項）、日本国外に移送する目的による人身売買行為（2項前段）、略取・誘拐・売買された者を日本国外に移送する行為（2項後段）を处罚する構成になつていたが、今回の改正において、従前の2項前段が規定する内容は新設する226条の2第5項に、また従前の2項後段が規定する内容は新設する226条3に引き継がれている。

その上で、国外移送目的略取等の罪の目的の構成要件を「日本国外移送」から「所在国外移送」に拡大し、日本国内から日本国外への移送に限らず、広く人が所在する国からその国外に移送する目的による行為を対象とするとしたものである。

この点、従前の刑法226条は、日本国内から日本国外への移送のみを处罚対象としていた。^{〔注30〕}しかしながら、今日、国境を越える人の移動がますます活発化する中で、このような中にあっても、人が、現に所在する国からその国外に出されると、もとの所在地に戻ることが困難になるほか、生活様式、行動様式が異なる地での生活・行動を余儀なくされる上、国家から受けられるべき庇護の内容も異なることになる。このことからすれば、現に所在する国に引き続きとどまる自由、あるいは、現に所在しているという事実状態自体について、人身の重要な側面として保護する必要性が高く、これを侵害する行為は、国内での移送にとどまる場合よりも重く处罚すべきものと考えられる。そして、このことは、日本国内から日本国外に移送される場合に限られず、当該対象者が現に所在する国からその国外に移送される場合についても同様である。

実際にも、現在我が国をめぐる人身取引として指摘されているのは、諸外国から我が国へ対象者を移送してくる行為かほとんどである上、例えば、日本人が海外旅行先で他人の支配下に置かれ、第三国に移送されるという事案も容易に想定されるところである。

そこで、日本国内から日本国外への移送に限らず、人をその所在する国から^(註31)国外に移送する目的で略取・誘拐する行為を処罰することとした。

(2) 保護法益

保護法益は、人身の自由であるが、特に、現に所在する国に引き続きとまるごとにについての自由、あるいは、現に所在しているという事実状態自体である。

(3) 構成要件

所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐する行為である。

ア 目 的

所在国外に移送する目的であることを要する。

(ア) 「所在国外」

「所在国外」とは、当該対象者が現に所在する国の領域外を意味する。法令上「国」という語は、國家を法律上の権利義務の主体としてとらえる場合だけではなく、主として社会的実在としての国（一定の領土を基礎とし統治組織を有する団体）の面に着目し、國家承認や國交の有無を問うことなく用いられる場合がある。^(註32) 本罪における「国」についても、我が国が國家承認等をした国にのみ限ることは適当ではなく、むしろ、「国境」を越える移動の容易さや、潜在者に対して与えられる庇護の内容等にかんがみ、それが、事實上、国家としての実質を備えた統治主體たり得ているか否かによって決すべきものと考えられる（ここでいう「国境」とは、「所在国」からみて自らの事実上の統治権が及ぶ範囲を画する線をいうことになるものと考えられる。）。

(イ) 移 送

「移送」とは、所在国の領土、領海又は領空外に「運び出す」ことである

上、対象者は、略取、誘拐又は売買された者であり、これが不法な支配下に置かれていることが当然の前提となっている。「支配」とは、物理的、心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態の下に対象者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることをいい、場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、略取、誘拐又は売買された者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等あらゆる要素を総合的に考慮して認定されるものであることから、これらの諸要素に照らし、「支配下に置かれている」状況にない場合には、「移送」には当たらないこととなる。

また、かかる支配下から対象者を離脱させて、救出するような移送行為は、処罰の対象にはならないと考えられる。

なお、所在国から被害者の母國や本来の居住国に移送する場合については、本罪の保護法益が、人身の自由であるところ、母國や本来の居住国に移送する場合であっても、人がその所在する国に引き続きとどまることについての自由、あるいは、現に所在しているという事実状態自体を保護する必要があるので、被害者が現に所在する国から、その意思に反して、被害者の母國や本来の居住国に移送する行為についても、犯罪として処罰するところが適當であると考えられる。

イ 行 為

略取、誘拐行為であり、その意義は前記3(2)イと同一である。

(3) 法定刑

従前の国外移送目的略取等の罪と同じく、2年以上の有期懲役とする。^(註33) 上限は20年である（刑法12条1項）。

(4) 罪 数

所在国外移送目的と、営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的とが競合する場合には、いわゆる法条競合の関係に立ち、所在国外移送目的略取・誘拐罪のみが成立する。^(註34)

5 刑法第226条の2

(人身売買)

第226条の2 人を買い受けた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買い受けた者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を完買した者は、2年以上の有期懲役に処する。

(新設)

(1) 趣旨

本条は、人身取引議定書が、「擰取の目的」で「他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受」の手段を用いて、人を獲得するなどの行為の处罚を義務付けていることなどを受けて、人身売買の罪を新設し、人身の売渡行為及び買受行為を犯罪とした上、目的や客体、行為に応じて法定刑を区分するものである。

なお、上記のように、人身取引議定書は、人の売買行為のうち、「擰取の目的」による場合のみを犯罪化の対象としているが、本条ではかかる目的を伴わないものについても处罚の対象とした。

これは、以下の理由に基づくものである。まず、売買行為のうち、売渡行為については、その対価を得る以上、常に営利目的が存することになるので、常に重い处罚の対象とすべきものと考えられる。そして、この売渡行為を处罚していくためには、これと必要的共犯(対向犯)の関係に立つ人身買受行為についても、当然、搜査の対象に捉え、取り締まつていく必要がある。また、買受けは、自らの出捐により他人の支配状態を取得する行為であ

つて、買受者において、被害者の自由を拘束する強い動機に基づくものであることから、被害者に対する更なる法益侵害の危険性も高い。^(註36)したがって、買受行為についても、その目的を聞くことなく处罚の対象とすることは、人身取引の撲滅に資するものであり、人身取引議定書の趣旨に沿つたものであると考えられる。

(2) 保護法益

保護法益は、略取・誘拐罪と同様、基本的には被害者の人身の自由であると解される。

(3) 「人を買い受けた」「人を売り渡した」の意義
 「人を買い受けた」とは、対価を支払って現実に人身に対する不法な支配の引渡しを受けたことをいい、「人を売り渡した」とは、対価を得て現実に人身に対する不法な支配を引き渡したこと^(註37)をいう。これらは、従前の刑法226条2項前段の「売買」について、民法555条にいう「売買」と異なり、現実の引渡しが必要とされている上、対価は金銭に限られない、との解釈が固定^(註38)まっていることを前提とするものである。

ア 対価性

{ア} 対価は金銭以外のものでもよく、財物との交換も売買に当たり、また、従前の債務の免除と引き換えに人の支配を移転させような場合も売買に当たると解される。さらに、担保として人身の支配を移転することにより、既に弁済期にある借金の当面の支払を免れたり、将来における弁済期の延滞その他借金弁済上の条件の有利な変更を得たりすることなどは、財産上の利益の対価としての移転があつたものとして「売買」に当たり得るものと思われる。

{イ} ただし、「対価」には、法律上、財産上の利益として評価できないものは含まれない。例えば、プローカー同士がそれぞれ支配下に置く女性を交換するような行為については、そもそも人身に対する所有権、処分権といふものはおよそ観念し難く、人身に対する不法な支配状態のみが考えられる

ところであって、そのような支配関係を法律上、財産上の利益として評価することとは、人身売買を処罰する趣旨に反し、許されないのであるから、このような行為は「売渡し」、「買受け」には該当しないと解される。

イ 支 配

(ア) 上記のように、人の買受け、売渡しは、人にに対する支配を要素とするものである。
 「人を支配下に置く」とは、物理的、心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態の下に対象者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせるということをいふところ、場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、被害者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等あらゆる要素を総合考慮して決定されるものと考えられる。したがって、必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ない。

(イ) 人を終局的に处分する権限までを移転させる必要はなく、債権の担保のような形で、一定期間第三者に対する支配を移転し、後日その支配の返還を受けることを約しているような場合であっても、有償で人身の引渡しがなされ、これを受けた者が、一定期間対象者への独立した支配を得たと認められるのであれば、「売渡し」、「買受け」に該当し得る。

(ウ) 外国人女性を売春スナックで稼働させるに際し、①当該女性のバースポートを取り上げただけで、「支配」が認められるかは、一概には断じられないが、言葉も地理も分からぬ地に連れて来られた外国人女性の立場からすれば、それのみをしても、バースポートを取り上げた者の影響下からの離脱は相当程度困難になると思われる上、さらに、②指定した住居に住まわせる(買い物等の外出は可能だが、遠方への外出は禁止)、③スナック等に出勤して売春しないと罰金等の名目で報酬を与えない、④高額の借金を負わせる、⑤逃げ出せば、本人又はその親族に危害を及ぼす旨明示的又は黙示的に告知する、などの各行為のいずれかと相まって、「支配」行為を認定する重要な要素となるものと考えられる。

(ニ) 現に他人の支配下にある者をその状態から解放するために金銭を支払うような場合は、当該行為者において、新たに対象者の不法な支配を取得するような状況にない限り、その「引渡し」があったとはいえないと考えられる。^(注46)

(オ) なお、例えば、プロ野球選手がチームを移籍するに際して、移籍金が支払われるような場合は、チームの所属の関係は契約上の関係にとどまり、現実に選手の人身の自由を拘束するとも認められないので、「支配」は認められないと考えられる。

ウ その他具体例

(ア) 海外から金銭の授受を伴つて我が国に養子として児童を連れて来るような事例も想定されるが、これが人身売買に当たるか否かについては、「人の不法な支配」の成否、そして授受される金銭等がその対価といえるか、という事実認定、構成要件への当てはめの問題に帰着し、養子縁組の形態をとるからといって、直ちにこのような要件に該当しないることはできない。ただ、養子縁組等に際して、金銭の授受が行われたとしても、真に親としての愛情の発現や人道的な見地からされる場合には、当該児童の人身の自由が確保されており、これに対する不法な支配の取得があつたとはいえない場合が多いと思われ、そうした場合には人身買受けの罪は成立しないと考えられる。

他方で、当該児童の引き取りが、その自由を拘束して自己の性欲・支配欲等の対象とするような不當な意図によるものと認められ、かつ、その支配態が金銭の支払を対価として得られたものであれば、養子縁組の形式が取られていたとしても、人身買受けの罪が成立し得るものと考えられる。

(イ) 外国人女性を妻として迎えるに当たり、金銭の授受が行われる事例について、人身売買が成立するか。通常の結婚生活においては、配偶者とした女性において行動の自由が認められるものと考えられ、その場合には、そもそも対象の女性を不法に支配するに至ったとは認められないものと思われる。

る。また、仮に、結婚の動機が眞の愛情によるものでないとか、男性の家族が女性のバースポートを管理するなどの事実が認められたとしても、その当否は別として、結婚生活と呼ぶべき範囲を逸脱したものでなければ、このような事実のみをもって女性が不法に支配されたと認め得るか否かは一概に断じ得ない。さらに、これに先立つ善意の支度金の授受については、人身の支配の移転の対価とはいえない場合がほとんどでないかと思われ。⁽⁴⁴⁾ 結婚の場合には人身売買罪に該当することは想定し難いと思われる。ただし、様々な事情を総合して、男性側が対象の女性を不法に支配するに至り、その支配の移転の対価として金錢を支払ったとの事実が認められれば、人身売買罪が成立することもあり得ると考えられる。

エ 實行の着手時期

買受け行為の実行の着手時期は、實際に人身を引き受けようとする行動に着手した時点であって、多くの場合においては、買受けの申込みの意思表示をした時点(既に相手方から申込みを受けている場合は、承諾の意思表示をした時点)であると解される。⁽⁴⁵⁾ 売渡し行為の実行の着手時期も、實際に人身を引き渡そうとする行動に着手した時点であって、多くの場合においては、売渡しの申込みの意思表示をした時点(既に相手方から申込みを受けている場合は、承諾の意思表示をした時点)であると解される。

なお、単なる申込みの誘引にとどまる場合は、実行の着手があったとはいえない。「申込み」があつたとされるには、これに対する承諾さえ存在すれば契約として成立するか、具体的な交渉が直ちに行われるだけの具体性を持っていることが必要と考えられる。

オ 既遂時期

買受け行為、売渡し行為とも、その既遂時期は、現實に人身の授受がなされ、引渡しがあつたと評価できた時点であると解される。したがって、売買の約束があつただけでは未遂犯が成立するにとどまる。

(4) 対象者の同意があつた場合

人身取引議定書においては、3条(a)に規定する暴力・脅迫、誘拐・詐欺・欺もう、権力の濫用、金銭の授受等の手段が用いられた場合に、「擧取」についての同意があつたとしても人身取引に該当する旨規定している(3条(b))が、これは、擧取についての同意が仮にあつたとしても、人身取引の主觀的要件である「擧取の目的」ひいては人身取引の成否に影響がないことを確認したものであり、それは、実態面として、3条(a)の手段が用いられていく以上、そもそも、自由かつ真摯な同意があるとは認め難いのが通常であるとの事実認識を踏まえたものであると理解される。

他方、人身取引議定書は、「獲得」等の行為について同意があつた場合にまで人身取引に該当するか否かは規定していない。したがって、「獲得」等の行為について同意があつた場合に犯罪を成立させるか否かは、各国の国内法制に委ねられているものと解され、我が國の刑法上被害者の同意のある一定の場合(同意が自由かつ真摯な意思に基づくものである場合)に犯罪が成立しないとしても、人身取引議定書上の義務の履行という観点から問題となるものではないと考えられる。

すなわち、対象者が自らの支配の移転につき、自由かつ真摯な意思に基づいて同意している場合には、買受者がその支配下に置いたとは考え難い上、また、人身の自由という個人的な保護法益からしても、人身売買罪は成立しないと解される(この点、略取・誘拐について、被害者の自由かつ真摯な意思に基づく同意・承諾のないことが構成要件上予定されているので、かかる同意等があれば犯罪は成立しないと解されるとの同様である。)。

ただし、実態としては、行為者による擧取の目的や、暴力・脅迫、誘拐・詐欺・欺もう、権力の濫用、金銭の授受等の手段が認められる以上、被害者が、自らの獲得、輸送、引渡し、藏匿又は收受といった形で行為者の支配下に置かれるごとにについて、その自由かつ真摯な意思に基づいて同意しているという場合は想定し難い。すなわち、本当に自由かつ真摯な同意があつたならば、上記のような手段による「不法な支配」を及ぼす必要はないのであ

人を買い受けた者が当該被害者を監禁した場合、人身買受けの罪と監禁罪とは併合罪の関係にあると解される。^(注51)

また、そもそも、実際問題として考えてみても、被害者が完全に自発的に売春を望み、他人からの支配態様も含めて了解して自ら取引されることに同意するなどといふのは極めて稀有であろう。被害者が売春することを認識して日本に連れてこられたものであっても、支配や搾取の態様が当人の意から外れた過酷なものであった、というような場合であれば本罪は成立し得るというべきである。

また、例えば、家族を貧困から救うために、親からの働きかけなしに被害者が自ら売春をして金銭を稼ぐことを希望していた場合、この親に金銭を支払うなどして被害者の支配を取得する事例において、表面上、被害者が自ら売春をして金銭を稼ぐことを希望していたとしても、本来は、不特定多数の相手方と性交等を行うことなどを希望しているのではないかと考えて、やむなく売春に及ぼうとしたところには、売春によるほかないと考えて、被害者の同意は自由かぶりに至つたとみるとべきであり、このようの場合には、被害者の同意は自由かつ真摯な意思に基づくものとは認め難く、当然に本罪の成立が否定されることはないと考えられる。^{(注49) (注50)}

(5) 1項の罪

ア 趣旨・構成要件

「人を買い受けた者」を処罰するものであり、その主觀的要件として何らかの目的を有していることを要しない。その理由は前記(1)で述べたとおりである。

イ 法定刑

3年以上5年以下の懲役としている。

ウ 他罪との関係

被害者が未成年者の場合には、2項の罪のみが成立する。

また、行為者に當利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的がある場合には、3項の罪のみが成立し、所在国外に移送する目的がある場合には、5項の罪のみが成立する。

(6) 2項の罪

ア 趣旨

目的のいかんを問わず未成年者を買い受けた行為を新たに処罰対象とするのは、人身取引議定書の直接の要請ではないが、前記のとおり、成人に対する買受行為について、目的のいかんを問わず処罰の対象とすることとしており、未成年者を成人に比べて厚く保護するとの観点から、同様に目的のいかんを問わず買受行為を処罰の対象にするとともに、法定刑に関する対象者が成人である場合よりも未成年者である場合を重く処罰しようとするものである。

イ 構成要件

「未成年者を買い受けた」ことである。1項と同じく、行為者の目的は要件とされていない。「未成年者」とは、224条と同様に、年齢20歳に満たない者をいう。

ウ 法定刑

3年以上7年以下の懲役としている。未成年者略取・誘拐罪と同一である。

エ 他罪との関係

行為者に當利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的がある場合には、3項の罪のみが成立し、所在国外に移送する目的がある場合には、5項の罪のみが成立する。

(7) 3項の罪

ア 趣旨

人身取引議定書において、搾取の目的で金銭等の授受の手段を用いて人を獲得する行為（人を支配下に置く行為）及び人を引き渡す行為を犯罪化することが求められているのに加え、実際問題としても、近時、我が国をめぐつ

て、悪質な人身売買行為が行われている実態もうかがわれる所以で、これらを適切に処罰しようとするものである。

イ 構成要件

「營利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で人を買ひ受けた」ことである。

ア 目 的

「營利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的」の意義は225条と同一であり、「營利の目的」とは、財産上の利益を得又は第三者に得させる目的を、「わいせつの目的」とは、対象者をわいせつ行為の主体又は客体とする目的を、「結婚の目的」とは、行為者又は第三者と結婚させる目的を、「生命若しくは身体に対する加害の目的」とは、自己又は第三者が対象者を殺害し、傷害し、又はこれに暴行を加える目的を、それぞれいう。

イ 行 為

「人を買ひ受けた」の意義については、前記(3)のとおりである。

ウ 法定期刑

1年以上10年以下の懲役としている。

エ 他罪との関係

基本的に、前記3(4)で225条の略取・誘拐罪について述べたのとパラレルに考えられるほか、個別の点については以下とのおりである。

フ 他の目的による人身売買罪との関係

行為者に所在国外に移送する目的がある場合には、5項の罪のみが成立する。

イ 児童買春・児童ポルノ禁止法8条1項との関係

児童買春・児童ポルノ禁止法8条1項は、児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は児童ポルノを製造する目的で当該児童を売買した者を1年以上10年以下の懲役に処することとしており、本罪とその構成要件が重なる。

(9) 5項の罪

ア 趣 旨

り合う部分もあるが、両罪は、その対象等の構成要件も保護法益も同一ではなく、概念的競合の関係に立つと考えられる。

(イ) 労働基準法5条に規定する強制労働や同法6条に規定する中間搾取の目的で人を買ひ受けた場合、人身買受けの罪と、その後に実行される労働基準法の罪とは、社会通念上手段と結果との関係が密接に立つとは必ずしもい難いので、これらは別個に成立し、併合罪の関係に立つものと解される。

(8) 4項の罪

ア 趣 旨

人身を売り渡す行為について、处罚の対象とするものである。特段の目的要件が設けられないが、その理由は、「売渡し」に内在するものとして、対価を受領する目的がある以上、我が国の刑法上、常に營利目的が認められるところから、法文上、目的要件を掲げる必要はないものと考えたことによるものである。

イ 構成要件

「人を売り渡した」ことである。その意義は前記(3)のとおりである。

ウ 法定期刑

1年以上10年以下の懲役としている。
人身を売り渡す行為については、売渡しによる対価を受領する目的がある以上、營利目的の買受行為と同等の法益侵害の危険性が認められると考えられることから、これと同じ法定刑を定めることとし、營利、わいせつ等の目的を要件としない買受行為よりも重く处罚することとなっている。

エ 他罪との関係

公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、対価を得て人身を他人に引き渡したような場合には、人身売渡しの罪と有害職業紹介等の罪の両罪が成立し、これらは併合罪の関係に立つと解される。

從前の226条2項前段の構成要件を「日本国外」から「所在国外」に拡大した上、226条5項として規定するものである。その保護法益は、人身の自由、なかんずく、人が現に所在する国に引き続きとどまる自由、あるいは、現に所在するという事実状態自体である（下記6についても同じ）。

イ 構成要件

（ア）目的

「所在国外に移送する目的」であり、226条の説明（前記4(3)ア）で述べたとおりである。

（イ）行為

「人を売買」することであり、従前と同一である。すなわち、人を売り渡す行為及び人を買い受けける行為を指す。

ウ 法定期

2年以上の有期懲役である。上限は20年となる（刑法12条1項）。

6 刑法226条の3

（被略取者等所在国外移送）
第226条の3 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、2年以上の有期懲役に処する。
(新設)

3267 「刑法等の一部を改正する法律」について (59)

犯罪に当たる略取・誘拐・売買行為の被害者をいうとするのが通説的見解である。

「所在国外」の意義は、前記と同一である。略取・誘拐・売買された者を、その所在国外、すなわち対象者が現に所在する国の主権の及ぶ領土・領海・領空外へ運び出せば足り、そのときをもって本罪は既遂となる。現実に他国に入ることまでを要件としない。

（3）法定刑

従前と同様、2年以上の有期懲役としている。

（4）本罪の罪数

本罪の実行に当たり、被害者に数か国との国境を越えさせた場合には、各國境を越えた時点での、その都度、被略取者等所在国外移送罪の構成要件を充足することとなる。

これら各行為の罪数関係については、経由国における一時滞在状況、新たに国境を越えさせる行為の態様等に応じて個別に判断されるべきことではあるが、例えば、経由国への上陸許可を得て一定期間同地に滞在し、例えはその間に第三国に入国するための査証を取得するといった行為が行われるなどの状況がある場合には、当該経由国外に移送する行為について、当初の所在国外への移送行為と併合罪の関係にあると解されよう。また、正規な手続を経ない違法な滞在であっても、被害者が現に当該経由国における生活活動を開始しているというような事実状態が認められる場合であれば、更なる国外移送行為は、併合罪と評価できるであろう。

これに対し、航空機の乗り換えのために空港に短時間滞在しただけであるような場合には、一般に、行為者の犯意は第三国への到着まで継続していると思われるのこと、航空機が数か国領空を通過する度に充足される構成要件及び侵害される法益がいづれも同一であること、行為態様が同一であることと、日時も近接ないし連続していること等にかんがみ、各行為を包括一罪と判断することになる可能性が高いものと思われる。

「略取され、誘拐され、又は売買された者」については、反対説もあるが、ある。

(5) 他罪との関係

ア 嫖取者等輸送の罪は、本罪に吸收される。

イ 所在国外に移送する目的で略取、誘拐又は買受行為をし、その後当該対象者を所在国外に移送した場合、所在国外移送目的の略取、誘拐又は買受けの罪と所在国外移送罪が成立し、これらは牽連犯の関係に立つと解される。⁽⁶²⁾ もっとも、国外に移送する目的ではなく、営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的によるなどして略取、誘拐、買受けをした後、国外移送目的を有するに至って当該対象者を国外に移送した場合、略取、誘拐、買受けの罪と所在国外移送罪の両罪が成立し、これらは併合罪の関係に立つと思われる。

ウ 児童買春・児童ポルノ禁上法8条2項は、児童買春における性交等の相手方とさせ又は児童ポルノを製造する目的で、外国にいる児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民を2年以上の有期懲役に処することとしている。この罪と本罪の法定刑は同一であり、かつ、前者の罪が成立するときは、ほとんどの場合において、後者の罪も成立するものと思われるが、まず、児童買春・児童ポルノ禁止法は、児童に対する性的擄取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害すること等を目的性にからんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰すること等を目的とするものであって(1条)、同法8条2項の居住国外移送の罪も、個々の児童の人身の自由や性欲の対象とされない権利を保護するとともに、児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長したり、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与えることを防止しようという複合的な観点から規定されているものであり、こうした点において、その保護法益は、今回刑法に新設する所在国外移送の罪についての「対象者の人身の自由」とは異なるものであるから、両者に該当する行為については、觀念的競合の関係にあると解される。

7 刑法227条

(被略取者引き渡し等)

第227条 第224条、第225条又は前3条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、3年以上5年以下の懲役に処する。

2 第225条の2第1項の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、6年以上7年以下の懲役に処する。

4 (略)

(下線部分は改正部分)

本条の改正は、被略取者等の「引き渡し」、「收受」、「輸送」、「藏匿」等の行為の处罚規定を整備するものである。

(1) 1項・2項の罪

ア 趣旨

従前の刑法227条1項の罪は、224条(未成年者略取・誘拐)、225条(營利目的の略取・誘拐)又は226条(国外移送目的略取等)の罪を犯した者を帮助する目的で、被略取者等を收受・藏匿し、又は隠避させる行為を处罚するものであり、227条2項の罪は、225条の2第1項(身の代金目的略取・誘拐)の罪を犯した者を帮助する目的で、被略取者を收受・藏匿し、又は隠避させる行為を处罚するものである。なお、ここにいう「帮助」とは、刑法総則の帮助とは異なり、拐取・人身売買行為の終了後に本犯の結果を確保するため又はその発見を妨げるために加功する事後從犯的なものをいう。

今回、帮助の対象犯罪として、生命・身体加害目的略取及び誘拐の罪、所在国外移送目的略取及び誘拐の罪、人身売買の罪、被略取者等所在国外移送の罪が加わった。人身の自由を侵害された者の立場からすれば、文理上も実質上も、これら新設の罪の被害者を本条の客体から除外する理由はない。また、处罚対象行為について、「收受」、「藏匿」及び「隠避」に、「引渡し」と「輸送」が追加された。これらの行為についても、略取され、誘拐され又は売買された者の人身の自由の侵害状態を継続させるとともに、その発見を妨げ、その状態から離脱を困難にし、本犯を事後的に助長する点で、处罚の必要性があると認められるからである。

ところで、本条 3 項の営利・わいせつ目的被略取・誘拐・売買者收受の罪の处罚対象行為については、人身取引議定書の要請から、現行の「收受」のほか、「引渡し」、「輸送」及び「藏匿」を追加することとしているところであるが、本条 1 項、2 項の改正は人身取引議定書の直接の要請によるものではない。しかしながら、自ら営利等の目的でこれららの行為を行う場合ではなくとも、上記のとおり可罰的な本犯者の行為を事後的に帮助するという点では一定の共通性が認められることから、本条 1 項、2 項の处罚対象行為についても、「引渡し」及び「輸送」を追加することとしたものである。

イ 構成要件

224 条、225 条、225 条の 2 第 1 項、226 条から 226 条の 3 までの罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡しても、「引渡し」、「輸送」を追加することとしたものである。

（7）目的

本条 1 項においては、「224 条（未成年者略取及び誘拐）、225 条（営利目的等略取及び誘拐）、226 条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、226 条の 2（人身売買）又は 226 条の 3（被略取者等所在国外移送）の罪を犯した者を帮助する目的」、また、本条 2 項においては、「225 条の 2 第 1 項（身の代金目的略取及び誘拐）の罪を犯した者を帮助する目的」である。1 項にお

いて、今回の改正により新設された罪を犯した者を帮助する目的が加えられることになる。

（4）客体

本条 1 項においては、「略取され、誘拐され、又は売買された者」である。224 条、225 条、226 条、226 条の 2 又は 226 条の 3 の罪の客体であることを要する。したがって、営利、わいせつ、結婚、生命・身体加害、国外移送の目的を伴わず、略取・誘拐された成人は、この客体に含まれないと解される。また、本条 2 項においては、従前と同じく、身の代金目的で略取又は誘拐された者である。

（4）行為

「引き渡し」、「收受」、「輸送」、「藏匿」、「隠避」が追加されている。「引渡し」とは、当該対象者の支配を他の者に移転させることをいう。「輸送」とは、当該対象者を一の場所から他の場所に移転させることをいう。

なお、「藏匿」とは、従前から 227 条 1、2 項で用いられていた概念と同じく、当該対象者の発見を妨げる場所を提供することをいうが、必ずしも略取・誘拐され又は売買された者を犯人自身の手元に置くことを要しない。

ウ 法定期

従前と同様、本条 1 項の罪につき 3 年以上 5 年以下の懲役、本条 2 項の罪につき 1 年以上 10 年以下の懲役としている。

エ 本項の罪の罪数

略取され、誘拐され、又は売買された同一の者に対し、收受、輸送、引渡し、藏匿又は隠避のうち複数に当たる行為をした場合、自由の侵害状態の総合、離脱の妨害といった点では共通しているので、包括一罪として扱われることが多いと思われる。

もっとも、引渡しの多くの場合のように、いったん設定した支配状態に大

きな変更を加え、新たな法益侵害又はそのおそれを作り出させていると評価される場合には、收受の罪のほかに、被略取者等輸送、藏匿、引渡し等の罪が成立し、両罪は併合罪の関係に立つものと解される。

数人の、略取され、誘拐された、又は売買された者を同一の機会に收受、藏匿等するものは観念的競合と解される。^(注68)

オ 他罪との関係

引渡し又は收受に対する授受を伴う場合は、226条の2の人身売渡し又は買受けの罪のみが成立する。

本条1項の帮助目的と、當利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的が併存する場合は、本条3項の罪のみが成立する。^(注69)

また、輸送行為者において、被害者が売買されたことは認識していたが、本犯者の目的については知らされていなかったというような場合には、3項の罪はもとより、1項の罪のうち刑法226条の2第3項(當利目的の人身買受け)の罪を犯した本犯者を帮助する目的も認められないと考えられるもの、目的を要件としない人身買受けの罪(刑法226条1・2項)を犯した本犯者を帮助する目的による行為として、刑法227条1項による处罚の対象となり得るものと思われる。^(注70)

なお、本条2項の目的と本条3項の當利・わいせつ目的等が併存した場合には、重い前者の罪のみが成立するものと考えられる。

(2) 3項の罪

ア 趣旨

従前の刑法227条3項は、當利又はわいせつの目的で被略取者等を收受する行為を处罚するものであったところ、人身取引議定書の要請を満たすため、目的要件として「生命若しくは身体に対する加害の目的」を加えるとともに、处罚の対象となる行為態様として、既に規定している「收受」の他に「輸送」、「引渡し」及び「藏匿」を新たに追加したものである。

イ 構成要件

（イ）目的

「當利又はわいせつの目的」に加え、「生命若しくは身体に対する加害の目的」を追加する。その意義は、225条と同一である。

（イ）客体

「略取され、誘拐され、又は売買された者」である。その範囲については、前記6(2)参照。

略取・誘拐・売買行為が我が国の刑法によって处罚可能な場合に限定されるわけではないと解される。例えば、タイ人Aがタイにおいて、當利の目的でタイ人Bを誘拐した上で、実際にBを日本に移送し、空港で出迎えに来た者Cが別個の當利の目的により、Aから引渡しを受けけてBを支配下に置いていた場合のような設例を考えると、このAの誘拐行為は、国外犯処罰規定に該当しない国外における行為であるが、そのような場合であっても、その行為者が結果的に处罚されない理由付けは格別として、当該行為の構成要件該当性は原則的に否定されない。

そして、收受等によって、被害者が人身の自由が継続して侵害され、かつ、これに対する危険性が類型的に高まるという意味では、その前提となる略取、誘拐、売買が日本国外で行われたか日本国内で行われたかによって区別されるべき理由はない。

また、「略取」、「誘拐」及び「売買」といった、人を支配下に置く行為は、今日の国際社会において広く犯罪とされ、国際的にも、その取締りの必要性には異論がなく、それゆえにこそ、人身取引議定書が採択されているところであり、我が国の刑法の適用がないとしても、これを適法なものと評価することや、適法なものと同一の結果とすることは許されない。よって、刑法227条3項の「略取され、誘拐され、又は売買された者」については、その行為者が我が国の刑法により处罚されるか否かに関係なく、客觀的に我が国の刑法にいう略取、誘拐、売買に当たる行為の客体であれば、これに該当すると解されるのであって、上記の設例のCについては、

洪武

日本第一項：2種につれても同様に應されよう。
なが、正犯が外国で實行され、教唆・幫助が日本國內で行われた場合に教
後・幫助犯は我が國の刑法で處罰可能という理解を前提とすれば、上記の点

行者

「引き渡し、收受し、輸送し、又は戻置した」ことであり、引渡し、輸送及び戻置の各行為が追加された。これら各行為の意義については、本条1項、2項の罪と同様である（前記(1イ)）。

なが、本条1項・2項とは異なり、本項では、「隠避」については規定しない。これは以下の理由に基づくものである。
すなわち、本条1項・2項の「隠避」とは、「藏匿」に当たる場合を除いて、略取・誘拐され又は完買された者の発見を妨げる一切の行為、例えば、対象者等を変装させるとか、旅費を給したり自動車を提供すること、などを指すと解されているが、その行為それ自体は、これらの者が支配状態に置かれることがある場所を提供する藏匿の場合と比較しても、対象者の自由を侵害する程度の低いものであって、誘拐等の本犯者を帮助する目的の場合は特別として、自らの営利、わいせつ等の目的でかかる隠避に及ぶといった事態にははにわかない。また、仮にそのような行為があつたとしても、それば、対象者の引渡し、收受、輸送若しくは藏匿といった行為に付随し、又はこれが連絡して行なはれて行なわれるのが通常と想わるので、これらの罪の

正犯又は共犯として処罰すれば足りると考へられる。

また、人身取引議定書も、行為態様として、「獲得」、「輸送」、「引渡し」、「譲り受け」及び「收受」の各行為の犯罪化を求めているところ、これらは、対象者を支配下に置き、その人身の自由を侵害する行為を列挙したものであつて、我が国の刑法でいう「隠避」行為の犯罪化を求めているものではない。よって、本法では、227条3項には、「隠避」を行ふ態様として追加するこ

とよしましながつた。

洪武

従前と同様、6月以上7年以下の懲役としている。

テ 仙罪との關係

本条1項・2項についても同様に解されよう。

行者

「引き渡し、收受し、輸送し、又は戻置した」ことであり、引渡し、輸送及び戻置の各行為が追加された。これら各行為の意義については、本条1項、2項の罪と同様である（前記(1イ)）。

なが、本条1項・2項とは異なり、本項では、「隠避」については規定しない。これは以下の理由に基づくものである。
すなわち、本条1項・2項の「隠避」とは、「藏匿」に当たる場合を除いて、略取・誘拐され又は完買された者の発見を妨げる一切の行為、例えは、被略取者等を変装させるとか、旅費を給したり自動車を提供すること、などを指すと解されているが、その行為それ自体は、これらの者が支配状態に置かれることがある場所を提供する藏匿の場合と比較しても、対象者の自由を侵害する程度の低いものであって、誘拐等の本犯者を帮助する目的の場合は特別として、自らの営利、わいせつ等の目的でかかる隠避に及ぶといった事態にははにわかない。また、仮にそのような行為があつたとしても、それは対象者の引渡し、收受、輸送若しくは藏匿といった行為に付随し、又はこれらが何らかの行為として行われるのが通常と想われる所以、これらの罪の

(未遂罪)

第228条 第224条、第225条、第225条の2第1項、第226条から第226条の3まで並びに前条第1項から第3項まで及び第4項前段の罪の未遂は、罰する。

(下線部分は改正部分)

人身取引議定書では、5条2(a)において、自國の法制の基本的な概念に從

うことを条件として、人身取引行為の未遂を犯罪とするため、必要な立法の他の措置をとるとされている。

また、人身取引に当たる罪は、その実行行為に着手した時点で、人身の自由に対する危険が大きいといえることから、本法により新設する罪については、すべて未遂犯処罰規定を設けることとした。

9 刑法29条（親告罪）

（親告罪）

第229条 第224条の罪、第225条の罪及びこれらの罪を帮助する目的で犯した第227条第1項の罪並びに同条第3項の罪並びにこれらの中の罪の未遂罪は、當利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

（下線部分は改正部分）

（1）趣旨

従前の刑法では、未成年者略取及び誘拐の罪（224条）、當利目的等略取及び誘拐の罪（225条）、これらの中の略取及び誘拐の罪を帮助する目的で犯した被略取者等收受・威吓・隠匿・説得罪（227条1項）、當利又はわいせつ目的による被略取者等收受罪（227条3項）、並びにこれらの罪の未遂罪につき、當利目的による場合を除いて、親告罪としていた。

本法により新設する人身買受けの罪及び人身先渡しの罪のうち、人身先渡しの行為は、常に當利目的が内在するので、親告罪としないこととした。そして、人身先渡しの罪と必要的共犯の関係に立つ人身買受けの罪についても、その目的のいかんを問わず、親告罪としないこととした。その際、未成

年者の買受けの罪及び結婚・わいせつの目的による買受けの罪についても、親告罪とはしない。

また、本法により、225条の當利・わいせつ・結婚目的の略取・誘拐の罪について、生命・身体に対する加害の目的による場合を新たに処罰することとしているが、暴行罪、傷害罪、殺人罪がいずれも親告罪とされていないことからして、このような生命・身体加害目的による略取・誘拐罪について親告罪としないこととした。

さらに、227条1項の罪については、收受・威吓・隠匿行為とともに引渡・輸送行為を処罰の対象に追加することとしたところ、未成年者略取及び誘拐の罪（224条）及び當利目的等略取及び誘拐の罪（225条）を帮助する目的で犯した227条1項の引渡・輸送の罪及びこれらの中の未遂罪を新たに親告罪とした。本犯が當利や生命・身体に対する加害の目的であっても、帮助者にかかる目的がない、（かかる目的が併存すれば227条3項の罪のみが成立する）前述の通り、以上、親告罪となる。

加えて、同条3項の罪及びその未遂罪については、收受行為とともに引渡・輸送・隠匿行為を処罰の対象に追加することとしたところ、これらの行為も收受行為と同様の扱いとし、當利目的とともに生命・身体加害目的による場合を非親告罪とする一方、わいせつ目的による場合は從前どおり親告罪とするとした。

（2）以上を整理すると、以下の類型が親告罪となる。

- ① 未成年者略取及び誘拐の罪（224条）
なお、未成年者買受けの罪（226条の2第2項）は、親告罪としない。
- ② 営利目的等略取及び誘拐の罪（225条）のうち當利又は生命・身体加害目的によらない場合（結婚・わいせつ目的による場合）
なお、結婚・わいせつ目的であっても、あるいは特段の目的を伴わなくとも、人身買受けの罪（226条の2第1・3項）の場合は、當利目的による買受けの罪と同様、親告罪としない。

(3) 224条及び225条の略取及び誘拐行為を幇助する目的（営利や生命・

身体加害目的なし）で犯した227条1項の引渡・收受・輸送・藏匿・隠
避罪

④ わいせつ目的による引渡・收受・輸送・藏匿罪（227条3項）
なお、227条3項のうち、営利・生命・身体加害目的による場合は、
親告罪としない。

(5) ①～④の未遂罪

10 日本国の国外犯

(国民の国外犯)

第3条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民
に適用する。

一～十一（略）

十二 第224条から第228条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等
略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘
拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂
罪）の罪

十三～十七（略）

（下線部分は改正部分）

(2) 人身取引譲定書との関係

人身取引譲定書1条2では、国際組織犯罪防止条約の規定は、別段の定め
がある場合を除くほか、人身取引譲定書について準用するとされており、人
身取引譲定書1条3では、同5条の規定に従って定められる人身取引に係る
犯罪は、国際組織犯罪防止条約に従って定められる犯罪とみなされる旨規定
されている。

ところで、国際組織犯罪防止条約は、同条約が犯罪化を求める共謀罪（5
条）、資金洗浄罪（6条）、贈収賄罪（8条）及び司法妨害罪（23条）に関し
て、締約国に対し、自國の領域内又は自國の船舶、航空機内で行われた行為
についての裁判権設定義務を課している（15条1）。

そして、国際組織犯罪防止条約は、引渡対象犯罪、資金洗浄罪、贈収賄罪及び司法妨害罪
並びに条約が犯罪化を求める共謀罪、資金洗浄罪、贈収賄罪及び司法妨害罪
であって、組織的な犯罪集団が関与するものにつき、自国民であることを唯一
の理由として犯罪人引渡を行わないときは、自国において訴追のために事
件を付託すべきこと、及びそのための裁判権を設定することを締約国に義務
付けている（15条3、16条1、10）。

そこで、人身取引についても、国際組織犯罪防止条約に従って定められる
犯罪とみなされる結果、国際組織犯罪防止条約5条、6条、8条及び23条の
犯罪と同様、組織的な犯罪集団が関与するものにつき、自国民の国外犯の裁
判権設定義務を負うことになる。

本法では、整備を行った罪については、すべて刑法3条（国民の国外犯）

の対象犯罪となるので、これにより人身取引譲定書の国外犯处罚の要請はみ
たされる。

(3) 犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案との関係
本法は、第159回国会に提出され、第162回国会まで継続して審議さ
れた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑
法等の一部を改正する法律案」（以下「犯罪の国際化等に對処するための刑法等

改正案」という。)が先に成立し、施行されることを前提として立案されたものであるところ、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案は、刑法3条について、6号から15号までを1号ずつ繰り下げる、5号の次に、6号として、刑法198条(離婚)の罪を加えることを内容とするものであることから、本法は、從前11号として列挙されていた刑法224条から228条までの罪について、これが12号に繰り下がったことを前提としている。

しかしながら、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案は、平成17年8月8日衆議院が解散されたことにより廢案となったので、刑法224条から228条までの罪の列挙は、11号としてされることになる(本法の附則2条)。なお、同年10月5日、同内容の法律案が第163回特別国会に提出されている。

11 日本国民を被害者とする国外犯

(国民以外の者の国外犯)

第3条の2 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一～四 (略)

五 第224条から第228条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

六 (略)

(下線部分は改正部)

刑法3条の2は、日本国外において日本国民に対して同条各号に掲記する罪を犯した日本国民以外の者を处罚することを規定するものである。

これは、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が生命、身体等に対する

一定の重大な犯罪の被害を受けた場合において、国外犯として我が国の刑法による处罚を可能にしようとするものであり、従前の刑法224条から228条までの罪が総羅的に規定されていた。

本法により新設される罪に関しては、人身取引譲定書の要請を超えて、日本国民以外の者が日本国外において日本国民に対して人身取引関連の罪を犯した場合、すなわち日本国民が人身取引等の被書者となつた場合について我が国の刑法による处罚を可能にするため、刑法3条の2の規定を改正して、新設に係る226条の2及び226条の3を含め、224条から228条の罪すべてを対象にすることとした。^(注176)

(注14) いわゆる新潟女性監禁事件

下校途中の女子小学生を略取した上、その後9年余りにわたってこれを被告人方に監禁し、傷害を負わせるとともに(略取、逮捕監禁致傷)、その間、被害者に着せるための下着を万引きした(窃盗)という事案である。第1審である新潟地方裁判所平成14年1月22日判決(判時1780号150頁)は、被告人に懲役14年の刑を宣告し、第2審である東京高等裁判所平成14年12月10日判決(判時1812号152頁)は、原判決を破棄して懲役11年の刑を宣告したが、最高裁判所平成15年7月10日第一小法廷判決(判集57巻7号903頁)は、刑法47条に関する解釈適用の誤りを理由として、第二審判決を法令違反により破棄した上、「第一審判決は、懲役14年を宣告した量刑判断を含め、首肯するに足りると認められ、これを維持するのが相当である」として第一審判決に対する被告人の控訴を棄却した。

(注15) これは、平成16年的一般刑法、犯続数が平成7年比で143.7%となっついるよりも高い。

(注16) 新潟女性監禁事件(前注14)における東京高裁平成14年12月10日判決(判時1812号152頁)

「なお、原判決は、本件逮捕監禁致傷罪の『犯情に照らして罪刑の均衡を考慮すると、被告人に対するは、逮捕監禁致傷罪の法定刑の範囲内では到底その適正妥当な量刑を行うことができない』とするが、そのような状況にあるの

は、本件逮捕監禁致傷罪が法の予想するものを超えて著しく重大で深刻なものであることにによるのである。本件のような犯行が生じ得ることを前提としたと

きに、国民の健全な法感情からして、逮捕監禁致傷罪の法定刑の上限が懲役10年では軽すぎるとは言えず、将来に向けて法律を改正する性がない。」

(注17) 国会(平成17年4月14日参議院法務委員会及び同年6月8日衆議院法務委員会)における当局答弁も同旨である。

(注18) 監禁致死傷罪については、傷害の罪と比較して、重い刑により処断するにされている(刑法221条)ところ、平成17年1月1日施行の刑法等一部改正により、監禁致傷罪の法定刑は、3月以上15年以下の懲役に、監禁致死罪の法定刑は、3年以上の有刑(20年以下)懲役に引き上げられた。本法による改正は、これらをも踏まえて行うものである。

(注19) 平成17年4月14日参議院法務委員会において、法定刑の上限を懲役7年とするのではまだ懲り、これを更に重くすべきではないかとの質問がなされ、これに対する当局の答弁は以下のとおりである(平成17年6月8日衆議院法務委員会における当局の答弁も同様である。)。

「逮捕監禁罪についてでございますが、身体に対する罪という点では、例えは暴行罪の法定刑が2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とされております。過失罪の法定刑が1年以下の懲役、保護責任者遺棄罪の法定刑が3月以上5年以下の懲役とされていること等と比較しても、逮捕監禁罪の3月以上7年以下の懲役という法定刑は相当程度重いものではないかと考えております。なお、長期間にわたる監禁事案等の悪質事案におきましては、被害者に死傷等の重大な結果を発生させることが特に多いといふに考

えられます。このような場合には逮捕監禁致死傷罪が成立し、致傷の場合であれば3月以上15年以下の懲役、致死の場合であれば3年以上の有期懲役、上限は20年となりますけれども、そういうことで処せられることがあります。」

(注20) 諸外国における逮捕・監禁罪等に関する罰則については、把握している限りでは以下のとおりである。

米国において、例えば、ニューヨーク州刑法では、人を実力、脅迫、欺もより拘束・監禁する行為につき1年以下の自由刑、被害者を重大な身体傷害の危険にさらしたときは4年以下の自由刑とされている(135.05, 135.20,

135.00条)。

英國においては、不法に人の行動の自由を特定の場所に制限する行為につき、コモンロー上の監禁罪とされているところ、刑罰(自由刑又は罰金刑)の上限・下限については、成文法で定めたものはない。

ドイツにおいては、監禁又は他の手段により人の自由を奪う行為について、5年以下の自由刑又は罰金刑とし、1週間を超えて被害者の自由を奪ったときには、1年以上10年以下(比較的軽い事案については6月以上5年以下)の自由刑とする規定が設けられている(刑法239条)。

フランスにおいては、人を逮捕し、略取し、抑留し又は監禁する行為について、20年以下の懲役とする規定が設けられている(刑法224~1条)。

(注21) 略取・誘拐された者の自由のみを保護法益とする考え方、保護監督者の監護権のみを保護法益とする考え方、略取・誘拐された者の自由と保護監督者の監護権の両方を保護法益とする考え方、略取・誘拐された者の自由及びその安全とする考え方がある(大コメンタール刑法第11巻(第2版)〔山室惠執筆〕377頁等)。

(注22) 平成15年の略取誘拐の認知件数284件中、20歳未満に対するものが217件(76.4%)、うち13歳未満に対するものが133件(46.8%)、うち6歳未満に対するものが24件(8.5%)を占めている。

(注23) 未成年者略取・誘拐罪の法定刑の引上げの理由についての国会(平成17年4月14日参議院法務委員会、平成17年6月8日衆議院法務委員会)における答弁もほぼ同旨である。

(注24) 平成17年4月14日参議院法務委員会においては、上限を7年とするのはなお軽く、更に重くすべきではないかとの質問が出され、これに対する当局の答弁もほぼ同旨である。

「未成年者略取誘拐罪についてでございますが、懲役7年という法定刑の上限は現行の懲役5年よりも一段高くなるものでございますが、例えば、不幸にして被害者が死傷に至った場合には、仮に殺意が認められなくとも傷害罪又は傷害致死罪との併合罪として、それを3月以上22年以下、又は3年以上27年以下の範囲で処罰が可能となります。また、法定刑につきましては刑法等の法体系全体における他の罰則との整合性も考慮する必要がありまして、悪質な未

(注25) 現実に我が国でも、臓器摘出目的の犯罪として、プローカーへの臓器売買により多額の金銭を得ようと企て、臓器の摘出の対象として被害者3名に狼狽を付けて、甘言を用いるなどして誘い出し、その後、臓器摘出・売買には至らなかつたものの、被害者1名を殺害し、被害者2名からは金品を強取するなどしていたとの事案が存在している(第一審宇都宮地判平成15年4月24日、控訴審東京高判平成15年9月3日(いずれも公刊物未登載))。

(注26) 生命又は身体に対する加害の目的での略取等の行為は、現行法では处罚対象とされていないが、例えば、逮捕・監禁事件等により処理された事件でこれに当たると考えられるものは、実務上多々見られるところであり、例としては次のようなものがある

① 暴力团幹部3名ほか数名が、自己の系列組織の組員が対立関係にある他組織の組員に刺殺された報復として、同対立組織の傘下にある組長を拉致して殺害しようと企て、同組長を乗用車に乗り車させ、テープを巻き付けるなどして縛縛して運行した上、果物ナイフで両大腿部を3回突き刺した上、さらに両手首及び両足首にテープを巻き付けて縛縛した上で土手に投げ落として放置し、殺害した事例

② 暴力團組員等数名が、同組長の主導する船団の金を持ち逃げするなどした組員に制裁を加えることを企て、被害者を乗用車に押し込んで他の組員が管理する施設に運行し、左第5指切断創等の傷害を負わせた事例

③ 殺害の犯行状況を目撃するなどした被害者の女性3名を、犯行の発覚を防ぐため殺害しようと決意し、乗用車の後部席及びトランクに乘せて運行した上、順次、首にタオルやロープを巻き付けて縛り上げ、あるいは、包丁で突き刺すなどして、1人を殺害、2人に重傷を負わせた事例

④ 暴走族構成員3名が、暴走族から離脱する意思を表明するなどした少年を乗用車に乗せて監禁した上、殴打・足蹴り等の暴行を加えて顔面打撲等の傷害を負わせた事例

このように、生命・身体加害目的で被害者の自由を侵害する行為については、極めて重大な結果を招来し得るものであり、その処罰の必要性は大きいものと考えられる。

(注27) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁もほぼ同旨である。

(注28) 仮に、目的要件を「殺人・傷害目的」に限定した場合、目的犯における「目的」が主觀的違法要素であるが故に、「暴行する意図はあったが、けがをさせるつもりはなかった。」などとの弁解を生じさせることになるが、違法な有形力の行使という意味における暴行とその結果としての傷害とは、行為者の意图いかんにかかわらず、客観的には純一重の概念であり、特に主觀的違法要素として考えた場合には、この両者の間であえて当罰性の有無を区分することすべき合理的な理由は見当たらない。

なお、暴力団や暴走族等に係る事案では、身体に外見上明白な形での傷害を生じさせないような方法で残酷なリンチが行われる例が少なくないし、理論的にも、結果犯である傷害罪においても、暴行の故意しかなくとも暴行により傷害結果が発生すれば傷害罪の成立が認められているところである。

(注29) 山室・前掲(注21)385頁等

(注30) 国外移送罪の淵源をたどると、旧刑法(明治13年太政官布告第36号)345条に「二十歳ニ満サル幼者ヲ略取誘拐シテ外国人ニ交付シタル者ハ懲役二処ス」との規定があった。これを広げたため、旧刑法を改正し、現行刑法を制定する過程で、国外移送目的の略取・誘拐・売買罪及び略取・誘拐・売買された者の国外移送罪の新設が検討された際、日本国内から日本国外に移送するごとのみが念頭に置かれていた。たとえば明治35年刑法改正案第266条では「国外ニ移送スル目的」とされていたが、明治35年2月18日の第16回貴族院特別委員会において、菊池武夫議員が「国外」とは帝国外を指すものであると解してよいかと質問をしたところ、政府委員(倉富勇三郎)がそのような解釈であると答弁したため、菊池委員が、この点を明確にするため「国外」を「帝国

外」に修正すべきとの意見を述べたものの、これに賛成する意見は少なく、修正はされなかった。そして、この案が参議院に送付されたものの、参議院では調査未了のため会期が終了し、その後提出された明治40年刑法改正案第227条では、「帝国外ニ移送スル目的」に修正され、これが成立し、翌明治41年10月1日から施行された結果がある。その後、昭和22年の改正において「帝国外」との文言が「日本国外」に改正された。

(注31) 改正刑法草案286条(国外移送目的の略取・説得)は、「人をその居住国外に移送する目的で、略取し、若しくは完買した者は、2年以上の有期徒刑に処する。」としていた。このような「居住国外」との規定振りとしなかったことを含め、「所在国外」と規定することとした理由について、平成17年4月14日参議院法務委員会において、当局としては、以下のように答弁している。

「御指摘の改正刑法草案が議論された時代と現在とを比較いたしますと、日本国民の出国者数が飛躍的に増加したのに伴い、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う事案も大きく増加しております。平成15年の刑法改正により、国民が被害者となつた場合の国外犯処罰を規定した刑法3条の2が新設され国民が被る事案も、このような情勢の推移について国会ひいては国民の理解を前提に至つたのも、このように思われるところでございます。このような情勢を背景として、海外旅行中の日本人が他人の支配下に置かれた第三国に移送されるといった事案の発生がより容易に想定されるようになります。これに適正に対処すべきことは論をまたないものだと考えております。また、人身取引事案においても、居住國からの移送の場合しか処罰できないといったしまと、被害者の保護に欠ける結果となることが予想されます。これらにかんがみますと、居住國ではなくても、人がある國にとどまる自由や現に所在しているという事実状態を保護する必要性は格段に高まっており、所在国外移送等の行為を処罰することとする必要性は十分に認められると考えております。」

(注32) たとえば、刑法92条の外国國章損壊等の罪における「外国」の意義については、我が國が国際法上正式に承認をした國家に限るか、あるいは、未承認国ないしは国交未回復国を含むかの問題がある。この点、本罪が外国政府の請求を訴訟条件としていることから、未承認国ないし国交未回復国はこのような

請求を行えないことを理由に承認国家に限られるとの見解もあるが、構成要件要素の解釈と訴訟条件としての請求の能否は別であるなどとして、未承認国も含むとする見解が一般的である(大コンメンタル刑法第6巻(第2版)66頁〔鈴木草子執筆〕、住野刑法334頁〔小暮得雄執筆〕等)。また、刑法上、81条(外患誘致)、93条(私賤子供及び陰謀)等においても「外国」の用語が使用されているが、これらについても、国際法上、國家承認、政府承認をしたものであるとを問はず、また、国交回復の有無も問わないと解されているところである(前掲・鈴木49頁、76頁、前掲・小暮23頁、36頁)。

(注33) 今回、处罚範囲が広がったからといって、從前から処罰されることとされていた行為についての可罰性評価が下がるものでもない。また、例えば、欧洲に居住している日本人をその居住國から国外に移送する行為が、その居住國の隣国に旅行中の同人を当該隣国から国外に移送する行為に比べて、類型的に被害者に対する法益侵害の程度が高いとはいえないと思われる。むしろ、所在國からの国外移送等の行為は、地理等に不案内な被害者の弱みを利用して、あるいは知人・関係者も少ないなどの点において、居住國からの移送やその後の搜査活動も困難にする可能性が高いなどの点に於いて、居住國からの移送等の行為以上の悪質性を有する場合さえあると考えられる。さらに、そもそも、従前の国外移送等の罪についても、居住を要件とはしておらず、日本国内を旅行中の外国人に対する行為にも適用され得るものであり、これらの諸要素にかんがみれば、今回の改正に係る所在国外移送目的略取等の罪については、現行の国外移送目的略取等と同じ法定刑とするのが相当である。

(注34) 大判昭和12年9月30日(刑集16巻1333頁)は、国外移送の目的のみならず營利の目的で未成年者を誘拐した事案について「未成年者なると否と、また營利の目的に出てたると否とを問わず、いやしくも帝国外に移送する目的をもって人を略取又は誘拐したときは、刑法第226条第1項の犯罪成立し、同条の犯罪は同法第224条、第225条の犯罪に對し重き情状の存する特別罪の關係にあるがゆえに、帝国外に移送する目的をもって誘拐したる判示(被害者)は未成年者にしてかつ營利の目的あるも本件は刑法第226条第1項のみに該當する单一罪にして」と判示している。

(注35) 諸外国の罰則として知り得たものに、以下のものがある。

たとえば、米国においては、「売春等に従事させる意図・目的で、人を輸送する罪」(10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科)、「売春等に從事させる意図・目的で、人を説得し、勧誘し、又は強制して移動させる罪」(10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科)、「売春等の目的で外国人を入国させる罪」(10年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科)などの規定が設けられている(連邦法18編2421条、2422条、8編1328条等)。

英國においては、「関連犯罪(利益のため売春をさせたり売春を管理するごと等)に当たる行為をする意図を有し、又は第三者がかかる行為をするであろうと信じて、人の英国内への到着、英国内の移動又は英國からの出国を手配又は促進する罪」(14年以下の自由刑若しくは罰金又はその併科)などの規定が設けられている(2003年性犯罪者法57条~59条、2004年庇護及び入国管理法4条等)。

ドイツにおいては、「強制状態若しくは外圧における滞在に関する援助のない状態にある者又は21歳以下の者に対し、売春若しくは擲取の対象となる性の行為をさせるなどの罪」(6月以上10年以下の自由刑)、「人身取引を、人を募集し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は收受することにより助長する罪」(3月以上5年以下の自由刑)などの規定が設けられている(刑法232条、233条、233条a等)。

フランスにおいては、「報酬その他の利益と引き替えに、売春をさせる等の搾取を行う等の目的で、人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し又は收受する罪」(7年以下の自由刑及び15万ユーロ以下の罰金)などの規定が設けられている(刑法225-4-1条、225-4-2条)。

(注36) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注37) 法制審議会刑事法(人身の自由を侵害する犯罪関係)部会において、詔開原案の「人を買い受けた者」の語を、「金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者」又は「有償で、人に対する不法な支配の移転を受けた者」のいずれかに改め、「人を売り渡した者」の語を、「金銭若しくは利益を得て、人に対する不法な支配を移転した者」又は「有償で、人に対する不法な支配を移転した者」のいずれかに改め、「売春した者」及び「売買された者」の語についても、これらと同様に改めるべきであるとする修文案が出

されたが、採決の結果、これら修文案は、いずれも採用されなかつた。

(注38) 古いものとしては、泉二新熊『日本刑法論下巻』627頁に、「人身売買は民法上の売買たるを得ず。他人の真意によることなくこれを有償にて第三者に交付しその対価を受領するの事實を形容して売買というなり」との記述がある。その後現在に至るまで、「対価を得て人身を授受すること」(田嶋重光『刑法綱要各論』(第三版)485頁、福田平『全書刑法各論』(第三版増補)180頁)などと定義され、現実の授受があつたとき(実力的支配が設定されたとき)にはじめて既遂となることについても解釈が確立していると思われる(代表的なものとして、福田・前掲180頁、大塚『刑法概説(各論)』(第三版)92頁、大谷實『新版刑法講義各論(追補版)』108頁、川端尊『刑法各論概要(第二版)』84頁、山口厚『刑法各論』99頁、注釈刑法56各則(31305頁(番川達夫執筆)、山室・前掲(注21)415頁等)。

(注39) 平成17年4月14日参議院法務委員会における「人を買い受けた」との用語の使用理由についての当局答弁は以下のとおりである。

「今御指摘の買受けの罪は今回新設するものでございます。その内容は、対価を支払って現実に人身に対する不法な支配の引渡しを受ける行為を処罰しようとするものでございます。この買受けあるいは対向犯であります。この罪もできるわけですが、これらの言葉は一般的には物の売買に用いるものでございまして、この用語については確かに委員御指摘のとおり、いろいろ御意見があると承知しております。ただ、現行の刑法第226条の第2項の国外移送及び児童の保護等に関する法律第8条におきまして児童買春、児童ボルノによる人の売買の罪、あるいは児童買春、児童ボルノに係る行為等の处罚を定めた上で、既に売買という言葉が使用されております。考え方としては売春をしては売る、買え方としています。考え方としては売る、買うというそういう用語もあるわけでございますが、今回の犯罪の構成要件といったしましては、引渡しを受ける、引渡しをするという言葉が、そういう行為が必須なものですから、買ひ受ける、売り渡すというような形で定義しているものでございます。」

(注40) 平成17年4月19日参議院法務委員会(参考人質疑)において、「人を買ひ受けた」等の規定振りが不明確でないかとの疑問に対して、川端尊参考人は以下のとおり陳述している。

「人身売買という言葉が既に刑法典にござります。そして、これに関して、判例、学説も固まっているわけであります。その言葉を用いてここで人身売買という新たな規定を設けることになりますが、その場合に、この買受け行為といふものと売渡し行為と、これが売買行為を意味するわけではありませんが、これは民事法の売買とは違いまして、刑事法特有の概念として定義しているものでございます。当然これは、売買という言葉自体はあくまでも比喩的な表現でございます。これを、人間がその売買の対象になるということ自体おかしいんですが、これを從来の言葉の範囲内で理解すると。それから、国民にも売買という言葉の持つ内容といふのはかなり浸透していると、こういうことがございます。そういった観点から、この構成要件で示す場合に、有償で不法な支配を得て移転するとか、そういう表現をいたしますとかえって分かりにくくなるという面もございます。

したがいまして、この刑法典の中で定着した売渡し行為それから買受け行為と、そういう表現で我々の目からいたしますと十分に明確に表現されていると、こういうふうに考えることができます。」

(注41) 自らを売り込んで買われる行為や、これを買い受ける行為については、行為者が自己を支配するという状態を概念し難いことから、いずれも人身売渡しの罪や人身買受けの罪には該当しないと考えられる。

(注42) 長島敦「みのしろ金誘拐罪の新設等に関する刑法の一部を改正する法律の逐条解説（その一）」（法曹幹報16巻7号54頁）によれば、「略取・誘拐が既遂になるためには、被拐取者が現にあった生活環境から離脱せしめられ、犯人又は第三者の事実的支配下に置かれただと認められることが必要である。そして、それは個々の具体的な事案の内容によって決すべきことであって、そのためには場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、被拐取者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等あらゆる要素が総合考慮されなければならないであろう。」とされている。

(注43) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注44) 同様に、外国人女性を支配下に置きつつ、一定期間ずっと性風俗店等の業者に派遣して回るというような態様の行為において、その派遣が有償であり、かつ、派遣先の業者において、新たに独立した支配を取得したと認められるの

であれば、従前の支配者について売渡しの罪、新しく支配を取得した者について買受けの罪がそれぞれ成立し得ると考えられる。

(注45) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注46) この場合、売り渡した者についても、人身売渡しの罪は成立しないと考えられる。もっとも、この場合においても、売り渡した者の支配の取得の経緯によっては、略取、誘拐又は人身買受けの罪が成立する場合も考えられる。

(注47) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注48) 従前の刑法226条2項前段の国外移送目的人身売買罪について、その実行の着手時期は、売買又は交換の申込みの時点と解されていた（山室・前掲416頁）。

(注49) 平成17年4月14日参議院法務委員会における当局答弁及び同年6月8日参議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注50) 牧野英一『刑法各論下巻』476頁は、従前の226条2項について、「關係人の承諾ある場合においても犯罪の成立がある。」としている。

(注51) 最高裁判所和58年9月27日第三小法廷決定（刑集37巻7号1078頁）は、身の代金取得の目的で人を拐取した者が被拐取者を監禁した場合、身の代金目的拐取罪と監禁罪とは併合罪の關係にあるとした。

(注52) 山室・前掲（注21）396頁、田澤・前掲（注38）479頁。

(注53) 山室・前掲（注21）398頁、田澤・前掲（注38）480頁参照。

(注54) 山室・前掲（注21）399頁、田澤・前掲（注38）480頁。

(注55) 構成要件上、児童ポルノの製造については、營利の目的は要件とされていないし、性的侵害の側面においても、比較的軽度のものも含まれるとされています。また、児童買春・児童ポルノ禁止法は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰すること等を目的とするものであって（1条）、それゆえに、他の目的による児童の売買はあえて处罚の対象としていないことが、その立法過程等においても明らかにされており（平成11年5月14日衆議院法務委員会における大森礼子参議院議員の答弁、森山眞弓＝野田聖子『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』106頁。），その保護法益は、今回新設に係る人身売買罪と異なり、人身の自由に主軸を置くものでもない。

(注56) 福岡高判昭和30年5月26日(高等裁判所刑事裁判特報2巻12号575頁)は、特殊飲食店に住み込ませて前借金を得る目的で誘拐し、特殊飲食店の従業婦に斡旋した事案につき、營利目的誘拐罪と職業安定法違反(有害職業紹介)は併合罪となるとしている。

(注57) 改正刑法草案287条(国外移送)は、「略取され若しくは誘拐され又は売買された者をその居住国外に移送した者は、2年以上の有期懲役に処する。」としていた。このような「居住国外」との規定振りとしながらも、「所在国外」と規定することとした理由については、改正後の226条と同様であり、前記注(31)参照。

(注58) 大塚仁『刑法概説(各論)(第三版)』92頁、山室・前掲(注21)416頁。

(注59) 従前の日本国外移送の罪の解釈について、香川・前掲(注38)306頁参照。

(注60) もっとも、A国に所在する被害者をB国経由でC国まで移送した事案が包括一罪と評価される場合であっても、それはA国外への移送行為とB国外への移送行為との罪数評価の問題に過ぎず、B国外への移送行為の可罰性評価自体に関わるものではないから、B国外への移送行為のみに関与した共犯者がいる場合に、当該共犯者が不可罰になるものではない。

(注61) 所在國から目的國への移送に際し、航空機が数か国の大空を通過することにより、被害者に数か国の国境を越えさせることとなるような場合については、そもそも被害者がそれらの通過国に「所在」したといえるかどうかが問題となるが、仮にそのように解し得たとしても、包括一罪の成否を判断する前記諸要素に照らし、乗り換えのために空港に短時間滞在したにすぎない場合以上に包括一罪と判断することとなる可能性が高くなるものと思われる。

(注62) 大判昭和12年3月5日刑集16巻544頁は、「刑法第226条第1項の国外誘拐罪は、帝国外に移送する目的をもつて人を誘拐するによりて成立し、必ずしもその被誘拐者を帝国外に移送することを要するものにあらず。また、同条第2項の国外移送罪は単に同法第224条ないし第226条第1項の被誘拐者又は被害者を帝国外に移送するによりて成立し、移送者自ら人を誘拐し若しくは売買することを必要とせざるがゆえに、両者はそれぞれ構成要件を異にする別個の犯罪にして、その一方が成立するときは他方は当然にこれに包含又は吸收せられ

て別罪を構成せざるものといふことあたわず。したがつて、帝国外に移送する目的をもつて人を誘拐したる者がその被誘拐者を帝国外に移送したるときは、その行為の中誘拐の点は前示第226条第1項に、移送の点は同条第2項に各該当し、なおその両行為の間には手段結果の関係あるをもつて同法第54条第1項後段、第10条を適用すべきもの」としている。

(注63) 長島敦「みのしろ金誘拐罪の新設等に関する刑法の一部を改正する法律の逐条解説(その二)」(法曹黙報16巻8号)3頁。

(注64) 長島・前掲(その二)(注63)7頁、大塚・前掲(注58)94頁、大谷・前掲(注37)109頁、山室・前掲(注21)420頁。

(注65) 山室・前掲(注21)421頁、長島・前掲(その二)(注63)4頁、藤木英雄『刑法講義各論』229頁、大谷・前掲(注37)105頁、川端・前掲(注38)86頁、中森喜彦『刑法各論』61頁、西田典之『刑法各論(第二版)』87頁、山口・前掲(注38)100頁。たとえば、大判明治44年7月28日(刑録17巻1477頁)

は、「刑法第227条にいわゆる隠匿とは、被誘拐者にその発見を妨ぐべき場所を供給するを指称するものとす。しかして原判決に認めたるごとく被告Xが甲の被誘拐者なることを知りながら被告Y等を帮助するため旅館の宿泊名簿に甲の住所氏名年齢を偽り記入し同旅館に滞在せめたるはすなわち被誘拐者たる甲の発見を妨ぐるため詐欺の手段を用いこれに一定の場所を供給したるものにしてその行為が同条第1項の犯罪を構成するやもとより論なし」とした。

(注66) これに対し、犯人隠匿罪(刑法103条)における「隠匿」とは、官憲の発見・逮捕を免れるべき隠匿場所を供給してこれをかくまうことをいうとされている(大判明43年4月25日刑録16巻739頁等、大コンメンタール刑法第6巻(第2版)297頁(仲家)。刑法227条の「隠匿」は、略取・説得され又は強買された者の発見を妨げる場所を提供することをいうところ、略取・説得され又は強買されたことにより既に他人の事実的支配下にある者が対象となるものであり、この者はむしろ発見されることを望んでいるのが通例であつて、当該対象者の意思や利益に反してその発見を困難ならしめるものであるのに對し、刑法103条の「隠匿」は、被騷遺者は必ずから官憲等の発見・逮捕から逃れようとする意思をもつており、隠匿罪の犯人は、いわばこれに協力し帮助する立場から行われるものであつて、対象者に対する支配状態の存在も前提

とされていないところであるから、この点において、両者における「藏匿」の意義は、必ずしも一致するものではない。(長島・前掲(その二)(注63)4頁)。

(注67) 長島・前掲(その二)(注63)5頁、山室・前掲(注21)422頁参照。ただし、收受により支配下に置いた後、その支配状態が解消されたり、他の者に支配が移転した後、あらためて輸送、藏匿の行為に及んだ場合は、收受罪とは別個に輸送、藏匿の罪が成立すると考えられる。

(注68) 長島・前掲(その二)(注63)5頁。

(注69) 山室・前掲(注21)422頁。

(注70) わいせつ又は生命身体加害目的の場合も、基本的な考え方は同様である。

(注71) 平成17年6月8日の衆議院法務委員会における当局答弁も同旨。

(注72) 大コモンスター刑法第1巻(第2版)80頁(古田佐紀執筆)。

(注73) ただし、略取、誘拐、買受けにより支配下に置いた後、その支配状態が解消されたり、他の者に支配が移転した後、あらためて輸送、藏匿の行為に及んだ場合は、略取、誘拐、買受け罪とは別個に輸送、藏匿罪が成立すると考えられる。

(注74) 山室・前掲(注21)438頁。

(注75) ただし、すべての者の国外犯を処罰するとの法施策までは採っていない。この点についての国会(平成17年4月14日参議院法務委員会)における当局答弁は以下のとおり。「所在国外移送罪につき、すべての者の国外犯を処罰するということにいたしますと、外国人が外国人を本国から外国へと移送した場合にも処罰の対象とすることになりますけれども、人身取引認定書はそこまでの要求はございません。また、このような行為につきましては、犯罪地又は行為者、被害者の国籍国における处罚にゆだねることが相当であると考えられる場合が多いと考えられます。

また、国外移送後の行き先が日本であるときは、その共同正犯者の犯罪地が日本国内にあることが少くないと思われ、そのような場合には外国人の共同犯も国内犯として处罚が可能であること、また人身買受けの罪は、日本国外

「刑法等の一部を改正する法律」について (87)

で買受人が被害者の身柄を受け取った時点で成立すること、さらに、日本に入国後の引渡し、收受、輸送等の行為についても处罚が可能であることなどにかんがみ、実質的にはかなりの部分を处罚できるというふうに考えられておりますので、所以在国外移送罪についてすべての者の国外犯を处罚するとすることまでの必要はない」と、このように考えたものでございます。」

第6 刑事訴訟法の逐条解説(157条の4)

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合にあって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。)にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問することができる。

一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、同法第227条第1項(第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若しくは第241条前段の罪又はこれらとの罪の未遂罪の被告人

- 一、三 (略)
- ②、③ (略)

(下線部分は改正部分)

刑事訴訟法157条の4は、例えば性犯罪の被害者等を証人として尋問する

場合に、その心理的・精神的負担を軽減するため、証人が訴訟関係人や傍聴人と直接対面せずに証言できるよう、証人を法廷外の別室に在室させ、モニターを通じて証人事間を行う、いわゆるビデオリンク方式による証人事間を行なうことができるとしている。

同条1項1号は、ビデオリンク方式による証人事間の対象者として、強姦や強制わいせつ等のいわゆる性犯罪の被害者のほか、わいせつ又は結婚目的の略取・誘拐罪等の被害者を列挙しているところ、今回新設するわいせつ又は結婚目的の人身売買罪等の被害者についても、類型的に性的被害を伴うことが想定され、公開の法廷で尋問を受ける場合にいわゆる二次的被害といわれるような心理的・精神的負担を受けることが少なくないと考えられるの(注76)(注77)で、同様にビデオリンク方式による証人事間の対象者とするものである。

(注76) 今回の改正では、新設する罪のうち、わいせつ又は結婚目的の人身売買罪並びにこの罪を犯した者を帮助する目的やわいせつ目的に係る被略取者等引渡し、收受、輸送、藏匿等の被害者がこうした類型に該当するので、これら被害者がビデオリンク方式による証人事間に対象者となり得ることを明示した。これに対し、それ以外の犯罪類型においては、同項3号において、「犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者」として掲げているので、この要件の該当性を個別的に検討した上で、これに当てはまる場合には、ビデオリンク方式による証人事間を行うことができる。

(注77) 刑事手続上の被害者の保護に関する検察当局の取組に関する国会(平成17年4月14日参議院法務委員会)における当局答弁は以下のとおり。
「人身取引の被害者につきましては、その被害状況を裁判において証言しなければならないようなこともあります。このような場合に、法廷において証人にその不安、緊張を和らげるような関係者を付き添わせること、あるいは、証人と被告人や傍聴人の間につい立て等を設けて互いに見えないようにす

る専用の措置、さらには、証人を別室に在席させて、これを法廷の裁判官、検察官、弁護人がビデオでモニターしながら行うビデオリンク方式による証人事間など、被害者の立場や心情に配慮した手続が実現されたための諸方策が定められ、活用可能とされているところでございます。(中略)
このほか、検察庁では被害者通知制度による情報の提供、被害者支援員等による被害者の支援も行っており、今後、人身取引の被害者についてもこのような配慮によりその保護や二次的被害の防止、軽減等の実現に努めるものと承知しております。」

第7 組織的犯罪処罰法の逐条解説

1 組織的逮捕・監禁罪の法定刑の引上げ

(組織的な殺人等)

第3条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各に定める刑に処する。

- 一~七 (略)
- 八 刑法第220条(逮捕及び監禁)の罪3月以上10年以下の懲役
九~十五 (略)
- 2 (略)

(下線部分は改正部分)

組織的な逮捕・監禁罪は、逮捕・監禁罪が、団体の活動として組織的に犯された場合や、団体の不正権益を獲得・維持・拡大する目的で犯された場合

においては、人身の自由に対する侵害の度合いもより強度になると考えられるところから、その法定刑を加重しているものである。

その具体的な適用例としては、例えば以下のようないわゆる「所払い」とされる事例がある。

① 暴力団幹部等 6 名が、被害者を拉致・監禁した上で債権回収名下に金品を喝取しようと企て、被害者方に押し掛けで同人を連れ出し、乗用車に押し込んで暴力団事務所に連行した上、殴打するなどの暴行を加えるとともに監視して、被害者が自力で逃げ出すまで 8 日間以上にわたって監禁し、その間、金策を強要するなどして金品を喝取した事例

② 暴力団組長等 6 名が、同組から絶縁されいわゆる「所払い」とされたらこれに従わなかつた被害者に制裁を加えることを企て、パチンコ店駐車場において同人を殴打するなどして乗用車に押し入れ、マシンショノンの一室に連行し、8 時間以上にわたって監禁した事例

③ 暴力団組長等 7 名が、同組から無断で逃亡した被害者に制裁を加えることを企て、駐車場において同人の腕を掴んだり取り明むなどして自動車に押し込み、組事務所に連行し、両手首を後ろ手に回して手錠をかけるとともに監視して、約 1 時間半にわたり監禁した事例

また、逮捕・監禁事犯の検挙件数及び検挙人員についてみると、一般刑法犯、とりわけ粗暴犯の中でも特に、暴力犯員の比率が高く、暴力團によるものなど組織的に行われたものについて厳しい態度で臨むことが必要である。したがって、組織的犯罪処罰法 3 条により刑法の逮捕・監禁罪よりも重く処罰することとされている組織的な逮捕・監禁罪についても、刑法の逮捕・監禁罪の法定刑引上げなどに伴い、法定刑を現行の 3 月以上 7 年以下から 3 月以上 10 年以下に引き上げた。

なお、本法は、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案が成立し、施行されることを仮定して立案されたものであるところ、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案は、組織的犯罪処罰法 3 条について、2 号から 10 号までを 4 号ずつ繰り下げる。1 号を 5 号とし、同号の前に、犯罪の国際化

等に対処するための刑法等改正案より改正又は新設される刑法 96 条（封印等）, 96 条の 2（強制執行妨害目的財産損壊等）、96 条の 3（強制執行行為妨害等）及び 96 条の 4（強制執行関係売却妨害）の罪を加えることを内容とするものであるから、本法は、從前 4 号として列挙されていた刑法 220 条の罪について、これが 8 号に繰り下がったことを前提としている。

しかしながら、前記第 5 の 10(3) のとおり犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案が廃案となつたので、刑法 220 条の罪は、4 号となる（本法の附則 2 条）。

2 組織的犯罪処罰法 2 条の改正

(定義)

第 2 条 (略)

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為他の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪

ロ (略)

二～五 (略)

3～7 (略)

別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪
一～三 (略)

四 刑法第 95 条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第 223 条（強要）

の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ～ハ （略）

二 刑法第95条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、檢察又は警察の職務を行う公務員によるイからルまでに掲げる罪に係る審判又は検査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第223条（強要）の罪（イからルまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造若しくは変造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

ホ 刑法第155条第1項（有印公文書偽造）若しくは第2項（有印公文書変造）の罪、同法第156条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第155条第1項又は第2項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第159条第1項（有印私文書偽造）若しくは第2項（有印私文書変造）の罪

ヘ 刑法第197条から第197条の4まで（收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あっせん收賄）又は第198条（贈賄）の罪

ト 刑法第224条から第228条まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

チ 尿道偽社法（昭和22年法律第164号）第60条第2項（見通の引渡し及び支配）の罪（同法第34条第1項第7号又は第9号の違反行為に係るものに限る。）

- リ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第70条第1項第1号（不法入國）、第2号（不法上陸）若しくは第5号（不法殘留）若しくは第2項（不法在留）の罪（犯により犯されたものを除く。）同法第74条（集團密輸者を不法入國させる行為等）、第74条の2（集團密輸者の輸送）、第74条の4（集團密輸者の收受等）若しくは第74条の6（不法入國等援助）の罪、同法第74条の6の2第1項第1号（旅券等の不正受交付）若しくは第2号（偽造旅券等の所持等）若しくは第2項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪若しくはその未遂罪又は同法第74条の8（不法入國者等の収監等）の罪
- ヌ 旅券法（昭和26年法律第267号）第23条第1項第1号（旅券等の不正受交付）若しくは第3号から第5号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは第2項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- ル イからヌまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
- 五 刑法第155条第1項（有印公文書偽造）若しくは第2項（有印公文書変造）の罪、同法第156条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第155条第1項又は第2項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第159条第1項（有印私文書偽造）若しくは第2項（有印私文書変造）の罪
- 六 刑法第197条から第197条の4まで（收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あっせん收賄）又は第198条（第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あっせん收賄）又は第198条（贈賄）の罪
- 七 刑法第224条から第228条まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

堺、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪の罪

八 児童福祉法第60条第2項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第34条第1項第7号又は第9号の違反行為に係るものに限る。）

九 出入国管理及び難民認定法第70条第1項第1号（不法入国）、第2号（不法上陸）若しくは第5号（不法残留）若しくは第2項（不在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第74条（集團密航者を不法入国させる行為等）、第74条の2（集團密航者の輸送）、第74条の4（集團密航者の收受等）若しくは第74条の6（不法入出国等援助）の罪、同法第74条の6の2第1項第1号（旅券等の不正受交付）若しくは第2号（偽造旅券等の所持等）若しくは第2項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪若しくはその未遂罪又は同法第74条の8（不法入國者等の藏匿等）の罪

十 旅券法第23条第1項第1号（旅券等の不正受交付）若しくは第3号から第5号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは第2項（當利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの罪の未遂罪

別表第二（第2条、第13条関係）
一～七（略）

八 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項（不法就労助長）の罪
九～二十一（略）

別表（第2条、第13条、第22条、第42条、第56条、第59条関係）
一～十三（略）
十四 証券取引法（昭和23年法律第25号）第197条（虚偽有価証券届出書

等の提出等）、第198条第19号（内部者取引）又は第200条第13号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

十五～四十八（略）

四十九 金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第148条（仮契約等）の罪

五十分～六十八（略）

（下線部分は改正部分）

(1) 2条及び別表第一の改正

犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正後の組織的犯罪処罰法別表第一は、同法に規定する犯罪収益等の前提犯罪となる罪のうち、国際組織犯罪防止条約の犯罪化義務を国内法上担保する罪を掲げるものである。

ア 趣旨

人身取引議定書1条3項は、5条の規定に従って定められる犯罪（人身取引）を国際組織犯罪防止条約に従って定められる犯罪とみなす旨規定しているので、人身取引議定書の犯罪化義務を担保する犯罪について、国際組織犯罪防止条約6条に規定されている犯罪収益の洗浄行為（マネーロンダリング）の前提犯罪とする義務が、締約国に生じることとなる。我が国においては、刑法の略取、誘拐及び人身売買の罪及び児童福祉法の兒童を引き渡し又は支配下に置く罪が人身取引の犯罪化を担保するものであるので、これらを前提犯罪として別表第一に掲げることとした。

また、いわゆる密入国議定書は、①移民を密入国させること、②移民を密入国させることを可能にする目的で、不正な旅行証明書等を製造、入手、提供又は所持すること、③不法な手段により自国民等でない者が適法に滞在するため必要な条件に適合することなく自國に滞在することを可能にすること、の犯罪化を義務付け、これらの犯罪を国際組織犯罪防止条約に従って定

められる犯罪とみなす旨規定しているので、密入国議定書の犯罪化義務を担保する犯罪についても、国際組織犯罪防止条約6条に規定されている犯罪収益の洗浄行為の前提犯罪とする義務が、締約国に生じる。我が国においては、刑法の有印公文書偽変造、有印公文書作成及び有印公文書偽変造の罪、入管法上の不法入国、不法上陸、不法残留若しくは不法在留の罪（いずれも正犯により犯されたものを除く。）、集団密航者を不法入国させる罪、集團密航者の輸送、收受等の罪、不法入国情等援助の罪、旅券等の不正受交付の罪、偽造旅券等の所持等の罪若しくはその未遂罪又は不法入国者等の藏匿等の罪が密入国議定書における犯罪化を担保するものであるので、これらを前提犯罪として別表第一に掲げることとした。

このようすに別表第一に掲げられた罪は、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正後の組織的犯罪処罰法2条2項1号イの改正により、犯罪収益等の前提犯罪とされることとなり、その結果、同法10条、11条の犯罪収益隠匿・収受罪等の前提犯罪として位置付けられることとなった。また、国際組織犯罪防止条約は、23条(a)において、同条約に従つて定められる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせるための暴行、脅迫、買収等の行為の犯罪化を義務付けているが、国内法上、これらの行為については、刑法223条の強要罪のほか、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正後の組織的犯罪処罰法7条の2の2の証人等買収罪の規定によつて処罰することとされており、人身取引議定書及び密入国議定書の犯罪化義務に対応する各罪は、組織的犯罪処罰法の別表第一に掲げることにより、証人等買収罪の対象犯罪として位置付けられることとなつた。

イ 新たに前提犯罪・対象犯罪とするもの
犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正後の組織的犯罪処罰法の別表第一に、以下の罪を掲げることにしている。このうち、(ア)については①～④の部分を新設するものである。また、(ウ)及び(オ)は人身取引議定書5条の犯罪化義務を、(イ)及び(ナ)は密入国議定書6条の犯罪化義務を、それ

3305 「刑法等の一部を改正する法律」について (97)
それが国内法上担保するものである。もっとも、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案については、前記第5の10(3)のとおり廃案となつたので、本法のうちこの部分は施行されない、(本法の附則1条4号)。

(ア) 刑法95条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行ふ公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法223条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは偽造若しくは偽造の証拠を使用させることの目的で犯されたものに限る。）

- ① 刑法155条1項（有印公文書偽造）若しくは2項（有印公文書変造）の罪、同法156条（有印偽公文書作成等）の罪（同法155条1項又は2項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第159条1項（有印公文書偽造）若しくは2項（有印私文書変造）の罪
- ② 刑法224条から228条まで（未成年者略取及び誘拐、當利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
- ③ 児童福祉法60条2項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法34条1項7号又は9号の違反行為に係るものに限る。）

- ④ 入管法70条1項1号（不法入国）、2号（不法上陸）若しくは5号（不法残留）若しくは2項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法74条（集団密航者を不法入国させる行為等）、74条の2（集団密航者の輸送）、74条の4（集団密航者の収受等）若しくは74条の6（不法入国等援引）の罪、同法74条の6の2第1項1号（旅券等の不正受交付）若しくは2号（偽造旅券等の所持等）若しくは2項（當利目的の旅券等の不正受交付等）の罪若しくはその未遂罪又は同法74条の8（不法入国者等の藏匿等）の罪

- (イ) 刑法155条1項（有印公文書偽造）若しくは2項（有印公文書変造）の

罪、同法156条（有印偽公文書作成等）の罪（同法155条1項又は2項の例により処断すべきものに限る。）又は同法159条1項（有印私文書偽造）若しくは2項（有印私文書変造）の罪

(イ) 刑法224条から228条まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂犯）の罪

(ウ) 児童福祉法60条2項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法34条1項7号又は9号の違反行為に係るものに限る。）

(オ) 入管法70条1項1号（不法入国）、2号（不法上陸）若しくは5号（不法残留）若しくは2項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法74条（集團密航者を不法入国させる行為等）、74条の2（集團密航者の輸送、74条の4（集團密航者の収受等）若しくは74条の6（不法入国等援助）の罪、同法74の6の2第1項1号（旅券等の不正受交付）若しくは2号（偽造旅券等の所持等）若しくは2項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪若しくはその未遂罪又は同法74条の8（不法入国者等の威嚇等）の罪

ウ 旅券法等一部改正法との関係

なお、上記イの各犯罪を組織的犯罪処罰法別表第一に掲げるに際しては、本法律案の国会提出に先行して旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（以下「旅券法等一部改正法」という。）案が国会に提出されており、同法律案で、密入国認定書の担保のため、旅券法23条1項1号（旅券等の不正受交付）若しくは3号から5号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは2項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの中の未遂罪等が組織的犯罪処罰法別表第一に列挙されることが内容とされていましたことから、これによる改正がされた後の組織的犯罪処罰法別表第一を本法により改正する形になっています。旅券法等一部改正法は、平成17年6月3日に成立し、同月10日、平成17年法律第55号として公布されているが、組織的犯罪処罰法の別

表第一の改正部分については、公布後6か月を経過した日（平成17年12月10日）又は犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案の施行日のいづれか遅い日に施行することとされている。^(註79)

(2) 別表第二の改正

従来の別表第二に掲げられていた入管法上の罪のうち、74条の2第1項（集團密航者の輸送）及び74条の6（不法入国等援助等）の罪が、前記(1)イ(オ)のとおり、別表第一に列挙されたことにより、これらを別表第二から削除するものである。もっとも、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案については、前記第5の10(3)のとおり廃案となつたので、本法のうちこの部分は施行されていない（本法の附則1条4号）。

(3) 犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正前の組織的犯罪処罰法の別表の改正

ア 上記別表の14号において、証券取引法につき、「第198条第18号（内部者取引）」とされているものを「第198条第19号（内部者取引）」と改正する。これは、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）により、証券取引法198条18号に規定されていた事項が19号に移された（いわゆる「号ずれ」した）ことに対応するものである。

イ 現行の別表49号において金融先物取引法につき、「第94条（仮取引等）の罪」とされているものを「第148条（仮取引等）の罪」と改正する。これは、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第159号）により、金融先物取引法94条に規定されていた事項が148条に移された（いわゆる「号ずれ」した）ことに対応するものである。

ウ なお、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案が廃案になったことに伴い、当分の間、同法律案による改正前の組織的犯罪処罰法の別表第2号ワ中「国外移送目的略取等、被略取者收受等」とあるのは、「所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し

等」とされることになるが、これについては後記第8の3参照。

(注78) 平成15年の換算人員に占める暴力団員の比率は以下のとおりである。

一般刑法犯	379,602名中	20,265名	5.3%
粗暴犯	49,530名中	9,703名	19.6%
逮捕・監禁	822名中	444名	54.0%

(注79) 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第55号)

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 第2条 組织的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)の一部を次のように改訂する。

第2条第2項第1号中「、第4号若しくは第5号」を「若しくは第4号から第6号まで」に改め、同号第一第4号ニ中「へ」を「ト」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改別表第一第4号ニ中「ト」とし、ホの次に次のように加える。

ヘ 旅券法(昭和26年法律第267号)第23条第1項第1号(旅券等の不正受交付)若しくは第3号から第5号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第2項(當利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪別表第一に次の一号を加える。

六 旅券法第23条第1項第1号(旅券等の不正受交付)若しくは第3号から第5号まで(自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第2項(當利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれらの罪の未遂罪

処罰法等を改正するものであるところ、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案や、旅券法等一部改正法等にも、刑法、組織的犯罪処罰法等の規定の改正が盛り込まれているので、本法の成立・施行時期と、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案や旅券法等一部改正法の成立・施行時期との関係で、必要となる規定を置くなどしたものである。

また、6条以下は、今回の改正に伴う経過措置を定めるものであり、このうちの9条が組織的犯罪処罰法の改正に伴う犯罪収益の取扱いに関するもの、その他は入管法の改正に関するものである。

1 附則 1条

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

四 第4条(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3条第1項第8号、別表第14号及び同表第49号の改正規定を除く。)の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成17年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日

五 第4条中組織的犯罪処罰法別表第49号の改正規定 金融光物取引法の一部を改正する法律(平成16年法律第159号)の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅い日

第8 附則についての逐条解説

本法は、附則1条で施行期日にいくつかの例外を設けているほか、2条から5条にかけて調整規定を置いている。これは、本法は、刑法、組織的犯罪

(1) 施行期日の原則

本法のうち、刑法、刑事訴訟法及び組織的犯罪処罰法の改正部分について
は、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等に対
応するため、公布後なるべく早期に施行すべきであるが、他方、罰則の新設
を伴うことから、改正法の内容を国民に周知する期間が必要であるので、法
律的一般原則（法例1条参照）に従って、公布の日から起算して20日を経過
した日から施行することを原則としたものである（附則1条本文）。本法の公
布は平成17年6月22日であるので、施行の日は、公布の日から起算して20日
を経過した日、すなわち同年7月12日である。

(2) 例外

刑事罰則に係るものとしては、以下の例外がある。

ア 人身取引認定書及び密入国認定書の犯罪化義務を担保する罰則を組織
的犯罪処罰法上の犯罪収益や証人買収罪の前提犯罪・対象犯罪とするための
改正については、当該証人買収罪自体の新設等を内容とする犯罪の国際化等
に対処するための刑法等改正案の施行の日又はこの法律の施行の日いづれ
か遅い日から施行することとしている（4号）。

なお、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案の施行の日前ま
では、これによる改正前の組織的犯罪処罰法において、今回新設に係る罪が
犯罪収益の前提犯罪とされており、同法律が施行となつたことに伴い、実
際にはこの経過措置が適用されている（附則3条）。

イ 組織的犯罪処罰法の別表49号において金融先物取引法につき、「第94
条（仮装取引等）の罪」とされているものを「第148条（仮装取引等）の罪」
と改正する規定については、金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の
日（平成17年7月1日）又は本法の施行の日いづれか遅い日から施行する
こととしており（5号）、實際には本法の施行の日である平成17年7月12日
から施行された。

2 附則2条

（調整規定）

第2条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理
の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日前
である場合には、第1条のうち刑法第3条第12号及び第3条の2第5
号の改正規定中「第3条第12号」とあるのは「第3条第11号」とし、
第4条のうち組織的犯罪処罰法第3条第1項第8号の改正規定中「第
3条第1項第8号」とあるのは「第3条第1項第4号」とする。

本法は、犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案の成立を前提とし
て立案しているものである。同改正案は、刑法3条及び組織的犯罪処罰法3
条1項にそれぞれ新たな号を追加し、いわゆる「号ずれ」を生じさせている
ところ、本法は、その号ずれ後の各号を対象に行っているため、犯罪
の国際化等に対処するための刑法等改正案の施行が本法の施行よりも遅れた
場合には、附則2条の規定により、犯罪の国際化等に対処するための刑法等
改正案の施行前の現行の刑法3条及び組織的犯罪処罰3条1項の号を対象と
した改正に読み替えることとしているものである。

3 附則3条

第3条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理
の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日前
である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的犯罪
処罰法別表の規定の適用については、同表第2号ワ中「国外移送目的
略取等、被略取者收受等」とあるのは、「所在国外移送目的略取及び
誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等」とす
る。

犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正前の組織的犯罪处罚法別表は、犯罪収益の前提犯罪等となる罪を列挙しているものであるが、その2号ワでは、刑法224条から228条までの罪を掲げていた。本法は、新たに、刑法226条の2及び226条の3を新設するなどの改正を行うものであるところ、本法の施行の日が犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案の施行の日の前となつた場合には、それまでの間、これら刑法における新設の罰則規定は、上記別表2号ワの「第224条から第228条」に含まれるものとして、犯罪収益の前提犯罪等として扱われることとなる。そこで、その間に、2号ワの括弧内に掲げる罰則の罪名の中に、新設罰則の罪名を追加することなどを内容とする所要の読み替え規定を定めたものである。

4 附則5条

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日が旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行の日前である場合には、第4条のうち、組織的犯罪处罚法第2条第2項第1号イの改正規定中「別表第一第1号、第2号若しくは第4号から第6号まで」を「別表第一（第3号を除く。）とあるのは、「第4号若しくは第5号」を「若しくは第4号から第9号まで」とし、組織的犯罪处罚法別表第一第4号ニ中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号ト中「ト」を「ル」とし、ヘをヌとし、ホをヘとし、への次にト、チ及びリを加える改正規定中「別表第一第4号ニ中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号中トをルとし、」とあるのは「別表第一第4号ニ中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号ヘ中「ホ」を「リ」に改め、同号中「ト」を「ル」とし、組織的犯罪处罚法別表第一中第6号を第10号とし、第5号を第10号とし、第5号」とあるのは「第5号」とする。

2 前項の場合において、旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第2条のうち、組織的犯罪处罚法第2条第2項第1号イの改正規定中「第4号若しくは第5号」を「若しくは第4号から第6号まで」とあるのは「別表第一第1号、第2号若しくは第4号から第9号まで」を「別表第一（第3号を除く。）とし、組織的犯罪处罚法別表第一第4号ニ中「ヘ」を「ト」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次にヘを加える改正規定中「別表第一第4号ニ中「ヘ」を「ト」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中ヘをトとし、ホ」とあるのは「別表第一第4号ニ中「ヌ」を「ル」に改め、同号ヌ中「リ」を「ヌ」に改め、同号旅券法」とし、組織的犯罪处罚法別表第一に1号を加える改正是「ヌ旅券法」とし、組織的犯罪处罚法別表第一に1号を加える改正是「ヌ」に改め、同号ヌをルとし、リ」とし、「ヘ 旅券法」とあるのは「十 旅券法」とする。

旅券法等一部改正法の2条は、密入国認定書の犯罪化義務を担保するための罰則の新設や、新設された罰則を犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案による改正後の組織的犯罪处罚法別表第一に掲げ、犯罪収益や罰人買収罪の前提犯罪・対象犯罪とするなどの改正内容を含んでいる。本法は、旅券法等一部改正法が本法より前に施行されることを前提として立案しているものであるところ、旅券法等一部改正法のうち組織的犯罪处罚法の改正部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成17年12月10日）又は犯罪の国際化等に対処するための刑法等改正案の施行日のいずれか遅い日から施行することとされている。

そこで、附則5条1項は、旅券法等一部改正法の施行が本法の施行よりも遅れた場合には、本法が、旅券法等一部改正法施行前の組織的犯罪处罚法を改正するよう本則の改正規定を読み替えるためのものであり、また、同条2項は、その場合において、旅券法等一部改正法が、本法が施行された後の組

組織的犯罪処罰法を改正するよう旅券法等一部改正法の改正規定を読み替えるためのものである。

5 附則9条

(第4条の規定による組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)

第9条 組織的犯罪処罰法第9条第1項から第3項まで、第10条及び第11条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第4条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法別表第1号、第8号又は第9号に掲げる罪（第4条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号又は口に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に対して附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第4条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号の犯罪収益とみなす。

（106） 57巻11号 3315 「刑法等の一部を改正する法律」について (107)

ると考えられる。そこで、附則9条において、4条の規定の施行の前に犯された犯罪に係る犯罪収益であっても、施行後に隠匿、收受等がなされた以上は、これらの犯罪収益に関する罪の対象とすることとしたものである。

(注80) 以下の罪がこれに当たる（4条の規定が施行される前から前提犯罪であるもの（例えば、現行の組織的犯罪処罰法の別表に掲げられている罪）、4条の規定が施行される前は犯罪ではないもの（例えば、4条の規定の施行と本法の施行とが同日となった場合にはける人身売買罪）等は、除外されることとなる。）

- (1) 別表第1第4号チ（児童福祉法60条2項（児童の引渡し及び支配）の罪に係る捜査妨害を目的とする公務執行妨害罪等）
- (2) 別表第1第4号リ（出入国管理及び難民認定法違反（70条1項1号（不法入国）、2号（不法上陸）若しくは5号（不法残留）若しくは2項（不法在留）又は74条の8第1項（不法入国者等の威脅等）に係るものに限る。）の罪に係る捜査妨害を目的とする公務執行妨害罪等）
- (3) 別表第1第8号（児童福祉法60条2項（児童の引渡し及び支配）の罪）
- (4) 別表第1第9号（出入国管理制度70条1項1号（不法入国）、2号（不法上陸）若しくは5号（不法残留）若しくは2項（不法在留）又は74条の8第1項（不法入国者等の威脅等）の罪に限る。）

本法4条の規定により、犯罪収益の前提犯罪が、議定書が犯罪化を義務付けている犯罪を含むように拡大されることとなるが、それらの犯罪が、前提犯罪となる前から犯罪である場合には、その行為が、同条の規定の施行の日（つまり前提犯罪となつた日）の前に犯されたか、その後に犯されたかによつて、そこから生じるなどした犯罪収益の隠匿・收受等の罪による合法的な経済活動への悪影響や将来の犯罪活動への再投資のふそれには違ひはないと考えられ、同条の規定の施行の日前に犯されたといふだけで、その犯罪行為に係る犯罪収益の隠匿、收受等の罪の対象にならないとするのは、不合理である。

平成17年4月14日参議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 人身売買罪の創設など人身取引の撲滅等を図るために法整備が行われたことを踏まえ、人身取引の処罰の実効性が一層高まるよう、内外の関係機関との連携強化の下に、捜査体制の充実・強化に努めること。
- 2 人身取引対策行動計画に掲げる各施策を推進するに当たっては、その

3317 「刑法等の一部を改正する法律」について (109)
の保護などを含めた総合的・括弧的な法整備について更に検討すること。

3 人身取引対策の推進に当たっては、被害実態の正確な把握が極めて重要であることにかんがみ、NGO 等の民間団体及び各国外交館等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的かつ継続的に実態調査を行うとともに、各施策についても適宜検証を行い、その結果が効果的に対策に反映されるよう努めること。

4 外国人被害者に対する情報提供に当たっては、被害者の置かれた状況にかんがみ、周知のための一層の工夫を講らすこと。

5 人身取引の被害者が安心して保護や救済を求めることができるように、警察、入国管理局等に適切な通訳人を確保するとともに、被害者の保護に当たっては、婦人相談所、民間シェルターなどの保護機関と十分協力して行うよう努めること。特に、被害者と接する職員に対しては、人身取引が重大な人権侵害であることを十分認識し、被害者保護を最優先させなるなど被害者の視点に立った対応を行うよう、教育、研修を通じて徹底を図ること。

6 人身取引の被害者の適切な保護が図られるよう、婦人相談所の人物的体制の強化に努めるとともに、民間シェルターに対する実態に即した的確な財政上の措置を含め必要な措置について十分に配慮すること。

7 外国入国管理局当局に対する情報提供に当たっては、人身取引の被害者や難民認定申請者等を危険にさらしたり、その個人情報が濫用されるこのないよう特に配慮すること。

8 運送業者による旅券等の確認に当たっては、恣意的な選択がされるとのないよう指導の徹底を図ること。

9 人身取引の被害者保護には、人権に十分配慮した多面的、きめ細やかな対応が求められることから、専門的な保護機関の設置、被害者の生活

平成17年6月14日衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 人身取引被害者の保護については、人身取引被害実態の正確な把握が重要であることにかんがみ、内外の関係機関と十分な情報交換を行うとともに、婦人相談所・民間シェルター・NGO 等に対する財政支援についても、検討すること。
- 2 人身取引被害者の保護については、被害者の置かれた状況を十分勘察し、人権に配慮した、きめ細やかな対応を行いうよう、婦人相談所及び民間シェルターとの連携に努めるとともに、多言語ホットラインの設置、適切な通訳人の確保、医学的・心理的専門員の育成、雇用・教育・訓練の機会提供なども含め、総合的な法整備について、検討すること。
- 3 人身取引の被害者の保護及び支援のため、必要があれば、被害者の保護及び支援、被害者の法的地位、帰国、情報交換、法施行機關等の職員に対する教育訓練、被害予防、国及び都道府県の基本計画策定、NGO 等との協力について、法整備も含め、検討すること。
- 4 運送業者による旅券等の確認に当たっては、庇護希望者の立場や家族的結合等に特に留意し、決して恣意的な運用が行われないよう、関係機関と密接な連携を図り、指導の徹底に努めること。
- 5 外国入国管理局にに対する情報提供に当たっては、人身取引被害者及び関係者の安全確保を最優先に、提供情報の目的・範囲・方法等を定めた基準の作成や公表の可否について、検討すること。
- 6 人身取引を撲滅するため、人身取引退出国及び輸出国に対し、我が国

における人身取引に関する情報を広く提供するとともに、我が国性産業の法的規制のあり方にについても、検討すること。

7 在留特別許可、上陸特別許可、仮放免、在留資格更新などの出入国管理制度の運用については、今後も引き続き、その基準の作成や公表の可否について検討し、透明性の高い運用に努めること。

久木元 伸 法務省刑事局刑法課企画官
島 純 行 法務省矯正局付（前刑事局付）
谷 澄 行 法務省刑事局付

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)」について (5)

白木功
木 章
今 好
三 二 一

目次

はじめに

第1 制定の経緯

- 1 我が国における心神喪失者等による重大な他害行為の現状
- 2 これまでの我が国の取扱い、
 - (1) 刑事手続上の取扱い、
 - (2) 精神保健福祉法による処遇
- 3 主な諸外国の法制度
- 4 法案の国会提出に至る経緯
- 5 国会審議の経過
 - (1) 第154回国会における審議状況（法務大臣による趣旨説明等）
 - (2) 第155回国会における審議状況（政府原案の修正等）
 - (3) 第156回国会における審議状況（法案の可決・成立等）

資料1 心神喪失者・心神耗弱者の罪名別処理結果

資料2 心神喪失者・心神耗弱者の他害行為時の治療状況調べ

資料3 責任無能能力等の状態で犯罪に当たる行為をした者の入院処遇に関する

外国法制

第2 逐条解説

第1章 総則